

令和5年度厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム
の見直しに向けた調査研究事業
報告書

令和6年3月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

はじめに

介護保険制度における指定福祉用具貸与・販売事業所に常勤換算方法で2名以上の配置が義務付けられている福祉用具専門相談員は、介護福祉士等の国家資格を所持しているか、各都道府県によって指定された指定講習実施者が実施する福祉用具専門相談員指定講習(以下、指定講習)の修了が必要とされており、福祉用具専門相談員のうち、約8割を指定講習修了者が占めています。

この指定講習修了者が受講するカリキュラムは、当会が平成 25 年度に実施した老健事業「福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業」の成果を踏まえ、福祉用具専門相談員の自立支援に資する福祉用具の利用を図る観点から、講習時間をそれまでの 40 時間に 10 時間を加えた計 50 時間に拡充するとともに、学習内容の修得度を確保するための修了評価を位置付ける等、平成 27 年度に大幅な見直しを実施されました。

以降、見直しが実施されていない中で、社会保障審議会介護給付費分科会における「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」や令和4年9月にまとめられた「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」の議論の整理において、福祉用具の安全な利用の促進や福祉用具専門相談員の更なる質の向上の観点に基づき、指定講習カリキュラム等の必要な見直しを検討していくべきとされました。

本事業を進めるにあたっては、介護保険制度施行により専門職として位置付けられた福祉用具専門相談員に対するこれまでの専門性向上等に資する取り組みを踏まえつつ、これから人口構造の変化や福祉用具製品の種類の増加、WEB 会議システムの充実等の社会環境の変化への対応が求められました。

また、感染症や災害および認知症への対応力向上や、福祉用具の利用安全に向けた取り組みに加え、平成 27 年度以降の介護保険制度の改正内容や福祉用具専門相談員が多職種連携を通じ専門職として役割を果たしていく上で必要となる知識やサービス提供時の実務に繋がる技術、技能を学ぶ機会を組み入れることの重要性に関する検討を行いました。

更には、指定講習実施者や福祉用具貸与事業者に向けたアンケート調査やヒアリング調査を通じて、新任の福祉用具専門相談員に対する研修体制等における実態や課題の把握を行うとともに、指定講習カリキュラムに加えるべき事項や目的、到達目標、講師の要件等についても検討を重ね指定講習カリキュラムの見直し案をとりまとめました。

本調査研究で見直しを行った指定講習カリキュラムの内容等が、福祉用具専門相談員の能力の向上に繋がるとともに、福祉用具の安全な利用や PDCA の推進、それらを効果的に行うための多職種連携等の適切な実施等、福祉用具サービスの質的向上の一助となれば幸いです。

おわりに、本事業の実施においてご尽力を賜りました検討委員会の委員の皆様並びにアンケート・ヒアリング調査の実施にご協力をいただいた関係者の皆様にこの場を借りて心から御礼申し上げます。

令和6年3月
一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

目次

1.	事業概要	1
1.1	目的	1
1.2	事業概要	1
1.3	検討委員会の実施	2
1.3.1	検討委員会の委員構成	2
1.3.2	検討委員会の開催状況	3
2.	指定講習事業者向け調査の実施	4
2.1	アンケート調査の概要	4
2.2	アンケート調査結果	6
2.2.1	事業者の基本情報について	6
2.2.2	受講者に関する内容について	14
2.2.3	直近で開催した指定講習会の実施方法とオンライン活用状況について	15
2.2.4	福祉用具専門相談員指定講習の受講時間数や内容について	58
2.2.5	修了評価について	60
2.2.6	その他	62
2.3	ヒアリング調査の概要	66
2.4	ヒアリング調査結果	68
2.4.1	基本情報	68
2.4.2	指定講習カリキュラム見直し(案)に対する意見・要望	74
2.4.3	現行の指定講習カリキュラムでの開催にあたっての意見・要望	78
2.4.4	その他	79
2.5	指定講習事業者向け調査のまとめ	80
2.5.1	現行の指定講習カリキュラムでの指定講習の実施状況について	80
2.5.2	指定講習カリキュラム見直し(案)に対する意見・要望について	82
3.	福祉用具専門相談員(教育指導担当)向け調査の実施	83
3.1	アンケート調査の概要	83
3.2	アンケート調査結果	84
3.2.1	法人・事業所の基本情報	84
3.2.2	福祉用具専門相談員(回答者)の基本情報	87
3.2.3	現状の指定講習カリキュラムについて	90
3.2.4	直近の福祉用具専門相談員指定講習受講者に対する法人・事業所内の教育・指導について	96
3.3	ヒアリング調査の概要	107
3.4	ヒアリング調査結果	109
3.4.1	基本情報	109
3.4.2	新任者を対象とした教育について	110
3.4.3	指定講習カリキュラム見直し(案)に対する意見・要望	114

3.4.4	現行の指定講習カリキュラムでの開催にあたっての意見・要望	119
3.4.5	その他	119
3.5	福祉用具専門相談員(教育指導担当)向け調査のまとめ	120
3.5.1	新任者を対象とした教育の現状について	120
3.5.2	指定講習カリキュラム見直し(案)に対する意見・要望について	120
4.	指定講習カリキュラム等の見直し(案)の検討	122
4.1	見直しの背景と検討方法	122
4.1.1	見直しの背景・目的	122
4.1.2	見直しに向けた課題整理	123
4.1.3	検討フロー	130
4.1.4	見直しにあたっての方針	130
4.2	カリキュラム見直し(案)	132
4.2.1	指定講習科目(案)	140
4.2.2	修了評価について	157
4.2.3	講師要件の見直し(案)	158
4.2.4	新旧対照表	159
4.2.5	効果的な運営に向けた実施方法等について	167
5.	本事業のまとめ、今後の課題	168
5.1	本事業のまとめ	168
5.2	今後の課題	173
6.	参考資料	176
6.1	指定講習事業者向け調査票	176
6.2	福祉用具専門相談員(教育指導担当)向け調査票	180

1. 事業概要

1.1 目的

福祉用具貸与事業所等に配置が義務化されている福祉用具専門相談員は、介護福祉士等の国家資格の所持をしているか、都道府県によって指定された者が実施する講習（以下「指定講習」という。）の修了が必要としており、カリキュラムの内容は国が告示や通知によって規定している。

平成27年以降は、福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム（以下「指定講習カリキュラム」という。）の見直しが実施されていないが、「社会保障審議会介護給付費分科会」における令和3年度介護報酬改定に関する審議報告や、令和4年9月にまとめられた「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」のこれまでの議論の整理では、福祉用具の利用安全の促進、福祉用具専門相談員に必要な能力の向上等の観点から、見直しについて指摘がされている。

このような経緯等を踏まえ、各指定講習実施者に対するアンケートを通じて指定講習の実態や課題を把握し、有識者による検討会を開催した上で、指定講習カリキュラムに加えるべき事項、講師の要件等について検討を行い、各科目における目的、到達目標、内容等といったコア・カリキュラム(案)を作成することを本事業の目的とした。

なお、検討に際しては近年の介護保険制度の改正（感染症や災害および認知症への対応力向上に向けた取組推進等）に加え、社会環境の変化（福祉用具製品の種類の増加、WEB 会議システムの充実等）なども踏まえて行った。

1.2 事業概要

(1) 検討委員会の設置・開催

学識者・有識者から構成する会議体を設置し、指定講習カリキュラムの見直しに向けた検討を行った。
なお、検討委員会は4回開催した。

(2) 指定講習事業者向け調査の実施

各都道府県の指定講習事業者が行っている現行カリキュラムによる指定講習会の内容の実態を把握するとともに、見直しによって求められる対応や課題等を把握することを目的としたアンケート調査及び、ヒアリング調査を実施した。

(3) 福祉用具専門相談員(教育指導担当)向け調査の実施

指定講習カリキュラムを受講した新任の福祉用具専門相談員を教育指導する立場の福祉用具専門相談員(管理者もしくは教育指導経験者)に対し、講習受講後の新任者の実務等での課題や、指定講習に含めて欲しい教育内容等を把握することを目的としたアンケート調査及び、ヒアリング調査を実施した。

(4) 指定講習カリキュラム等の見直し案の検討

見直しにあたっての方針や課題を整理した上で、現行カリキュラムの見直し案、講師要件(案)及び、指定講習事業者における効果的な運営に向けた実施方法等について、検討委員会での議論を通じ、本事業における見直し案を整理した。

(5) 報告書の作成

上記、調査の結果及び検討委員会での議論を踏まえて、報告書として取りまとめた。

1.3 検討委員会の実施

1.3.1 検討委員会の委員構成

検討委員会の委員構成は以下の通り。

【検討委員会】

(敬称略、五十音順)

荒木 弘史	フランスベッド株式会社 メディカル営業推進部長
加島 守	高齢者生活福祉研究所 所長
久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 事務局長
五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長
小林 広美	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
近藤 和泉	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 病院長
神 智淳	お茶の水ケアサービス学院株式会社 代表取締役
◎ 東畠 弘子	国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授
淵上 敬史	株式会社ウィズ ASチーム課長
森山 由香	社会福祉法人三篠会 小規模多機能型居宅介護 SHIRAKI梯 管理者
○ 渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長
◎委員長、福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム見直し案 監修 ○副委員長	

【オブザーバー】

(敬称略)

内田 正剛	厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修指導官
小河 佑樹	厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係係長
後藤 美詞	厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係主査
野村 望	厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係
岩元 文雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長

【事務局】

肥後 一也	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
川口 隆	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
中村 一男	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
池本 和樹	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
柳田 磨利子	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
中沢 淳	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
谷澤 由香理	エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社
柿迫 栞緒	エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

1.3.2 検討委員会の開催状況

検討委員会の開催状況は下記の通り。

図表 1 検討委員会の開催日と主な議題

回	開催日	主な議題
第1回	令和5年8月9日(水) 15:00~17:00	・ 事業計画(案)について ・ カリキュラム見直し(案)について ・ 調査票(案)について
第2回	令和5年 11 月2日(木) 13:00~15:00	・ アンケート調査結果(速報)について ・ カリキュラム見直し(案)について ・ ヒアリング調査について
第3回	令和6年1月 18 日(木) 13:00~15:00	・ アンケート調査結果(確報)について ・ ヒアリング調査結果について ・ 指定講習カリキュラム見直し(案)について ・ 指定講習カリキュラム講師要件について
第4回	令和6年3月7日(木) 15:00~17:00	・ 指定講習カリキュラム見直し(案)について ・ 報告書(案)について

2. 指定講習事業者向け調査の実施

2.1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

各都道府県の指定講習事業者が行っている現行カリキュラムによる指定講習会の内容の実態を把握するとともに、見直しによって求められる対応や課題等を把握することを目的に実施した。

(2) 調査対象

各都道府県の福祉用具専門相談員指定講習事業者183件(全数調査)

(3) 調査時期

令和5年9月19日(火)～令和5年10月13日(金)

(4) 調査方法

郵送配布・郵送回収

(5) 回収結果

回収状況は以下の通りであった。

図表 2 回収状況

調査対象数	回収数(率)	
183	103	56.3%

(6) 調査項目

調査項目は、本事業の検討委員会での議論を踏まえ、以下のように設定した。

図表 3 主な調査項目

事業者の基本情報について	▶ 指定を受けている都道府県 ▶ 法人種別、主たる事業 ▶ 講習過程の日数、受講料 ▶ 直近の福祉用具専門相談員指定講習会の開催実績(開催年月、定員数、受講者数)
受講者に関する内容について	▶ 直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習会の受講者の主な職業・職種 ▶ 直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習会の受講者に対する指定講習事業者独自のアンケート実施・集計の有無
直近で開催した指定講習会の実施方法とオンライン活用状況について	▶ 各科目の実施方法(開催形式、実施方法、使用している教材) ▶ オンラインで福祉用具専門相談員指定講習会を実施していない理由 ▶ 演習をオンライン上で行う上で工夫や配慮 ▶ 各科目において主となる担当講師の属性(講師の所属、講師の属性) ▶ 講師の選任・確保は難しいか、どのような点が難しいか
福祉用具専門相談員指定講習の受講時間数や内容について	▶ 直近で開催した指定講習の受講時間数 ▶ 時間数を増やした科目や内容、増やした時間数等 ▶ 受講時間を増やした理由
修了評価について	▶ 設問数 ▶ 出題範囲 ▶ 合格ラインの有無 ▶ 合格ラインに満たなかった場合の対応
その他	▶ 福祉用具専門相談員指定講習の質を担保するために実施している工夫・取組 ▶ 福祉用具専門相談員指定講習の内容や運営面での質を担保していく上での、指定講習事業者としての職能団体等への要望

2.2 アンケート調査結果

以下に掲載する図表のうち、指定講習事業者が運営する主たる事業別のクロス集計の結果は、表側「主たる事業」が複数回答のため、縦列の合計が図表内の「合計」の行の値と一致しないことに留意されたい。

2.2.1 事業者の基本情報について

1) 指定を受けている都道府県

本調査に回答した指定講習事業者が指定を受けている都道府県は、「東京都」が最も多く 10.7%、次いで「愛知県」が 6.8%、「青森県」、「京都府」が 5.8%であった(図表 4)。

図表 4 指定を受けている都道府県【複数回答】

都道府県名	件数	割合	都道府県名	件数	割合
全国	103	100.0%			
北海道	3	2.9%	滋賀県	3	2.9%
青森県	6	5.8%	京都府	6	5.8%
岩手県	2	1.9%	大阪府	4	3.9%
宮城県	5	4.9%	兵庫県	2	1.9%
秋田県	1	1.0%	奈良県	2	1.9%
山形県	1	1.0%	和歌山県	-	-
福島県	1	1.0%	鳥取県	-	-
茨城県	2	1.9%	島根県	2	1.9%
栃木県	4	3.9%	岡山県	2	1.9%
群馬県	1	1.0%	広島県	5	4.9%
埼玉県	2	1.9%	山口県	1	1.0%
千葉県	5	4.9%	徳島県	-	-
東京都	11	10.7%	香川県	1	1.0%
神奈川県	3	2.9%	愛媛県	2	1.9%
新潟県	1	1.0%	高知県	1	1.0%
富山県	2	1.9%	福岡県	3	2.9%
石川県	2	1.9%	佐賀県	1	1.0%
福井県	1	1.0%	長崎県	1	1.0%
山梨県	-	-	熊本県	2	1.9%
長野県	2	1.9%	大分県	3	2.9%
岐阜県	1	1.0%	宮崎県	3	2.9%
静岡県	3	2.9%	鹿児島県	4	3.9%
愛知県	7	6.8%	沖縄県	1	1.0%
三重県	1	1.0%	無回答	1	1.0%

2) 主たる事業

本調査に回答した指定講習事業者が運営する主たる事業は、「福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業」が最も多く 54.4%であった。指定講習事業者の所在地域(地域区分)別に見ると、政令指定都市及びその他市区町村では「福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業」が最も多かったが、中核市では「その他」が最も多かった(図表 5)。

「その他」の主な自由記述は図表 6 の通り。

図表 5 主たる事業 地域区分別【複数回答】

	件数	定福祉用具専門相談員指定講習を含む事業	福祉用具貸与事業など	その他	無回答
合 計	103	56 54.4%	16 15.5%	40 38.8%	1 1.0%
政令指定都市	22	16 72.7%	1 4.5%	5 22.7%	-
中核市	35	13 37.1%	4 11.4%	21 60.0%	1 2.9%
その他市区町村	46	27 58.7%	11 23.9%	14 30.4%	-

図表 6 主たる事業「その他」の主な自由記述

▶ 介護事業、医療関連事業、保育事業など ▶ 居宅介護、訪問介護 ▶ グループホーム、訪問介護、住宅型有料老人ホーム ▶ 介護サービス及び資格系講座研修事業など ▶ 介護の資格講座 ※初任者・実務者と人材派遣・紹介 ▶ 社会福祉士、介護福祉士、高校教諭一種免許(福祉)の養成 ▶ 職業能力開発校(職業訓練) ▶ 職業訓練校(義肢装具科)及び義肢装具製作事業等 ▶ 専修学校 ▶ 短期大学 ▶ 教育研究活動 ▶ 福祉用具の展示・相談機関 ▶ シルバー世代の支援事業者振興 ▶ 福祉保健医療を担う人材の育成、利用者のサービス選択の支援及び福祉保健システムの適正な運営の支援等 ▶ サービス業 ▶ 研究助成、事業助成、ボランティア活動助成事業他 ▶ 福祉サービス第三者評価、地域密着型サービス外部評価

3) 法人種別

本調査に回答した指定講習事業者の法人種別は、「株式会社」が最も多く 53.4%、次いで「学校法人」が 9.7%であった。指定講習事業者が運営する主たる事業別に見ても、いずれの場合も「株式会社」が最も多く、「福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業」では 42.9%、「福祉用具貸与事業などの在宅サービス」では 87.5%であった(図表 7)。

「その他」の主な自由記述は図表 8 の通り。

図表 7 法人種別_主たる事業別【複数回答】

	件数	株式会社	公益社団・財団法人	一般社団・財団法人	社会福祉法人	学校法人	医療法人	特定非営利活動法人	公法人	その他
合 計	103	55 100.0% 53.4%	5 4.9%	6 5.8%	6 5.8%	10 9.7%	2 1.9%	5 4.9%	1 1.0%	13 12.6%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	24 100.0% 42.9%	3 5.4%	5 8.9%	4 7.1%	4 7.1%	2 3.6%	4 7.1%	1 1.8%	9 16.1%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	14 100.0% 87.5%	-	-	-	-	-	1 6.3%	-	1 6.3%
その他	40	20 100.0% 50.0%	3 7.5%	2 5.0%	2 5.0%	6 15.0%	-	2 5.0%	-	5 12.5%
無回答	1	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-

図表 8 法人種別「その他」の主な自由記述

▶ 有限会社	▶ 生活協同組合
▶ 合資会社	▶ 県出先機関
▶ 職業訓練法人	▶ 共同事業体

4) 講習課程の日数

本調査に回答した指定講習事業者が開催している福祉用具専門相談員指定講習の日数は、「7日」が最も多く32.0%、次いで「8日」が31.1%であった(図表 9、図表 10)。

地域区分別に見ると、政令指定都市及びその他市区町村では「7日」が最も多く、中核市では「8日」が最も多かった(図表 9)。

指定講習事業者が運営する主たる事業別に見ると、「福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業」の場合、「福祉用具貸与事業などの在宅サービス」の場合ともに「7日」が最も多かった(図表 10)。

図表 9 講習課程の日数 地域区分別

	件数	5日以下	6日	7日	8日	9日	10日以上	無回答	平均	中央値	最小値	最大値
合 計	103	-	3	33	32	14	10	11	8.1	8.0	6	14
	100.0%	-	2.9%	32.0%	31.1%	13.6%	9.7%	10.7%				
政令指定都市	22	-	-	9	5	4	2	2	8.0	8.0	7	10
	100.0%	-	-	40.9%	22.7%	18.2%	9.1%	9.1%				
中核市	35	-	-	8	17	4	2	4	8.1	8.0	7	14
	100.0%	-	-	22.9%	48.6%	11.4%	5.7%	11.4%				
その他市区町村	46	-	3	16	10	6	6	5	8.0	8.0	6	12
	100.0%	-	6.5%	34.8%	21.7%	13.0%	13.0%	10.9%				

図表 10 講習課程の日数 主たる事業別

	件数	5日以下	6日	7日	8日	9日	10日以上	無回答	平均	中央値	最小値	最大値
合 計	103	-	3	33	32	14	10	11	8.1	8.0	6	14
	100.0%	-	2.9%	32.0%	31.1%	13.6%	9.7%	10.7%				
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	-	2	22	12	7	9	4	8.2	8.0	6	14
	100.0%	-	3.6%	39.3%	21.4%	12.5%	16.1%	7.1%				
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	-	1	7	2	2	1	3	7.7	7.0	6	11
	100.0%	-	6.3%	43.8%	12.5%	12.5%	6.3%	18.8%				
その他	40	-	1	8	19	6	1	5	8.0	8.0	6	12
	100.0%	-	2.5%	20.0%	47.5%	15.0%	2.5%	12.5%				
無回答	1	-	-	-	1	-	-	-	8.0	8.0	8	8
	100.0%	-	-	-	100.0%	-	-	-				

5) 講習日程

本調査に回答した指定講習事業者が開催している福祉用具専門相談員指定講習の日程は、「平日（月～金）のみの日程で開催」が最も多く 50.5%であった（図表 11、図表 12）。

地域区分別に見ると、政令指定都市では「平日（月～金）のみの日程で開催」及び「土日祝日のみの日程で開催」が最も多く 40.9%、中核市及びその他市区町村では「平日（月～金）のみの日程で開催」が最も多くいずれも5割以上であった（図表 11）。

指定講習事業者が運営する主たる事業別に見ると、「福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業」の場合は「平日（月～金）のみの日程で開催」が最も多く 42.9%、「福祉用具貸与事業などの在宅サービス」の場合は「土日祝日のみの日程で開催」が最も多く 43.8%であった（図表 12）。

図表 11 講習日程【複数回答】地域区分別

	件数	平日（月～金）のみの日程で開催	平日・土日祝日併せた日程で開催	土日祝日のみの日程で開催	無回答
合 計	103	52 50.5%	26 25.2%	33 32.0%	3 2.9%
政令指定都市	22	9 40.9%	8 36.4%	9 40.9%	-
中核市	35	18 51.4%	9 25.7%	9 25.7%	2 5.7%
その他市区町村	46	25 54.3%	9 19.6%	15 32.6%	1 2.2%

図表 12 講習日程【複数回答】主たる事業別

	件数	平日（月～金）のみの日程で開催	平日・土日祝日併せた日程で開催	土日祝日のみの日程で開催	無回答
合 計	103	52 50.5%	26 25.2%	33 32.0%	3 2.9%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	24 42.9%	19 33.9%	21 37.5%	-
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	5 31.3%	5 31.3%	7 43.8%	-
その他	40	25 62.5%	5 12.5%	11 27.5%	3 7.5%
無回答	1	1 100.0%	-	-	-

6) 受講料

本調査に回答した指定講習事業者が開催している福祉用具専門相談員指定講習の受講料は、「40,000 円～49,999 円」及び「60,000 円以上」が最も多く 29.1%であった(図表 13、図表 14)。

地域区分別に見ると、政令指定都市及びその他市区町村では「40,000 円～49,999 円」が最も多く3割以上、中核市では「60,000 円以上」が最も多く 42.9%であった(図表 13)。

指定講習事業者が運営する主たる事業別に見ると、「福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業」の場合、「福祉用具貸与事業などの在宅サービス」の場合ともに「40,000 円～49,999 円」が最も多く、それぞれ32.1%、62.5%であった(図表 14)。

図表 13 受講料_地域区分別

	件数	20,000 円未満	20,000 円～29,999 円	30,000 円～39,999 円	40,000 円～49,999 円	50,000 円～59,999 円	60,000 円以上	無回答
合 計	103	10	3	18	30	8	30	4
	100.0%	9.7%	2.9%	17.5%	29.1%	7.8%	29.1%	3.9%
政令指定都市	22	1	2	5	7	-	6	1
	100.0%	4.5%	9.1%	22.7%	31.8%	-	27.3%	4.5%
中核市	35	3	1	3	9	1	15	3
	100.0%	8.6%	2.9%	8.6%	25.7%	2.9%	42.9%	8.6%
その他市区町村	46	6	-	10	14	7	9	-
	100.0%	13.0%	-	21.7%	30.4%	15.2%	19.6%	-

図表 14 受講料_主たる事業別

	件数	20,000 円未満	20,000 円～29,999 円	30,000 円～39,999 円	40,000 円～49,999 円	50,000 円～59,999 円	60,000 円以上	無回答
合 計	103	10	3	18	30	8	30	4
	100.0%	9.7%	2.9%	17.5%	29.1%	7.8%	29.1%	3.9%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	5	3	11	18	7	9	3
	100.0%	8.9%	5.4%	19.6%	32.1%	12.5%	16.1%	5.4%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	-	-	1	10	1	4	-
	100.0%	-	-	6.3%	62.5%	6.3%	25.0%	-
その他	40	5	-	8	9	-	17	1
	100.0%	12.5%	-	20.0%	22.5%	-	42.5%	2.5%
無回答	1	-	-	-	-	-	1	-
	100.0%	-	-	-	-	-	100.0%	-

7) 直近の福祉用具専門相談員指定講習会の開催実績

a. 開催年月

本調査に回答した指定講習事業者が直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習の開催年月は、図表 15 の通り。2023 年以降に開催実績のある事業者が5割を超えていた。

図表 15 開催年月

件数	2021年以前※	2022年1月	2022年2月	2022年3月	2022年4月	2022年5月	2022年6月	2022年7月	2022年8月	2022年9月	2022年10月	2022年11月	2022年12月
103	11.0	2	-	-	2	2	2	2	2	-	3	6	3
100.0%	10.7%	1.9%	-	-	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	-	2.9%	5.8%	2.9%
件数	2023年1月	2023年2月	2023年3月	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	2023年8月	2023年9月	無回答			
103	1	3	3	7	6	13	2	11	11	11			
100.0%	1.0%	2.9%	2.9%	6.8%	5.8%	12.6%	1.9%	10.7%	10.7%	10.7%			

b. 定員数

本調査に回答した指定講習事業者が直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習の定員数は、「11～30 人」が最も多く、地域区分別、主たる事業別の結果も同様であった(図表 16、図表 17)。

図表 16 定員数 地域区分別

	件数	1～10人	11～30人	31～50人	51人～100人	101人以上	無回答	平均	中央値	最小値	最大値
合 計	103	16	65	9	3	-	10	22.2	20.0	3	100
	100.0%	15.5%	63.1%	8.7%	2.9%	-	9.7%				
政令指定都市	22	3	13	3	1	-	2	26.8	20.0	3	100
	100.0%	13.6%	59.1%	13.6%	4.5%	-	9.1%				
中核市	35	6	21	5	-	-	3	21.3	20.0	8	50
	100.0%	17.1%	60.0%	14.3%	-	-	8.6%				
その他市区町村	46	7	31	1	2	-	5	20.6	20.0	8	70
	100.0%	15.2%	67.4%	2.2%	4.3%	-	10.9%				

図表 17 定員数_主たる事業別

	件 数	1 ～ 10 人	11 ～ 30 人	31 ～ 50 人	51 人 ～ 100 人	101 人 以上	無 回 答	平 均	中 央 値	最 小 値	最 大 値
合 計	103	16	65	9	3	-	10	22.2	20.0	3	100
	100.0%	15.5%	63.1%	8.7%	2.9%	-	9.7%				
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	9	37	5	2	-	3	22.9	20.0	3	100
	100.0%	16.1%	66.1%	8.9%	3.6%	-	5.4%				
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	4	11	-	-	-	1	15.5	15.0	8	24
	100.0%	25.0%	68.8%	-	-	-	6.3%				
その他	40	5	24	4	1	-	6	22.4	20.0	8	60
	100.0%	12.5%	60.0%	10.0%	2.5%	-	15.0%				
無回答	1	-	1	-	-	-	-	20.0	20.0	20	20
	100.0%	-	100.0%	-	-	-	-				

c. 受講者数

本調査に回答した指定講習事業者が直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習の受講者数は、「1～10 人」が最も多く、地域区分別、主たる事業別の結果も同様であった(図表 18、図表 19)。

図表 18 受講者数_地域区分別

	件 数	1 ～ 10 人	11 ～ 30 人	31 ～ 50 人	51 人 ～ 100 人	101 人 以上	無 回 答	平 均	中 央 値	最 小 値	最 大 値
合 計	103	58	28	5	2	-	10	12.0	8.0	1	70
	100.0%	56.3%	27.2%	4.9%	1.9%	-	9.7%				
政令指定都市	22	9	8	2	1	-	2	16.9	12.5	1	56
	100.0%	40.9%	36.4%	9.1%	4.5%	-	9.1%				
中核市	35	18	12	2	-	-	3	11.5	9.5	2	37
	100.0%	51.4%	34.3%	5.7%	-	-	8.6%				
その他市区町村	46	31	8	1	1	-	5	10.0	7.0	2	70
	100.0%	67.4%	17.4%	2.2%	2.2%	-	10.9%				

図表 19 受講者数_主たる事業別

	件 数	1 ～ 10 人	11 ～ 30 人	31 ～ 50 人	51 人 ～ 100 人	101 人 以上	無 回 答	平 均	中 央 値	最 小 値	最 大 値
合 計	103	58	28	5	2	-	10	12.0	8.0	1	70
	100.0%	56.3%	27.2%	4.9%	1.9%	-	9.7%				
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	31	18	2	2	-	3	13.1	9.0	1	70
	100.0%	55.4%	32.1%	3.6%	3.6%	-	5.4%				
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	13	2	-	-	-	1	7.1	6.0	3	22
	100.0%	81.3%	12.5%	-	-	-	6.3%				
その他	40	20	11	3	-	-	6	11.6	9.0	2	37
	100.0%	50.0%	27.5%	7.5%	-	-	15.0%				
無回答	1	1	-	-	-	-	-	2.0	2.0	2	2
	100.0%	100.0%	-	-	-	-	-				

2.2.2 受講者に関する内容について

1) 直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習会の受講者の主な職業・職種

本調査に回答した指定講習事業者が直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習会の受講者の主な職業・職種は、「福祉用具貸与事業所職員」が 52.4%と最も多く、次いで「福祉用具貸与事業所以外の介護サービス事業所職員」が 48.5%であった。地域区分別、主たる事業別で見ても概ね同様の傾向であったが、「その他市区町村」においては「福祉用具貸与事業所以外の介護サービス事業所職員」の方が「福祉用具貸与事業所職員」よりもやや多かった。(図表 20、図表 21)

「その他」の主な自由記述は図表 22 の通り。

図表 20 直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習会の受講者の主な職業・職種【複数回答】地域区分別

	件数	把握していない	福祉用具貸与事業所職員	福祉用具貸与事業所以外の介護サービス事業所職員	関係者 リハビリテーション職、医療	医療福祉介護職以外の一般企業職員	学生	その他	無回答
合 計	103	3 2.9%	54 52.4%	50 48.5%	8 7.8%	18 17.5%	18 17.5%	23 22.3%	4 3.9%
政令指定都市	22	1 4.5%	11 50.0%	10 45.5%	-	4 18.2%	7 31.8%	4 18.2%	-
中核市	35	1 2.9%	21 60.0%	17 48.6%	3 8.6%	5 14.3%	4 11.4%	10 28.6%	1 2.9%
その他市区町村	46	1 2.2%	22 47.8%	23 50.0%	5 10.9%	9 19.6%	7 15.2%	9 19.6%	3 6.5%

図表 21 直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習会の受講者の主な職業・職種【複数回答】主たる事業別

	件数	把握していない	福祉用具貸与事業所職員	福祉用具貸与事業所以外の介護サービス事業所職員	関係者 リハビリテーション職、医療	医療福祉介護職以外の一般企業職員	学生	その他	無回答
合 計	103	3 2.9%	54 52.4%	50 48.5%	8 7.8%	18 17.5%	18 17.5%	23 22.3%	4 3.9%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	1 1.8%	32 57.1%	31 55.4%	4 7.1%	9 16.1%	9 16.1%	15 26.8%	2 3.6%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	-	8 50.0%	7 43.8%	1 6.3%	2 12.5%	1 6.3%	2 12.5%	1 6.3%
その他	40	2 5.0%	20 50.0%	16 40.0%	6 15.0%	8 20.0%	11 27.5%	10 25.0%	1 2.5%
無回答	1	-	1 100.0%	-	-	1 100.0%	-	-	-

図表 22 直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習会の受講者の主な職業・職種「その他」の主な自由記述

▶ 求職者	▶ 役所
▶ 公共職業訓練受講者	▶ 農業
▶ 事務員等	▶ これから起業される方

2) 直近に開催した福祉用具専門相談員指定講習会の受講者に対する指定講習事業者独自のアンケート実施・集計の有無

本調査に回答した指定講習事業者のうち、直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習会の受講者に対して指定講習事業者独自のアンケートの実施・集計を「実施している」と回答した事業者の割合は、39.8%であった(図表 23)。

図表 23 直近に開催した福祉用具専門相談員指定講習会の受講者に対する指定講習事業者独自のアンケート実施・集計の有無

件数	実施している	実施していない	無回答
103	41	56	6
100.0%	39.8%	54.4%	5.8%

2.2.3 直近で開催した指定講習会の実施方法とオンライン活用状況について

1) 直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習会の各科目の実施方法

a. 開催形式

直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習会の開催方法は、いずれの科目においても「対面開催」が8割以上であり、「オンライン開催」の割合は1割に満たなかった(図表 24)。

1科目以上「オンライン開催」を選択した事業者に限定して集計したところ、「福祉用具の役割」、「福祉用具専門相談員の役割と職業倫理」、「からだところの理解」、「介護技術」については全ての事業者が「オンライン開催」で実施していたが、それ以外の科目では一部「対面開催」により実施している事業者があった。特に、「福祉用具の特徴」、「福祉用具の活用」、「福祉用具の貸与と活用」、「福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成」においては約半数前後が「対面開催」で実施していた(図表 25)。

また、地域区分別に見ると、いずれの科目においても「政令指定都市」が最もオンライン開催の割合が高く、「中核市」ではオンライン開催で実施している事業者はいなかった(図表 26～図表 39)。

主たる事業別に見ると、「福祉用具貸与事業などの在宅サービス」の場合は、いずれの科目でもオンライン開催で実施している事業者はいなかった(図表 40～図表 53)。

図表 24 開催形式(全体)

	件 数	対 面 開 催	オ ン ラ イ ン 開 催	無 回 答
①福祉用具の役割	103 100.0%	90 87.4%	7 6.8%	6 5.8%
②福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	103 100.0%	90 87.4%	7 6.8%	6 5.8%
③介護保険制度の考え方と仕組み	103 100.0%	91 88.3%	6 5.8%	6 5.8%
④介護サービスにおける視点	103 100.0%	91 88.3%	6 5.8%	6 5.8%
⑤からだところの理解	103 100.0%	90 87.4%	7 6.8%	6 5.8%
⑥リハビリテーション	103 100.0%	91 88.3%	6 5.8%	6 5.8%
⑦高齢者の日常生活の理解	103 100.0%	91 88.3%	6 5.8%	6 5.8%
⑧介護技術	103 100.0%	90 87.4%	7 6.8%	6 5.8%
⑨住環境と住宅改修	103 100.0%	91 88.3%	6 5.8%	6 5.8%
⑩福祉用具の特徴	103 100.0%	93 90.3%	3 2.9%	7 6.8%
⑪福祉用具の活用	103 100.0%	93 90.3%	3 2.9%	7 6.8%
⑫福祉用具の供給と仕組み	103 100.0%	91 88.3%	6 5.8%	6 5.8%
⑬福祉用具の貸与と活用	103 100.0%	94 91.3%	3 2.9%	6 5.8%
⑭福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成	103 100.0%	92 89.3%	4 3.9%	7 6.8%

図表 25 開催形式(オンラインでの開催実績のある事業者のみ)

	件数	対面開催	オンライン開催	無回答
①福祉用具の役割	7 100.0%	0 0.0%	7 100.0%	0 0.0%
②福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	7 100.0%	0 0.0%	7 100.0%	0 0.0%
③介護保険制度の考え方と仕組み	7 100.0%	1 14.3%	6 85.7%	0 0.0%
④介護サービスにおける視点	7 100.0%	1 14.3%	6 85.7%	0 0.0%
⑤からだところの理解	7 100.0%	0 0.0%	7 100.0%	0 0.0%
⑥リハビリテーション	7 100.0%	1 14.3%	6 85.7%	0 0.0%
⑦高齢者の日常生活の理解	7 100.0%	1 14.3%	6 85.7%	0 0.0%
⑧介護技術	7 100.0%	0 0.0%	7 100.0%	0 0.0%
⑨住環境と住宅改修	7 100.0%	1 14.3%	6 85.7%	0 0.0%
⑩福祉用具の特徴	7 100.0%	3 42.9%	3 42.9%	1 14.3%
⑪福祉用具の活用	7 100.0%	3 42.9%	3 42.9%	1 14.3%
⑫福祉用具の供給と仕組み	7 100.0%	1 14.3%	6 85.7%	0 0.0%
⑬福祉用具の貸与と活用	7 100.0%	4 57.1%	3 42.9%	0 0.0%
⑭福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成	7 100.0%	3 42.9%	4 57.1%	0 0.0%

※①～⑭までのうち1科目以上「オンライン開催」を選択した事業者に限定して集計。

図表 26 開催形式_地域区分別_①福祉用具の役割

	件数	対面開催	オンライン開催	無回答
合 計	103 100.0%	90 87.4%	7 6.8%	6 5.8%
政令指定都市	22 100.0%	19 86.4%	3 13.6%	- -
中核市	35 100.0%	34 97.1%	- -	1 2.9%
その他市区町村	46 100.0%	37 80.4%	4 8.7%	5 10.9%

図表 27 開催形式_地域区分別_②福祉用具専門相談員の役割と職業倫理

	件数	対面開催	オンライン開催	無回答
合 計	103	90 100.0% 87.4%	7 6.8%	6 5.8%
政令指定都市	22	19 100.0% 86.4%	3 13.6%	-
中核市	35	34 100.0% 97.1%	-	1 2.9%
その他市区町村	46	37 100.0% 80.4%	4 8.7%	5 10.9%

図表 28 開催形式_地域区分別_③介護保険制度の考え方と仕組み

	件数	対面開催	オンライン開催	無回答
合 計	103	91 100.0% 88.3%	6 5.8%	6 5.8%
政令指定都市	22	20 100.0% 90.9%	2 9.1%	-
中核市	35	34 100.0% 97.1%	-	1 2.9%
その他市区町村	46	37 100.0% 80.4%	4 8.7%	5 10.9%

図表 29 開催形式_地域区分別_④介護サービスにおける視点

	件数	対面開催	オンライン開催	無回答
合 計	103	91 100.0% 88.3%	6 5.8%	6 5.8%
政令指定都市	22	20 100.0% 90.9%	2 9.1%	-
中核市	35	34 100.0% 97.1%	-	1 2.9%
その他市区町村	46	37 100.0% 80.4%	4 8.7%	5 10.9%

図表 30 開催形式_地域区分別_⑤からだとこころの理解

	件数	対面開催	オンライン開催	無回答
合 計	103	90 100.0%	7 6.8%	6 5.8%
政令指定都市	22	19 100.0%	3 13.6%	-
中核市	35	34 100.0%	-	1 2.9%
その他市区町村	46	37 100.0%	4 8.7%	5 10.9%

図表 31 開催形式_地域区分別_⑥リハビリテーション

	件数	対面開催	オンライン開催	無回答
合 計	103	91 100.0%	6 5.8%	6 5.8%
政令指定都市	22	19 100.0%	3 13.6%	-
中核市	35	34 100.0%	-	1 2.9%
その他市区町村	46	38 100.0%	3 6.5%	5 10.9%

図表 32 開催形式_地域区分別_⑦高齢者の日常生活の理解

	件数	対面開催	オンライン開催	無回答
合 計	103	91 100.0%	6 5.8%	6 5.8%
政令指定都市	22	20 100.0%	2 9.1%	-
中核市	35	34 100.0%	-	1 2.9%
その他市区町村	46	37 100.0%	4 8.7%	5 10.9%

図表 33 開催形式_地域区分別_⑧介護技術

	件数	対面開催	オンライン開催	無回答
合 計	103	90 100.0%	7 6.8%	6 5.8%
政令指定都市	22	19 100.0%	3 13.6%	-
中核市	35	34 100.0%	-	1 2.9%
その他市区町村	46	37 100.0%	4 8.7%	5 10.9%

図表 34 開催形式_地域区分別_⑨住環境と住宅改修

	件数	対面開催	オンライン開催	無回答
合 計	103	91 100.0%	6 5.8%	6 5.8%
政令指定都市	22	19 100.0%	3 13.6%	-
中核市	35	34 100.0%	-	1 2.9%
その他市区町村	46	38 100.0%	3 6.5%	5 10.9%

図表 35 開催形式_地域区分別_⑩福祉用具の特徴

	件数	対面開催	オンライン開催	無回答
合 計	103	93 100.0%	3 2.9%	7 6.8%
政令指定都市	22	19 100.0%	2 9.1%	1 4.5%
中核市	35	34 100.0%	-	1 2.9%
その他市区町村	46	40 100.0%	1 2.2%	5 10.9%

図表 36 開催形式_地域区分別_⑪福祉用具の活用

	件数	対面開催	オンライン開催	無回答
合 計	103	93 100.0%	3 2.9%	7 6.8%
政令指定都市	22	19 100.0%	2 9.1%	1 4.5%
中核市	35	34 100.0%	-	1 2.9%
その他市区町村	46	40 100.0%	1 2.2%	5 10.9%

図表 37 開催形式_地域区分別_⑫福祉用具の供給と仕組み

	件数	対面開催	オンライン開催	無回答
合 計	103	91 100.0%	6 5.8%	6 5.8%
政令指定都市	22	19 100.0%	3 13.6%	-
中核市	35	34 100.0%	-	1 2.9%
その他市区町村	46	38 100.0%	3 6.5%	5 10.9%

図表 38 開催形式_地域区分別_⑬福祉用具の貸与と活用

	件数	対面開催	オンライン開催	無回答
合 計	103	94 100.0%	3 2.9%	6 5.8%
政令指定都市	22	21 100.0%	1 4.5%	-
中核市	35	34 100.0%	-	1 2.9%
その他市区町村	46	39 100.0%	2 4.3%	5 10.9%

図表 39 開催形式_地域区分別_④福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成

	件 数	対 面 開 催	オ ン ラ イ ン 開 催	無 回 答
合 計	103 100.0%	92 89.3%	4 3.9%	7 6.8%
政令指定都市	22 100.0%	20 90.9%	2 9.1%	-
中核市	35 100.0%	33 94.3%	-	2 5.7%
その他市区町村	46 100.0%	39 84.8%	2 4.3%	5 10.9%

図表 40 開催形式_主たる事業別_①福祉用具の役割

	件 数	対 面 開 催	オ ン ラ イ ン 開 催	無 回 答
合 計	103 100.0%	90 87.4%	7 6.8%	6 5.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56 100.0%	47 83.9%	5 8.9%	4 7.1%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16 100.0%	15 93.8%	-	1 6.3%
その他	40 100.0%	36 90.0%	3 7.5%	1 2.5%
無回答	1 100.0%	1 100.0%	-	-

図表 41 開催形式_主たる事業別_②福祉用具専門相談員の役割と職業倫理

	件 数	対 面 開 催	オ ン ラ イ ン 開 催	無 回 答
合 計	103 100.0%	90 87.4%	7 6.8%	6 5.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56 100.0%	47 83.9%	5 8.9%	4 7.1%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16 100.0%	15 93.8%	-	1 6.3%
その他	40 100.0%	36 90.0%	3 7.5%	1 2.5%
無回答	1 100.0%	1 100.0%	-	-

図表 42 開催形式_主たる事業別_③介護保険制度の考え方と仕組み

	件 数	対 面 開 催	オ ン ラ イ ン 開 催	無 回 答
合 計	103 100.0%	91 88.3%	6 5.8%	6 5.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56 100.0%	48 85.7%	4 7.1%	4 7.1%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16 100.0%	15 93.8%	- -	1 6.3%
その他	40 100.0%	36 90.0%	3 7.5%	1 2.5%
無回答	1 100.0%	1 100.0%	- -	- -

図表 43 開催形式_主たる事業別_④介護サービスにおける視点

	件 数	対 面 開 催	オ ン ラ イ ン 開 催	無 回 答
合 計	103 100.0%	91 88.3%	6 5.8%	6 5.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56 100.0%	48 85.7%	4 7.1%	4 7.1%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16 100.0%	15 93.8%	- -	1 6.3%
その他	40 100.0%	36 90.0%	3 7.5%	1 2.5%
無回答	1 100.0%	1 100.0%	- -	- -

図表 44 開催形式_主たる事業別_⑤からだところの理解

	件 数	対 面 開 催	オ ン ラ イ ン 開 催	無 回 答
合 計	103 100.0%	90 87.4%	7 6.8%	6 5.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56 100.0%	47 83.9%	5 8.9%	4 7.1%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16 100.0%	15 93.8%	- -	1 6.3%
その他	40 100.0%	36 90.0%	3 7.5%	1 2.5%
無回答	1 100.0%	1 100.0%	- -	- -

図表 45 開催形式_主たる事業別_⑥リハビリテーション

	件 数	対 面 開 催	オ ン ラ イ ン 開 催	無 回 答
合 計	103 100.0%	91 88.3%	6 5.8%	6 5.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56 100.0%	47 83.9%	5 8.9%	4 7.1%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16 100.0%	15 93.8%	- -	1 6.3%
その他	40 100.0%	37 92.5%	2 5.0%	1 2.5%
無回答	1 100.0%	1 100.0%	- -	- -

図表 46 開催形式_主たる事業別_⑦高齢者の日常生活の理解

	件 数	対 面 開 催	オ ン ラ イ ン 開 催	無 回 答
合 計	103 100.0%	91 88.3%	6 5.8%	6 5.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56 100.0%	48 85.7%	4 7.1%	4 7.1%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16 100.0%	15 93.8%	- -	1 6.3%
その他	40 100.0%	36 90.0%	3 7.5%	1 2.5%
無回答	1 100.0%	1 100.0%	- -	- -

図表 47 開催形式_主たる事業別_⑧介護技術

	件 数	対 面 開 催	オ ン ラ イ ン 開 催	無 回 答
合 計	103 100.0%	90 87.4%	7 6.8%	6 5.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56 100.0%	47 83.9%	5 8.9%	4 7.1%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16 100.0%	15 93.8%	- -	1 6.3%
その他	40 100.0%	36 90.0%	3 7.5%	1 2.5%
無回答	1 100.0%	1 100.0%	- -	- -

図表 48 開催形式_主たる事業別_⑨住環境と住宅改修

	件 数	対 面 開 催	オ ン ラ イ ン 開 催	無 回 答
合 計	103 100.0%	91 88.3%	6 5.8%	6 5.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56 100.0%	48 85.7%	4 7.1%	4 7.1%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16 100.0%	15 93.8%	- -	1 6.3%
その他	40 100.0%	37 92.5%	2 5.0%	1 2.5%
無回答	1 100.0%	1 100.0%	- -	- -

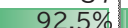
図表 49 開催形式_主たる事業別_⑩福祉用具の特徴

	件 数	対 面 開 催	オ ン ラ イ ン 開 催	無 回 答
合 計	103 100.0%	93 90.3%	3 2.9%	7 6.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56 100.0%	49 87.5%	2 3.6%	5 8.9%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16 100.0%	15 93.8%	- -	1 6.3%
その他	40 100.0%	38 95.0%	1 2.5%	1 2.5%
無回答	1 100.0%	1 100.0%	- -	- -

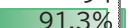
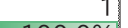
図表 50 開催形式_主たる事業別_⑪福祉用具の活用

	件 数	対 面 開 催	オ ン ラ イ ン 開 催	無 回 答
合 計	103 100.0%	93 90.3%	3 2.9%	7 6.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56 100.0%	49 87.5%	2 3.6%	5 8.9%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16 100.0%	15 93.8%	- -	1 6.3%
その他	40 100.0%	38 95.0%	1 2.5%	1 2.5%
無回答	1 100.0%	1 100.0%	- -	- -

図表 51 開催形式_主たる事業別_⑫福祉用具の供給と仕組み

	件 数	対 面 開 催	オ ン ラ イ ン 開 催	無 回 答
合 計	103 100.0%	91 88.3% 	6 5.8% 	6 5.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56 100.0%	47 83.9% 	5 8.9% 	4 7.1%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16 100.0%	15 93.8% 	- -	1 6.3%
その他	40 100.0%	37 92.5% 	2 5.0% 	1 2.5%
無回答	1 100.0%	1 100.0% 	- -	- -

図表 52 開催形式_主たる事業別_⑬福祉用具の貸与と活用

	件 数	対 面 開 催	オ ン ラ イ ン 開 催	無 回 答
合 計	103 100.0%	94 91.3% 	3 2.9% 	6 5.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56 100.0%	49 87.5% 	3 5.4% 	4 7.1%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16 100.0%	15 93.8% 	- -	1 6.3%
その他	40 100.0%	39 97.5% 	- -	1 2.5%
無回答	1 100.0%	1 100.0% 	- -	- -

図表 53 開催形式_主たる事業別_⑭福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成

	件 数	対 面 開 催	オ ン ラ イ ン 開 催	無 回 答
合 計	103 100.0%	92 89.3% 	4 3.9% 	7 6.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56 100.0%	48 85.7% 	3 5.4% 	5 8.9%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16 100.0%	15 93.8% 	- -	1 6.3%
その他	40 100.0%	37 92.5% 	1 2.5% 	2 5.0%
無回答	1 100.0%	1 100.0% 	- -	- -

b. 実施方法

直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習会の実施方法は、いずれの科目においても「講義」が最も多く、「福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成」以外の科目では9割を超えていた。また、「介護技術」、「住環境と住宅改修」、「福祉用具の特徴」、「福祉用具の活用」、「福祉用具の貸与と活用」、「福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成」では「グループワーク」の割合が3割以上であり、「介護技術」、「福祉用具の活用」では「ロールプレイ」の割合も3割以上であった(図表 54)。

開催形式別に見ると、「対面開催」の場合には、科目による割合の差はあるが、ほぼ全ての科目で「グループワーク」や「ロールプレイ」を取り入れている事業者があった一方で、「オンライン開催」の場合は一部の科目に限定されており、特に「ロールプレイ」については「介護技術」のみ取り入れている事業者があった(図表 55、図表 56)。

図表 54 実施方法(全体)【複数回答】

	件数	講義	グループワーク	ロールプレイ	無回答
①福祉用具の役割	103	97 94.2%	9 8.7%	1 1.0%	6 5.8%
②福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	103	97 94.2%	10 9.7%	1 1.0%	6 5.8%
③介護保険制度の考え方と仕組み	103	97 94.2%	8 7.8%	-	6 5.8%
④介護サービスにおける視点	103	97 94.2%	9 8.7%	-	6 5.8%
⑤からだところの理解	103	97 94.2%	10 9.7%	4 3.9%	6 5.8%
⑥リハビリテーション	103	97 94.2%	9 8.7%	20 19.4%	6 5.8%
⑦高齢者の日常生活の理解	103	97 94.2%	12 11.7%	5 4.9%	6 5.8%
⑧介護技術	103	97 94.2%	32 31.1%	39 37.9%	6 5.8%
⑨住環境と住宅改修	103	97 94.2%	32 31.1%	2 1.9%	6 5.8%
⑩福祉用具の特徴	103	96 93.2%	46 44.7%	30 29.1%	6 5.8%
⑪福祉用具の活用	103	96 93.2%	57 55.3%	40 38.8%	6 5.8%
⑫福祉用具の供給と仕組み	103	97 94.2%	15 14.6%	3 2.9%	6 5.8%
⑬福祉用具の貸与と活用	103	96 93.2%	48 46.6%	9 8.7%	6 5.8%
⑭福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成	103	77 74.8%	55 53.4%	18 17.5%	23 22.3%

図表 55 実施方法(「対面開催」の事業者のみ)【複数回答】

	件 数	講 義	グ ル ー プ ワ ー ク	ロ ー ル プ レ イ	無 回 答
①福祉用具の役割	90	89 98.9%	8 8.9%	1 1.1%	1 1.1%
②福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	90	89 98.9%	9 10.0%	1 1.1%	1 1.1%
③介護保険制度の考え方と仕組み	91	90 98.9%	7 7.7%	- -	1 1.1%
④介護サービスにおける視点	91	90 98.9%	8 8.8%	- -	1 1.1%
⑤からだところの理解	90	89 98.9%	9 10.0%	4 4.4%	1 1.1%
⑥リハビリテーション	91	90 98.9%	8 8.8%	20 22.0%	1 1.1%
⑦高齢者の日常生活の理解	91	90 98.9%	11 12.1%	5 5.5%	1 1.1%
⑧介護技術	90	89 98.9%	31 34.4%	38 42.2%	1 1.1%
⑨住環境と住宅改修	91	90 98.9%	31 34.1%	2 2.2%	1 1.1%
⑩福祉用具の特徴	93	91 97.8%	43 46.2%	30 32.3%	1 1.1%
⑪福祉用具の活用	93	91 97.8%	54 58.1%	40 43.0%	1 1.1%
⑫福祉用具の供給と仕組み	91	90 98.9%	13 14.3%	3 3.3%	1 1.1%
⑬福祉用具の貸与と活用	94	92 97.9%	46 48.9%	9 9.6%	1 1.1%
⑭福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成	92	72 78.3%	52 56.5%	18 19.6%	17 18.5%

※①～⑭までのそれぞれについて、図表 24 で「対面開催」を選択した事業者に限定して集計。

図表 56 使用している教材(「オンライン開催」の事業者のみ)【複数回答】

	件 数	講 義	グ ル ー プ ワ ー ク	ロ ー ル プ レ イ	無 回 答
①福祉用具の役割	7	7 100.0%	- -	- -	- -
②福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	7	7 100.0%	- -	- -	- -
③介護保険制度の考え方と仕組み	6	6 100.0%	- -	- -	- -
④介護サービスにおける視点	6	6 100.0%	- -	- -	- -
⑤からだところの理解	7	7 100.0%	- -	- -	- -
⑥リハビリテーション	6	6 100.0%	- -	- -	- -
⑦高齢者の日常生活の理解	6	6 100.0%	- -	- -	- -
⑧介護技術	7	7 100.0%	- -	1 14.3%	- -
⑨住環境と住宅改修	6	6 100.0%	- -	- -	- -
⑩福祉用具の特徴	3	3 100.0%	1 33.3%	- -	- -
⑪福祉用具の活用	3	3 100.0%	1 33.3%	- -	- -
⑫福祉用具の供給と仕組み	6	6 100.0%	1 16.7%	- -	- -
⑬福祉用具の貸与と活用	3	3 100.0%	1 33.3%	- -	- -
⑭福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成	4	4 100.0%	2 50.0%	- -	- -

※①～⑭までのそれぞれについて、図表 24 で「オンライン開催」を選択した事業者に限定して集計。

c. 使用している教材

直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習会で使用している教材は、いずれの科目においても「市販のテキスト」が最も多く約9割、次いで「講師が独自に作成した副教材」が約3～4割であった(図表 57)。

地域区分別に見ると、規模の大きい地域区分の方が「市販のテキスト」を使用している割合が高い傾向にあり、「政令指定都市」ではいずれの科目においても 100%であった。一方で、「講師が独自に作成した副教材」を使用している割合は、「政令指定都市」よりも「中核市」や「その他市区町村」の方が高い傾向にあった(図表 59～図表 72)。

主たる事業別に見ると、「市販・公開されている動画」あるいは「講師が独自に制作した動画」を使用している事業者は「福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業」を主たる事業としている事業者の場合であり、「福祉用具貸与事業などの在宅サービス」を主たる事業としている事業者には動画を使用している事業者はいなかった(図表 73～図表 86)。

「その他」の主な自由記述は図表 58 の通り。

図表 57 使用している教材(全体)【複数回答】

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画市販・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
①福祉用具の役割	103	94 91.3%	38 36.9%	1 1.0%	1 1.0%	1 1.0%	7 6.8%
②福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	103	94 91.3%	34 33.0%	-	-	1 1.0%	7 6.8%
③介護保険制度の考え方と仕組み	103	94 91.3%	37 35.9%	1 1.0%	-	3 2.9%	7 6.8%
④介護サービスにおける視点	103	94 91.3%	33 32.0%	1 1.0%	-	2 1.9%	7 6.8%
⑤からだところの理解	103	94 91.3%	43 41.7%	2 1.9%	3 2.9%	1 1.0%	7 6.8%
⑥リハビリテーション	103	94 91.3%	43 41.7%	2 1.9%	4 3.9%	2 1.9%	7 6.8%
⑦高齢者の日常生活の理解	103	94 91.3%	34 33.0%	1 1.0%	2 1.9%	1 1.0%	7 6.8%
⑧介護技術	103	94 91.3%	38 36.9%	4 3.9%	3 2.9%	2 1.9%	7 6.8%
⑨住環境と住宅改修	103	93 90.3%	41 39.8%	1 1.0%	1 1.0%	3 2.9%	8 7.8%
⑩福祉用具の特徴	103	94 91.3%	40 38.8%	4 3.9%	4 3.9%	6 5.8%	7 6.8%
⑪福祉用具の活用	103	94 91.3%	41 39.8%	4 3.9%	2 1.9%	9 8.7%	7 6.8%
⑫福祉用具の供給と仕組み	103	94 91.3%	41 39.8%	1 1.0%	1 1.0%	2 1.9%	7 6.8%
⑬福祉用具の貸与と活用	103	94 91.3%	42 40.8%	3 2.9%	2 1.9%	4 3.9%	7 6.8%
⑭福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成	103	92 89.3%	47 45.6%	1 1.0%	-	5 4.9%	9 8.7%

図表 58 使用している教材「その他」の主な自由記述

▶ 福祉用具レンタルカタログ ▶ 介護リフト紹介動画 ▶ 主なるメーカー、事業所へ依頼しての、デモンストレーション ▶ 福祉用具(ベッド、車椅子、歩行器、歩行補助つえ、ポータブルトイレ、浴槽等) ▶ 行政から出ている介護保険についてのパンフレット ▶ ふくせんの基本情報等の書き込める資料 ▶ 地元自治体で作成し、無料配布している、介護サービス事業者ガイドブック ▶ 福祉用具の取り扱い説明書 ▶ 関連団体のホームページや展示会の動画 ▶ 講師(理学療法士)が実際、使用している創作クッション(拘縮予防等)
--

図表 59 使用している教材【複数回答】地域区分別①福祉用具の役割

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画市販・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	94 91.3%	38 36.9%	1 1.0%	1 1.0%	1 1.0%	7 6.8%
政令指定都市	22	22 100.0%	5 22.7%	1 4.5%	-	-	-
中核市	35	32 91.4%	12 34.3%	-	1 2.9%	-	2 5.7%
その他市区町村	46	40 87.0%	21 45.7%	-	-	1 2.2%	5 10.9%

図表 60 使用している教材【複数回答】地域区分別②福祉用具専門相談員の役割と職業倫理

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画市販・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	94 91.3%	34 33.0%	-	-	1 1.0%	7 6.8%
政令指定都市	22	22 100.0%	4 18.2%	-	-	-	-
中核市	35	32 91.4%	11 31.4%	-	-	-	2 5.7%
その他市区町村	46	40 87.0%	19 41.3%	-	-	1 2.2%	5 10.9%

図表 61 使用している教材【複数回答】地域区分別 ③介護保険制度の考え方と仕組み

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	94 91.3%	37 35.9%	1 1.0%	-	3 2.9%	7 6.8%
政令指定都市	22	22 100.0%	6 27.3%	-	-	-	-
中核市	35	32 91.4%	12 34.3%	-	-	2 5.7%	2 5.7%
その他市区町村	46	40 87.0%	19 41.3%	1 2.2%	-	1 2.2%	5 10.9%

図表 62 使用している教材【複数回答】地域区分別 ④介護サービスにおける視点

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	94 91.3%	33 32.0%	1 1.0%	-	2 1.9%	7 6.8%
政令指定都市	22	22 100.0%	5 22.7%	-	-	-	-
中核市	35	32 91.4%	11 31.4%	-	-	1 2.9%	2 5.7%
その他市区町村	46	40 87.0%	17 37.0%	1 2.2%	-	1 2.2%	5 10.9%

図表 63 使用している教材【複数回答】地域区分別 ⑤からだところの理解

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	94 91.3%	43 41.7%	2 1.9%	3 2.9%	1 1.0%	7 6.8%
政令指定都市	22	22 100.0%	6 27.3%	1 4.5%	1 4.5%	-	-
中核市	35	32 91.4%	15 42.9%	-	1 2.9%	-	2 5.7%
その他市区町村	46	40 87.0%	22 47.8%	1 2.2%	1 2.2%	1 2.2%	5 10.9%

図表 64 使用している教材【複数回答】地域区分別 ⑥リハビリテーション

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合計	103	94 91.3%	43 41.7%	2 1.9%	4 3.9%	2 1.9%	7 6.8%
政令指定都市	22	22 100.0%	6 27.3%	1 4.5%	-	-	-
中核市	35	32 91.4%	15 42.9%	-	-	-	2 5.7%
その他市区町村	46	40 87.0%	22 47.8%	1 2.2%	4 8.7%	2 4.3%	5 10.9%

図表 65 使用している教材【複数回答】地域区分別 ⑦高齢者の日常生活の理解

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合計	103	94 91.3%	34 33.0%	1 1.0%	2 1.9%	1 1.0%	7 6.8%
政令指定都市	22	22 100.0%	5 22.7%	1 4.5%	-	-	-
中核市	35	32 91.4%	12 34.3%	-	-	-	2 5.7%
その他市区町村	46	40 87.0%	17 37.0%	-	2 4.3%	1 2.2%	5 10.9%

図表 66 使用している教材【複数回答】地域区分別 ⑧介護技術

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合計	103	94 91.3%	38 36.9%	4 3.9%	3 2.9%	2 1.9%	7 6.8%
政令指定都市	22	22 100.0%	7 31.8%	2 9.1%	-	-	-
中核市	35	32 91.4%	14 40.0%	-	1 2.9%	-	2 5.7%
その他市区町村	46	40 87.0%	17 37.0%	2 4.3%	2 4.3%	2 4.3%	5 10.9%

図表 67 使用している教材【複数回答】地域区分別 ⑨住環境と住宅改修

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画販売・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合計	103	93 90.3%	41 39.8%	1 1.0%	1 1.0%	3 2.9%	8 7.8%
政令指定都市	22	22 100.0%	4 18.2%	-	-	-	-
中核市	35	32 91.4%	15 42.9%	-	1 2.9%	1 2.9%	2 5.7%
その他市区町村	46	39 84.8%	22 47.8%	1 2.2%	-	2 4.3%	6 13.0%

図表 68 使用している教材【複数回答】地域区分別 ⑩福祉用具の特徴

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画販売・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合計	103	94 91.3%	40 38.8%	4 3.9%	4 3.9%	6 5.8%	7 6.8%
政令指定都市	22	22 100.0%	6 27.3%	3 13.6%	1 4.5%	1 4.5%	-
中核市	35	32 91.4%	14 40.0%	1 2.9%	1 2.9%	3 8.6%	2 5.7%
その他市区町村	46	40 87.0%	20 43.5%	-	2 4.3%	2 4.3%	5 10.9%

図表 69 使用している教材【複数回答】地域区分別 ⑪福祉用具の活用

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画販売・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合計	103	94 91.3%	41 39.8%	4 3.9%	2 1.9%	9 8.7%	7 6.8%
政令指定都市	22	22 100.0%	7 31.8%	1 4.5%	-	1 4.5%	-
中核市	35	32 91.4%	13 37.1%	1 2.9%	1 2.9%	4 11.4%	2 5.7%
その他市区町村	46	40 87.0%	21 45.7%	2 4.3%	1 2.2%	4 8.7%	5 10.9%

図表 70 使用している教材【複数回答】地域区分別 ⑫福祉用具の供給と仕組み

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画販売・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	94 91.3%	41 39.8%	1 1.0%	1 1.0%	2 1.9%	7 6.8%
政令指定都市	22	22 100.0%	6 27.3%	-	-	-	-
中核市	35	32 91.4%	14 40.0%	1 2.9%	1 2.9%	1 2.9%	2 5.7%
その他市区町村	46	40 87.0%	21 45.7%	-	-	1 2.2%	5 10.9%

図表 71 使用している教材【複数回答】地域区分別 ⑬福祉用具の貸与と活用

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画販売・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	94 91.3%	42 40.8%	3 2.9%	2 1.9%	4 3.9%	7 6.8%
政令指定都市	22	22 100.0%	7 31.8%	1 4.5%	-	1 4.5%	-
中核市	35	32 91.4%	13 37.1%	1 2.9%	1 2.9%	2 5.7%	2 5.7%
その他市区町村	46	40 87.0%	22 47.8%	1 2.2%	1 2.2%	1 2.2%	5 10.9%

図表 72 使用している教材【複数回答】地域区分別 ⑭福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画販売・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	92 89.3%	47 45.6%	1 1.0%	-	5 4.9%	9 8.7%
政令指定都市	22	22 100.0%	8 36.4%	1 4.5%	-	1 4.5%	-
中核市	35	31 88.6%	14 40.0%	-	-	2 5.7%	3 8.6%
その他市区町村	46	39 84.8%	25 54.3%	-	-	2 4.3%	6 13.0%

図表 73 使用している教材【複数回答】主たる事業別 ①福祉用具の役割

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	94 91.3%	38 36.9%	1 1.0%	1 1.0%	1 1.0%	7 6.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	50 89.3%	23 41.1%	1 1.8%	1 1.8%	1 1.8%	5 8.9%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	14 87.5%	8 50.0%	-	-	-	2 12.5%
その他	40	38 95.0%	15 37.5%	-	1 2.5%	-	1 2.5%
無回答	1	1 100.0%	-	-	-	-	-

図表 74 使用している教材【複数回答】主たる事業別 ②福祉用具専門相談員の役割と職業倫理

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	94 91.3%	34 33.0%	-	-	1 1.0%	7 6.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	50 89.3%	19 33.9%	-	-	1 1.8%	5 8.9%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	14 87.5%	7 43.8%	-	-	-	2 12.5%
その他	40	38 95.0%	14 35.0%	-	-	-	1 2.5%
無回答	1	1 100.0%	-	-	-	-	-

図表 75 使用している教材【複数回答】主たる事業別 ③介護保険制度の考え方と仕組み

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	94 91.3%	37 35.9%	1 1.0%	-	3 2.9%	7 6.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	50 89.3%	23 41.1%	1 1.8%	-	1 1.8%	5 8.9%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	14 87.5%	8 50.0%	-	-	1 6.3%	2 12.5%
その他	40	38 95.0%	13 32.5%	-	-	1 2.5%	1 2.5%
無回答	1	1 100.0%	-	-	-	-	-

図表 76 使用している教材【複数回答】主たる事業別_④介護サービスにおける視点

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画・公開されている	講師が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	94 91.3%	33 32.0%	1 1.0%	-	2 1.9%	7 6.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	50 89.3%	20 35.7%	1 1.8%	-	1 1.8%	5 8.9%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	14 87.5%	8 50.0%	-	-	1 6.3%	2 12.5%
その他	40	38 95.0%	11 27.5%	-	-	-	1 2.5%
無回答	1	1 100.0%	-	-	-	-	-

図表 77 使用している教材【複数回答】主たる事業別_⑤からだところの理解

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画・公開されている	講師が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	94 91.3%	43 41.7%	2 1.9%	3 2.9%	1 1.0%	7 6.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	50 89.3%	25 44.6%	2 3.6%	3 5.4%	1 1.8%	5 8.9%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	14 87.5%	9 56.3%	-	-	-	2 12.5%
その他	40	38 95.0%	17 42.5%	-	2 5.0%	-	1 2.5%
無回答	1	1 100.0%	-	-	-	-	-

図表 78 使用している教材【複数回答】主たる事業別_⑥リハビリテーション

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画・公開されている	講師が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	94 91.3%	43 41.7%	2 1.9%	4 3.9%	2 1.9%	7 6.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	50 89.3%	26 46.4%	2 3.6%	4 7.1%	2 3.6%	5 8.9%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	14 87.5%	9 56.3%	-	-	-	2 12.5%
その他	40	38 95.0%	15 37.5%	-	2 5.0%	-	1 2.5%
無回答	1	1 100.0%	-	-	-	-	-

図表 79 使用している教材【複数回答】主たる事業別 ⑦高齢者の日常生活の理解

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画・公開されている	動画が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	94 91.3%	34 33.0%	1 1.0%	2 1.9%	1 1.0%	7 6.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	50 89.3%	20 35.7%	1 1.8%	2 3.6%	1 1.8%	5 8.9%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	14 87.5%	7 43.8%	-	-	-	2 12.5%
その他	40	38 95.0%	12 30.0%	-	1 2.5%	-	1 2.5%
無回答	1	1 100.0%	-	-	-	-	-

図表 80 使用している教材【複数回答】主たる事業別 ⑧介護技術

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画・公開されている	動画が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	94 91.3%	38 36.9%	4 3.9%	3 2.9%	2 1.9%	7 6.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	50 89.3%	23 41.1%	4 7.1%	3 5.4%	2 3.6%	5 8.9%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	14 87.5%	9 56.3%	-	-	-	2 12.5%
その他	40	38 95.0%	12 30.0%	-	2 5.0%	-	1 2.5%
無回答	1	1 100.0%	-	-	-	-	-

図表 81 使用している教材【複数回答】主たる事業別 ⑨住環境と住宅改修

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画・公開されている	動画が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	93 90.3%	41 39.8%	1 1.0%	1 1.0%	3 2.9%	8 7.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	50 89.3%	23 41.1%	1 1.8%	1 1.8%	2 3.6%	5 8.9%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	14 87.5%	8 50.0%	-	-	-	2 12.5%
その他	40	37 92.5%	17 42.5%	-	1 2.5%	1 2.5%	2 5.0%
無回答	1	1 100.0%	-	-	-	-	-

図表 82 使用している教材【複数回答】_主たる事業別 ⑩福祉用具の特徴

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	94 91.3%	40 38.8%	4 3.9%	4 3.9%	6 5.8%	7 6.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	50 89.3%	25 44.6%	3 5.4%	4 7.1%	4 7.1%	5 8.9%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	14 87.5%	7 43.8%	-	-	1 6.3%	2 12.5%
その他	40	38 95.0%	15 37.5%	1 2.5%	2 5.0%	2 5.0%	1 2.5%
無回答	1	1 100.0%	-	-	-	-	-

図表 83 使用している教材【複数回答】_主たる事業別 ⑪福祉用具の活用

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	94 91.3%	41 39.8%	4 3.9%	2 1.9%	9 8.7%	7 6.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	50 89.3%	27 48.2%	3 5.4%	2 3.6%	5 8.9%	5 8.9%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	14 87.5%	7 43.8%	-	-	2 12.5%	2 12.5%
その他	40	38 95.0%	13 32.5%	2 5.0%	1 2.5%	3 7.5%	1 2.5%
無回答	1	1 100.0%	-	-	-	-	-

図表 84 使用している教材【複数回答】_主たる事業別 ⑫福祉用具の供給と仕組み

	件数	市販のテキスト	副講師が独自に作成した	動画・公開されている	動画講師が独自に制作した	その他	無回答
合 計	103	94 91.3%	41 39.8%	1 1.0%	1 1.0%	2 1.9%	7 6.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	50 89.3%	25 44.6%	-	1 1.8%	2 3.6%	5 8.9%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	14 87.5%	9 56.3%	-	-	-	2 12.5%
その他	40	38 95.0%	14 35.0%	1 2.5%	1 2.5%	1 2.5%	1 2.5%
無回答	1	1 100.0%	-	-	-	-	-

図表 85 使用している教材【複数回答】_主たる事業別 ⑬福祉用具の貸与と活用

	件 数	市 販 の テ キ ス ト	副 講 教 師 が 独 自 に 作 成 し た	動 市 画 販 ・ 公 開 さ れ て い る	動 講 画 師 が 独 自 に 制 作 し た	そ の 他	無 回 答
合 計	103	94 91.3%	42 40.8%	3 2.9%	2 1.9%	4 3.9%	7 6.8%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	50 89.3%	27 48.2%	2 3.6%	2 3.6%	3 5.4%	5 8.9%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	14 87.5%	9 56.3%	-	-	-	2 12.5%
その他	40	38 95.0%	13 32.5%	1 2.5%	1 2.5%	2 5.0%	1 2.5%
無回答	1	1 100.0%	-	-	-	-	-

図表 86 使用している教材【複数回答】_主たる事業別 ⑭福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成

	件 数	市 販 の テ キ ス ト	副 講 教 師 が 独 自 に 作 成 し た	動 市 画 販 ・ 公 開 さ れ て い る	動 講 画 師 が 独 自 に 制 作 し た	そ の 他	無 回 答
合 計	103	92 89.3%	47 45.6%	1 1.0%	-	5 4.9%	9 8.7%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	48 85.7%	32 57.1%	1 1.8%	-	2 3.6%	7 12.5%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	14 87.5%	8 50.0%	-	-	2 12.5%	2 12.5%
その他	40	37 92.5%	15 37.5%	-	-	1 2.5%	2 5.0%
無回答	1	1 100.0%	-	-	-	-	-

2) オンラインで福祉用具専門相談員指定講習会を実施していない理由

いずれの科目もオンラインで実施していない指定講習事業者が、オンラインで福祉用具専門相談員指定講習を実施していない理由は、「通信環境の不具合発生時の対応が難しいため」が最も多く44.9%、次いで「指定権者がオンラインでの実施を認めていないため」、「端末や通信環境整備に係る費用の捻出が難しいため」が36.0%であった(図表 87、図表 88)。

地域区分別に見ると、「政令指定都市」及び「中核市」では「通信環境の不具合発生時の対応が難しいため」が最も多かったが(47.4%、54.5%)、「その他市区町村」では「オンラインでは受講者が講師とコミュニケーションをとることが難しいため」が最も多く37.8%であった(図表 87)。

主たる事業別に見ると、「福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業」の場合は「オンラインでは受講者が講師とコミュニケーションをとることが難しいため」が最も多く34.8%、「福祉用具貸与事業などの在宅サービス」の場合は「通信環境の不具合発生時の対応が難しいため」及び「オンラインでは受講者が講師とコミュニケーションをとることが難しいため」が最も多く40.0%であった(図表 88)。

「その他」の主な回答例は、図表 89 の通り。

図表 87 オンラインで福祉用具専門相談員指定講習を実施していない理由【複数回答】地域区分別

	件数	指定権者がオンラインでの実施を認めていないため	オンライン会議ソフト(Zoom等)の操作知識が得が難しいため	端末や通信環境整備に係る知識の習得が難しいため	端末や通信環境整備に係る費用の捻出が難しいため	オンラインに対応できる講師の確保が難しいため	オンラインに対応した教材の作成が難しいため	通信環境の不具合発生時の対応が難しいため	オンラインでは受講者が講師とコミュニケーションをとることが難しいため	オンラインでは受講者が講師とコミュニケーションをとることが難しいため	オンラインでは受講者が講師とコミュニケーションをとることが難しいため	オンラインでは受講者が講師とコミュニケーションをとることが難しいため	その他	無回答
合 計	89	32 36.0%	7 7.9%	9 10.1%	32 36.0%	27 30.3%	29 32.6%	40 44.9%	26 29.2%	11 12.4%	26 29.2%	6 6.7%		
政令指定都市	19	8 42.1%	2 10.5%	2 10.5%	7 36.8%	6 31.6%	6 31.6%	9 47.4%	4 21.1%	3 15.8%	6 31.6%	-		
中核市	33	14 42.4%	3 9.1%	2 6.1%	17 51.5%	14 42.4%	16 48.5%	18 54.5%	8 24.2%	2 6.1%	10 30.3%	3 9.1%		
その他市区町村	37	10 27.0%	2 5.4%	5 13.5%	8 21.6%	7 18.9%	14 37.8%	13 35.1%	14 37.8%	6 16.2%	10 27.0%	3 8.1%		

※①～⑭までの全ての科目で「対面開催」と回答した事業者のみ回答対象。

図表 88 オンラインで福祉用具専門相談員指定講習を実施していない理由【複数回答】主たる事業別

	件数	指定権者がオンラインでの実施を認めていないため	オンライン会議ソフト(Zoom等)の操作知識が得が難しいため	端末や通信環境整備に係る知識の習得が難しいため	端末や通信環境整備に係る費用の捻出が難しいため	オンラインに対応できる講師の確保が難しいため	オンラインに対応した教材の作成が難しいため	通信環境の不具合発生時の対応が難しいため	オンラインでは受講者が講師とコミュニケーションをとることが難しいため	オンラインでは受講者が講師とコミュニケーションをとることが難しいため	オンラインでは受講者が講師とコミュニケーションをとることが難しいため	オンラインでは受講者が講師とコミュニケーションをとることが難しいため	その他	無回答
合 計	89	32 36.0%	7 7.9%	9 10.1%	32 36.0%	27 30.3%	29 32.6%	40 44.9%	26 29.2%	11 12.4%	26 29.2%	6 6.7%		
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	46	10 21.7%	4 8.7%	4 8.7%	8 17.4%	7 15.2%	6 13.0%	15 32.6%	16 34.8%	7 15.2%	13 28.3%	6 13.0%		
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	15	5 33.3%	2 13.3%	4 26.7%	5 33.3%	2 13.3%	5 33.3%	6 40.0%	6 40.0%	3 20.0%	2 13.3%	1 6.7%		
その他	35	17 48.6%	2 5.7%	2 5.7%	19 54.3%	17 48.6%	18 51.4%	21 60.0%	8 22.9%	3 8.6%	12 34.3%	1 2.9%		
無回答	1	1 100.0%	-	-	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	-	-	-	-		

※①～⑭までの全ての科目で「対面開催」と回答した事業者のみ回答対象。

図表 89 オンラインで福祉用具専門相談員指定講習を実施していない理由【複数回答】

「その他」の主な自由記述

- ▶ いろいろな福祉用具を用意して行っているため、実際に触れて使用方法や使い心地などを学んでもらいたいため
- ▶ 用具の体験が必要と判断したため、受講生の理解度の把握が難しい
- ▶ 当館は福祉用具の展示・相談機関であり、講習会のなかで、実際に福祉用具を体験することができるため
- ▶ 展示している福祉用具を実際に見て触れて学ぶことが重要と考えている
- ▶ 実際に福祉用具を使用して体験する科目が多い。グループワークのディスカッションで引き出すものは対面開催が大きいと考えている
- ▶ 過去に3回実施したが、実技については現場で働く方、初めての方に対して実践が必要不可欠と判断した
- ▶ 福祉用具専門相談員に必要な知識修得のためには対面開催が必須であるという講師の意見を尊重しているため
- ▶ 対面での実施が充実していると感じているため
- ▶ 受講生から対面での受講を希望しているため
- ▶ オンラインにする必要性を感じないため
- ▶ 受講者の習熟度に疑問があるため
- ▶ 職業訓練手当等の関係上、基本的に対面開催である。コロナ禍ではオンライン開催を行ったこともある
- ▶ 各クラス単位で時間割を作成し、対面授業に取り組むことで、理解出来ない生徒にはその場で指導している
- ▶ 対面の方がいろいろ聞くことができたり、他の方(職種)とコミュニケーションがとれるため
- ▶ 動画では理解が深まらないと考えるため
- ▶ 少人数での開催であり、敢えて慣れない環境でのオンラインを選択しなかった

3) 演習をオンライン上で行う上での工夫や配慮

「福祉用具の活用」または「福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成」のいずれか1つ以上で「オンライン開催」と回答した事業者が実施している、演習をオンラインで行う上での工夫や配慮については図表 90 の通り。

図表 90 演習をオンラインで行う上での工夫や配慮 主な自由記述

- ▶ 事前に紙ベースの資料を配布しておいた
- ▶ 対面開催時にグループ内の顔合わせを行い、グループワークがスムーズに進むようにした
- ▶ ①福祉用具の活用について セルフワークの自由時間を設けている
- ▶ ④演習前に演習の手順を丁寧に伝えるようにしています(計画書の作成)
- ▶ ①において、福祉用具をさわることができないので、用具の活用における動画を独自でつくっています。死角が生じないよう、3視点(上、横、正面など)での映像を同期させることで、理解が深まるようにしています
- ▶ 用具に触れられない分、たくさんの用具の動画を用意し広く知識を修得できるようにしています
- ▶ あらかじめワークシートを配布、ブレイクアウトルーム内で意見交換出来るよう、時間配分を含め配慮している

4) 直近に開催した福祉用具専門相談員指定講習会の各科目において主となる担当講師の属性

a. 講師の所属

直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習会の講師の所属は、いずれの科目においても「法人外の講師」の方が多く5割以上であり、「リハビリテーション」では約7割と最も多かった(図表 91)。

地域区分別に見ると、どの地域区分でも「法人外の講師」の方が多い傾向にあったが、主たる事業別に見ると、「福祉用具貸与事業などの在宅サービス」の場合は、「からだところの理解」及び「リハビリテーション」を除く全ての科目で「法人内部の講師」の方が多かった(図表 92～図表 119)。

図表 91 講師の所属【複数回答】

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
①福祉用具の役割	103	35 34.0%	53 51.5%	19 18.4%
②福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	103	36 35.0%	52 50.5%	19 18.4%
③介護保険制度の考え方と仕組み	103	37 35.9%	52 50.5%	19 18.4%
④介護サービスにおける視点	103	37 35.9%	52 50.5%	19 18.4%
⑤からだところの理解	103	28 27.2%	60 58.3%	18 17.5%
⑥リハビリテーション	103	15 14.6%	72 69.9%	18 17.5%
⑦高齢者の日常生活の理解	103	33 32.0%	53 51.5%	19 18.4%
⑧介護技術	103	35 34.0%	55 53.4%	19 18.4%
⑨住環境と住宅改修	103	26 25.2%	60 58.3%	18 17.5%
⑩福祉用具の特徴	103	36 35.0%	57 55.3%	18 17.5%
⑪福祉用具の活用	103	36 35.0%	55 53.4%	18 17.5%
⑫福祉用具の供給と仕組み	103	32 31.1%	58 56.3%	18 17.5%
⑬福祉用具の貸与と活用	103	36 35.0%	55 53.4%	18 17.5%
⑭福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成	103	35 34.0%	55 53.4%	19 18.4%

図表 92 講師の所属【複数回答】_地域区分別_①福祉用具の役割

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	35 34.0%	53 51.5%	19 18.4%
政令指定都市	22	7 31.8%	9 40.9%	6 27.3%
中核市	35	8 22.9%	22 62.9%	8 22.9%
その他市区町村	46	20 43.5%	22 47.8%	5 10.9%

図表 93 講師の所属【複数回答】_地域区分別_②福祉用具専門相談員の役割と職業倫理

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	36 35.0%	52 50.5%	19 18.4%
政令指定都市	22	7 31.8%	9 40.9%	6 27.3%
中核市	35	9 25.7%	21 60.0%	8 22.9%
その他市区町村	46	20 43.5%	22 47.8%	5 10.9%

図表 94 講師の所属【複数回答】_地域区分別_③介護保険制度の考え方と仕組み

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	37 35.9%	52 50.5%	19 18.4%
政令指定都市	22	8 36.4%	8 36.4%	6 27.3%
中核市	35	11 31.4%	19 54.3%	8 22.9%
その他市区町村	46	18 39.1%	25 54.3%	5 10.9%

図表 95 講師の所属【複数回答】地域区分別_④介護サービスにおける視点

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	37 35.9%	52 50.5%	19 18.4%
政令指定都市	22	8 36.4%	8 36.4%	6 27.3%
中核市	35	11 31.4%	19 54.3%	8 22.9%
その他市区町村	46	18 39.1%	25 54.3%	5 10.9%

図表 96 講師の所属【複数回答】地域区分別_⑤からだところの理解

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	28 27.2%	60 58.3%	18 17.5%
政令指定都市	22	8 36.4%	9 40.9%	5 22.7%
中核市	35	9 25.7%	20 57.1%	8 22.9%
その他市区町村	46	11 23.9%	31 67.4%	5 10.9%

図表 97 講師の所属【複数回答】地域区分別_⑥リハビリテーション

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	15 14.6%	72 69.9%	18 17.5%
政令指定都市	22	5 22.7%	12 54.5%	5 22.7%
中核市	35	4 11.4%	24 68.6%	8 22.9%
その他市区町村	46	6 13.0%	36 78.3%	5 10.9%

図表 98 講師の所属【複数回答】地域区分別 ⑦高齢者の日常生活の理解

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	33 32.0%	53 51.5%	19 18.4%
政令指定都市	22	8 36.4%	8 36.4%	6 27.3%
中核市	35	9 25.7%	19 54.3%	8 22.9%
その他市区町村	46	16 34.8%	26 56.5%	5 10.9%

図表 99 講師の所属【複数回答】地域区分別 ⑧介護技術

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	35 34.0%	55 53.4%	19 18.4%
政令指定都市	22	6 27.3%	10 45.5%	6 27.3%
中核市	35	12 34.3%	19 54.3%	8 22.9%
その他市区町村	46	17 37.0%	26 56.5%	5 10.9%

図表 100 講師の所属【複数回答】地域区分別 ⑨住環境と住宅改修

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	26 25.2%	60 58.3%	18 17.5%
政令指定都市	22	8 36.4%	9 40.9%	5 22.7%
中核市	35	5 14.3%	23 65.7%	8 22.9%
その他市区町村	46	13 28.3%	28 60.9%	5 10.9%

図表 101 講師の所属【複数回答】_地域区分別_⑩福祉用具の特徴

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	36 35.0%	57 55.3%	18 17.5%
政令指定都市	22	8 36.4%	9 40.9%	5 22.7%
中核市	35	14 40.0%	18 51.4%	8 22.9%
その他市区町村	46	14 30.4%	30 65.2%	5 10.9%

図表 102 講師の所属【複数回答】_地域区分別_⑪福祉用具の活用

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	36 35.0%	55 53.4%	18 17.5%
政令指定都市	22	8 36.4%	9 40.9%	5 22.7%
中核市	35	14 40.0%	17 48.6%	8 22.9%
その他市区町村	46	14 30.4%	29 63.0%	5 10.9%

図表 103 講師の所属【複数回答】_地域区分別_⑫福祉用具の供給と仕組み

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	32 31.1%	58 56.3%	18 17.5%
政令指定都市	22	6 27.3%	11 50.0%	5 22.7%
中核市	35	11 31.4%	20 57.1%	8 22.9%
その他市区町村	46	15 32.6%	27 58.7%	5 10.9%

図表 104 講師の所属【複数回答】_地域区分別_⑬福祉用具の貸与と活用

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	36 35.0%	55 53.4%	18 17.5%
政令指定都市	22	6 27.3%	11 50.0%	5 22.7%
中核市	35	12 34.3%	19 54.3%	8 22.9%
その他市区町村	46	18 39.1%	25 54.3%	5 10.9%

図表 105 講師の所属【複数回答】_地域区分別_⑭福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	35 34.0%	55 53.4%	19 18.4%
政令指定都市	22	5 22.7%	11 50.0%	6 27.3%
中核市	35	12 34.3%	19 54.3%	8 22.9%
その他市区町村	46	18 39.1%	25 54.3%	5 10.9%

図表 106 講師の所属【複数回答】_主たる事業別_①福祉用具の役割

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	35 34.0%	53 51.5%	19 18.4%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	16 28.6%	29 51.8%	12 21.4%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	9 56.3%	6 37.5%	2 12.5%
その他	40	13 32.5%	22 55.0%	7 17.5%
無回答	1	-	1 100.0%	-

図表 107 講師の所属【複数回答】_主たる事業別_②福祉用具専門相談員の役割と職業倫理

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	36 35.0%	52 50.5%	19 18.4%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	17 30.4%	28 50.0%	12 21.4%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	11 68.8%	4 25.0%	2 12.5%
その他	40	13 32.5%	22 55.0%	7 17.5%
無回答	1	-	1 100.0%	-

図表 108 講師の所属【複数回答】_主たる事業別_③介護保険制度の考え方と仕組み

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	37 35.9%	52 50.5%	19 18.4%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	17 30.4%	29 51.8%	12 21.4%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	9 56.3%	6 37.5%	2 12.5%
その他	40	13 32.5%	22 55.0%	7 17.5%
無回答	1	-	1 100.0%	-

図表 109 講師の所属【複数回答】_主たる事業別_④介護サービスにおける視点

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	37 35.9%	52 50.5%	19 18.4%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	17 30.4%	29 51.8%	12 21.4%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	9 56.3%	6 37.5%	2 12.5%
その他	40	13 32.5%	22 55.0%	7 17.5%
無回答	1	-	1 100.0%	-

図表 110 講師の所属【複数回答】主たる事業別 ⑤からだとこころの理解

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	28 27.2%	60 58.3%	18 17.5%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	14 25.0%	31 55.4%	11 19.6%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	7 43.8%	8 50.0%	2 12.5%
その他	40	9 22.5%	26 65.0%	7 17.5%
無回答	1	-	1 100.0%	-

図表 111 講師の所属【複数回答】主たる事業別 ⑥リハビリテーション

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	15 14.6%	72 69.9%	18 17.5%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	8 14.3%	37 66.1%	11 19.6%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	3 18.8%	12 75.0%	2 12.5%
その他	40	4 10.0%	30 75.0%	7 17.5%
無回答	1	-	1 100.0%	-

図表 112 講師の所属【複数回答】主たる事業別 ⑦高齢者の日常生活の理解

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	33 32.0%	53 51.5%	19 18.4%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	15 26.8%	30 53.6%	12 21.4%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	9 56.3%	6 37.5%	2 12.5%
その他	40	11 27.5%	22 55.0%	7 17.5%
無回答	1	-	1 100.0%	-

図表 113 講師の所属【複数回答】_主たる事業別_⑧介護技術

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	35 34.0%	55 53.4%	19 18.4%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	16 28.6%	30 53.6%	12 21.4%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	9 56.3%	6 37.5%	2 12.5%
その他	40	12 30.0%	23 57.5%	7 17.5%
無回答	1	1 100.0%	1 100.0%	-

図表 114 講師の所属【複数回答】_主たる事業別_⑨住環境と住宅改修

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	26 25.2%	60 58.3%	18 17.5%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	15 26.8%	30 53.6%	11 19.6%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	9 56.3%	6 37.5%	2 12.5%
その他	40	6 15.0%	27 67.5%	7 17.5%
無回答	1	-	1 100.0%	-

図表 115 講師の所属【複数回答】_主たる事業別_⑩福祉用具の特徴

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	36 35.0%	57 55.3%	18 17.5%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	15 26.8%	32 57.1%	11 19.6%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	10 62.5%	5 31.3%	2 12.5%
その他	40	14 35.0%	24 60.0%	7 17.5%
無回答	1	1 100.0%	1 100.0%	-

図表 116 講師の所属【複数回答】主たる事業別_⑪福祉用具の活用

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	36 35.0%	55 53.4%	18 17.5%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	15 26.8%	31 55.4%	11 19.6%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	10 62.5%	5 31.3%	2 12.5%
その他	40	13 32.5%	23 57.5%	7 17.5%
無回答	1	1 100.0%	1 100.0%	-

図表 117 講師の所属【複数回答】主たる事業別_⑫福祉用具の供給と仕組み

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	32 31.1%	58 56.3%	18 17.5%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	15 26.8%	31 55.4%	11 19.6%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	11 68.8%	4 25.0%	2 12.5%
その他	40	9 22.5%	26 65.0%	7 17.5%
無回答	1	1 100.0%	1 100.0%	-

図表 118 講師の所属【複数回答】主たる事業別_⑬福祉用具の貸与と活用

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	36 35.0%	55 53.4%	18 17.5%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	17 30.4%	30 53.6%	11 19.6%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	10 62.5%	5 31.3%	2 12.5%
その他	40	12 30.0%	23 57.5%	7 17.5%
無回答	1	1 100.0%	1 100.0%	-

図表 119 講師の所属【複数回答】主たる事業別_⑭福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成

	件数	法人内部の講師	法人外の講師	無回答
合 計	103	35 34.0%	55 53.4%	19 18.4%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	15 26.8%	31 55.4%	12 21.4%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	11 68.8%	4 25.0%	2 12.5%
その他	40	11 27.5%	24 60.0%	7 17.5%
無回答	1	1 100.0%	1 100.0%	-

b. 講師の属性

直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習会の講師の属性については、「福祉用具の役割」、「福祉用具専門相談員の役割と職業倫理」、「福祉用具の供給と仕組み」では「福祉用具専門相談員」が、「からだところの理解」では「看護師」が、「リハビリテーション」、「住環境と住宅改修」では「理学療法士」が最も多く、それ以外の科目では「介護福祉士」が最も多かった(図表 120)。

図表 120 講師の属性【複数回答】

	件数	高齢者保健福祉を担う行政職員	医師	保健師	看護師	理学療法士	作業療法士	精神保健福祉士	社会福祉士	介護福祉士
①福祉用具の役割	103	-	2 1.9%	-	18 17.5%	14 13.6%	8 7.8%	-	3 2.9%	13 12.6%
②福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	103	-	2 1.9%	-	16 15.5%	11 10.7%	10 9.7%	-	7 6.8%	15 14.6%
③介護保険制度の考え方と仕組み	103	-	2 1.9%	1 1.0%	15 14.6%	4 3.9%	4 3.9%	-	20 19.4%	33 32.0%
④介護サービスにおける視点	103	-	2 1.9%	-	14 13.6%	4 3.9%	3 2.9%	1 1.0%	19 18.4%	35 34.0%
⑤からだところの理解	103	-	4 3.9%	2 1.9%	57 55.3%	16 15.5%	6 5.8%	1 1.0%	4 3.9%	9 8.7%
⑥リハビリテーション	103	-	2 1.9%	1 1.0%	2 1.9%	56 54.4%	28 27.2%	-	-	5 4.9%
⑦高齢者の日常生活の理解	103	-	2 1.9%	2 1.9%	16 15.5%	19 18.4%	12 11.7%	-	2 1.9%	35 34.0%
⑧介護技術	103	-	2 1.9%	-	9 8.7%	8 7.8%	4 3.9%	-	3 2.9%	65 63.1%
⑨住環境と住宅改修	103	-	2 1.9%	-	1 1.0%	24 23.3%	17 16.5%	-	-	12 11.7%
⑩福祉用具の特徴	103	-	1 1.0%	-	3 2.9%	14 13.6%	14 13.6%	-	3 2.9%	36 35.0%
⑪福祉用具の活用	103	-	1 1.0%	-	4 3.9%	13 12.6%	13 12.6%	-	2 1.9%	38 36.9%
⑫福祉用具の供給と仕組み	103	-	1 1.0%	-	5 4.9%	7 6.8%	4 3.9%	-	4 3.9%	30 29.1%
⑬福祉用具の貸与と活用	103	-	2 1.9%	-	5 4.9%	10 9.7%	6 5.8%	-	5 4.9%	35 34.0%
⑭福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成	103	-	2 1.9%	-	5 4.9%	10 9.7%	5 4.9%	-	4 3.9%	35 34.0%
	件数	介護支援専門員	福祉用具専門相談員	福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者	公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者	介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員	1級・2級建築士	大学、短大、専門学校等において、介護福祉士養成課程を履修している者	その他	無回答
①福祉用具の役割	103	2 1.9%	21 20.4%	3 2.9%	12 11.7%	-	-	12 11.7%	-	12 11.7%
②福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	103	3 2.9%	22 21.4%	2 1.9%	11 10.7%	-	-	12 11.7%	-	11 10.7%
③介護保険制度の考え方と仕組み	103	20 19.4%	4 3.9%	1 1.0%	1 1.0%	-	-	11 10.7%	-	12 11.7%
④介護サービスにおける視点	103	20 19.4%	6 5.8%	-	1 1.0%	-	-	9 8.7%	-	12 11.7%
⑤からだところの理解	103	2 1.9%	3 2.9%	-	1 1.0%	-	-	8 7.8%	-	11 10.7%
⑥リハビリテーション	103	-	3 2.9%	-	-	-	-	4 3.9%	-	12 11.7%
⑦高齢者の日常生活の理解	103	6 5.8%	6 5.8%	1 1.0%	1 1.0%	-	-	9 8.7%	-	11 10.7%
⑧介護技術	103	5 4.9%	6 5.8%	1 1.0%	2 1.9%	-	-	7 6.8%	-	12 11.7%
⑨住環境と住宅改修	103	1 1.0%	16 15.5%	9 8.7%	8 7.8%	-	9 8.7%	8 7.8%	1 1.0%	10 9.7%
⑩福祉用具の特徴	103	2 1.9%	19 18.4%	3 2.9%	14 13.6%	-	-	7 6.8%	-	12 11.7%
⑪福祉用具の活用	103	2 1.9%	21 20.4%	3 2.9%	14 13.6%	-	-	8 7.8%	-	12 11.7%
⑫福祉用具の供給と仕組み	103	6 5.8%	32 31.1%	4 3.9%	15 14.6%	-	-	5 4.9%	-	12 11.7%
⑬福祉用具の貸与と活用	103	7 6.8%	23 22.3%	2 1.9%	13 12.6%	-	-	7 6.8%	-	11 10.7%
⑭福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成	103	6 5.8%	24 23.3%	3 2.9%	11 10.7%	-	-	7 6.8%	-	13 12.6%

※講師要件に明示されていない属性の回答については、「その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者」に該当した職種(指定講習事業者にて個々に実績確認の上依頼)

5) 講師の選任・確保は難しいか

講師の選任・確保の難しさについては、「難しい」または「やや難しい」と回答した事業者の割合が58.3%であり、「難しくない」と回答した事業者の割合は36.9%であった(図表 121、図表 122)。

地域区分別に見ると、「その他市区町村」では「難しい」と回答した事業者の割合が13.0%と「政令指定都市」や「中核市」よりも低かった(図表 121)。

主たる事業別に見ると、「福祉用具貸与事業などの在宅サービス」では「難しくない」と回答した事業者の割合が、福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業よりも高く、5割以上であった(図表 122)。

図表 121 講師の選任・確保は難しいか 地域区分別

	件数	難しい	やや難しい	難しくない	無回答
合 計	103	22 100.0%	38 21.4%	38 36.9%	5 4.9%
政令指定都市	22	6 100.0%	8 27.3%	8 36.4%	-
中核市	35	10 100.0%	11 28.6%	13 31.4%	1 2.9%
その他市区町村	46	6 100.0%	19 41.3%	17 37.0%	4 8.7%

図表 122 講師の選任・確保は難しいか 主たる事業別

	件数	難しい	やや難しい	難しくない	無回答
合 計	103	22 100.0%	38 21.4%	38 36.9%	5 4.9%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	8 100.0%	21 14.3%	24 37.5%	3 5.4%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	3 100.0%	3 18.8%	9 56.3%	1 6.3%
その他	40	11 100.0%	17 27.5%	11 42.5%	1 2.5%
無回答	1	1 100.0%	-	-	-

6) どのような点が難しいか

講師の選任・確保が「難しい」または「やや難しい」と回答した事業者にどのような点が難しいかを回答いただいた主な自由記述は図表 123 の通り。

図表 123 どのような点が難しいか 主な自由記述

講師要件を満たした人材の確保	▶ 専門的な知識や経験を持った講師の確保が難しい(※現在は講師から紹介してもらうなどしている) ▶ 講師要件を満たした知識や経験が豊富な人材確保 ▶ 専門性の高い内容の講座の為、講師の確保が難しい ▶ 講義できる資格のある講師を学内だけでは確保できず、毎年依頼し、受諾まで苦労するため ▶ 「用具の特徴と活用」について、用具に深い知識と経験のある先生は、とても限られます ▶ とくに自助具についての講師選びが大変と感じます ▶ 福祉用具サービス計画書の作成について、深い知識と経験のある先生は、「用具の特徴と活用」以上に不足していると思います ▶ 各種資格をお持ちでも、講師に向き不向きがあるので初めて講師依頼する時は、なやましく難しいです ▶ 講師の資格要件を満たす者はいますが、指導する上で+αの知識となると多くいるわけではないので ▶ 科目により講師の必要な資格が変わるため ▶ 講師人材が豊富ではない ▶ 本来であれば、福祉用具専門相談員の有資格者で、実務経験のある人が講師としてふさわしいと思う。しかし、養成校の教員に有資格者はいないし、外部講師を雇う程の経済的な余裕がない。学生の出席確認・管理を外部講師にお願いするには負担が大きい ▶ 科目ごとに講師ができる職種があり、その中で教えることのできる人材の確保が難しい時がある ▶ リハビリテーション、高齢者の日常生活の理解 住環境と住宅改修を担当出来る講師の選任、確保が難しい
理学療法士・作業療法士、看護師等の資格を有する講師人材の確保	▶ (理学療法士は特に)人数が少なく、本職以外の時間をとってもらうことが難しい ▶ 特に理学療法士、作業療法士の確保が難しい ▶ 理学療法士の確保ができない ▶ 理学療法士のフリーの方がみつからない ▶ 講師要件の厳しい科目があるにも関わらず、PT・OT所持者が少ないため、非常勤講師の募集、確保に苦労している ▶ 理学療法士を有する講師に限られる ▶ 作業療法士の確保 ▶ 作業療法士・理学療法士の確保が難しい。外部講師に依頼する際の日程調整が難しい ▶ リハビリテーションは理学療法士、作業療法士に限られる。内部講師はおらず、外部講師を探す際、時給、条件が合わず大変難しい ▶ なかなか理学療法士や看護師の資格をもつ対象者が見つけにくい ▶ 介護福祉士の資格を持っている方が他の仕事を兼務されている。理学療法士や看護師資格を持っている方で講師になって下さる方が少ない

講師との日程調整等	▶ 内部の場合は、スタッフ不足のためシフトの確保が難しい。外部の場合も、開講する、しないの判断の際に都合をつけてもらえる余裕がない ▶ 専任の講師が少なく、他の業務と兼任の講師が多いため ▶ 介護現場で実際に現役で働いている方に講師をしていただいているため、スケジュール調整が難しい ▶ 副業になるため、2,3カ月間という短期なので、なかなか講師になってくださる方がいない状況ですが、何かいい案がありましたら、教えてほしいです ▶ 時間に制約がある人が多い。「講師」となりたい人が少ない ▶ 講師のスケジュールとカリキュラムの日程調整が難しい ▶ 日程調整の確保が難しい ▶ 依頼すること派遣していただく事、日程調整 ▶ 開催回数が少なく、条件に合う講師の確保 ▶ 専門職(医療系)は通常業務が多忙なため ▶ 他の講座と重なったりする事もある
その他	▶ 市販のテキストに沿って行っているが、現状との違いがある為、担当講師の受諾をいただくことが難しい ▶ 講師の高齢化 ▶ 新型コロナ流行にあたり、介護福祉施設で勤務している非常勤講師が、講師業の担当を控えるようになったため ▶ 講師が担当科目時、何らかで休んだ時代替の講師が確保しにくい

2.2.4 福祉用具専門相談員指定講習の受講時間数や内容について

1) 直近で開催した指定講習の受講時間数

直近で開催した指定講習の受講時間数は、「50 時間」が 87.4%、「51 時間以上」が 9.7%であった（図表 124、図表 125）。

地域区分別に見ると、「政令指定都市」よりも「中核市」や「その他市区町村」の方が「51 時間以上」と回答した事業者の割合が高かった（図表 124）。

主たる事業別に見ると、「福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業」では「51 時間以上」と回答した事業者の割合が 10.7%であった一方で、「福祉用具貸与事業などの在宅サービス」では「51 時間以上」と回答した事業者はいなかった（図表 125）。

図表 124 直近で開催した指定講習の受講時間数 地域区分別

	件数	50 時間	51 時間以上	無回答
合 計	103	90 100.0% 87.4%	10 9.7%	3 2.9%
政令指定都市	22	21 100.0% 95.5%	1 4.5%	-
中核市	35	31 100.0% 88.6%	4 11.4%	-
その他市区町村	46	38 100.0% 82.6%	5 10.9%	3 6.5%

図表 125 直近で開催した指定講習の受講時間数 主たる事業別

	件数	50 時間	51 時間以上	無回答
合 計	103	90 100.0% 87.4%	10 9.7%	3 2.9%
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	48 100.0% 85.7%	6 10.7%	2 3.6%
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	15 100.0% 93.8%	-	1 6.3%
その他	40	35 100.0% 87.5%	5 12.5%	-
無回答	1	1 100.0%	-	-

2) 時間数を増やした科目や内容、増やした時間数

直近で開催した指定講習の受講時間数を「51 時間以上」と回答した事業者に、時間数を増やした科目や内容、増やした時間数を回答いただいた自由記述は図表 126 の通り。

図表 126 時間数を増やした科目や内容、増やした時間数

▶	全般的に少しずつ増やした 50時間→60時間 申請時間 申請している科目以外にも48時間プラスしている 障害児・者の教育と労働150分 ヒヤリハット150分 当事者のお話150分 障害者の心身の特性の理解300分 介護技術300分－障害者向け住宅施策の変遷と体系(助成金を含む)300分 補装具の供給メンテナンス150分
▶	時間割の関係で科目ごとに1～2時間の増加あり、療育手帳保持者の訓練生もあり、理解力に差がみられるため、ゆっくりと進めている
▶	目的があって時間を長くした訳ではありません。映像をとって、結果、少し長くなったということです
▶	全科目を増やし、トータル67時間実施
▶	職業訓練の為、規程時間数＋介護技術の時間を増やしています

3) 受講時間を増やした理由

直近で開催した指定講習の受講時間数を「51 時間以上」と回答した事業者が、受講時間を増やした理由は、「福祉用具専門相談員としての資質向上のため」、「受講者の経歴やバックグラウンドに差があることに配慮したため」が最も多く 30.0%であった(図表 127)。

「その他」の主な自由記述は図表 128 の通り。

図表 127 受講時間を増やした理由【複数回答】

件数	既定時間では不足しているため	福祉用具専門相談員としての資質向上のため	講師から時間数を増やすよう要望があったため	受講者からの要望が多いため	他社の指定講習会との差別化をはかるため	受講者の経歴やバックグラウンドに差があることに配慮したため	その他	無回答
10	2	3	1	-	2	3	4	1
	20.0%	30.0%	10.0%	-	20.0%	30.0%	40.0%	10.0%

※直近で開催した指定講習の受講時間数を「51 時間以上」と回答した事業者のみ回答対象。

図表 128 受講時間を増やした理由「その他」の主な自由記述

- ▶ カリキュラム内容が高齢者に片寄っている。福祉住環境コーディネーター受験内容のフォロー
- ▶ 訓練時間割と適合させたため時間数が多くなった(規定時間より)
- ▶ 目的があって時間が長くなった訳ではありません。撮影した結果50.5時間となりました
- ▶ 機動職業訓練として実施した為、訓練と研修の両方の修了要件を満たすように、全体的に受講時間を増やした

2.2.5 修了評価について

1) 設問数

修了評価の設問数は、「31～40 問」が最も多く、平均は 38.2 問であり、地域区分別、主たる事業別に見ても、いずれの区分でも「31～40 問」が最も多かった(図表 129、図表 130)。

図表 129 設問数 地域区分別

	件数	10問以下	11～20問	21～30問	31～40問	41～50問	51問以上	無回答	平均	中央値	最小値	最大値
合 計	103	4	5	18	55	12	5	4	38.2	40.0	10	141
政令指定都市	22	3	1	5	10	1	2	-	38.0	40.0	10	141
中核市	35	-	1	4	24	4	2	-	40.7	40.0	20	100
その他市区町村	46	1	3	9	21	7	1	4	36.3	40.0	10	70
	100.0%	3.9%	4.9%	17.5%	53.4%	11.7%	4.9%	3.9%				
	100.0%	13.6%	4.5%	22.7%	45.5%	4.5%	9.1%	-				
	100.0%	-	2.9%	11.4%	68.6%	11.4%	5.7%	-				
	100.0%	2.2%	6.5%	19.6%	45.7%	15.2%	2.2%	8.7%				

図表 130 設問数 主たる事業別

	件数	10問以下	11～20問	21～30問	31～40問	41～50問	51問以上	無回答	平均	中央値	最小値	最大値
合 計	103	4	5	18	55	12	5	4	38.2	40.0	10	141
福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	56	3	4	15	21	8	2	3	35.4	40.0	10	100
福祉用具貸与事業などの在宅サービス	16	-	-	3	9	3	-	1	38.7	40.0	25	50
その他	40	1	1	3	28	3	4	-	43.0	40.0	10	141
無回答	1	-	-	-	1	-	-	-	40.0	40.0	40	40
	100.0%	3.9%	4.9%	17.5%	53.4%	11.7%	4.9%	3.9%				
	100.0%	5.4%	7.1%	26.8%	37.5%	14.3%	3.6%	5.4%				
	100.0%	-	-	18.8%	56.3%	18.8%	-	6.3%				
	100.0%	2.5%	2.5%	7.5%	70.0%	7.5%	10.0%	-				
	100.0%	-	-	-	100.0%	-	-	-				

2) 出題範囲

修了評価の出題範囲は、「カリキュラム科目全般から出題」と回答した事業者が 95.1%であった(図表 131)。

図表 131 出題範囲

件数	カリキュラム科目全般から出題	カリキュラム科目から部分的に出題	無回答
103 100.0%	98 95.1%	2 1.9%	3 2.9%

3) 合格ラインの有無

修了評価の合格ラインの有無については、合格ラインが「あり」と回答した事業者が 93.2%であった(図表 132)。

図表 132 合格ラインの有無

件数	あり	なし	無回答
103 100.0%	96 93.2%	2 1.9%	5 4.9%

4) 合格ライン(正解率)

修了評価の合格ラインが「あり」と回答した場合、その合格ラインは、「7割」が最も多く 69.8%であり、平均は 6.9 割であった(図表 133)。

図表 133 合格ライン(正解率)

件数	5割以下	6割	7割	8割	9割	10割	無回答	平均	中央値	最小値	最大値
96 100.0%	- -	18 18.8%	67 69.8%	4 4.2%	1 1.0%	- -	6 6.3%	6.9	7.0	6	9

※修了評価の合格ラインが「あり」と回答した事業者のみ回答対象。

5) 合格ラインに満たなかった場合の対応

修了評価の合格ラインが「あり」と回答した場合、合格ラインに満たなかった場合の対応は、「再テスト」が最も多く 81.3%、次いで補講が 21.9%であった(図表 134)。

図表 134 合格ラインに満たなかった場合の対応【複数回答】

件数	補講	再テスト	レポート提出	その他	無回答
96	21 21.9%	78 81.3%	10 10.4%	-	4 4.2%

※修了評価の合格ラインが「あり」と回答した事業者のみ回答対象。

2.2.6 その他

1) 福祉用具専門相談員指定講習の質を担保するために実施している工夫・取組

本調査に回答した指定講習事業者が、福祉用具専門相談員指定講習の質を担保するために実施している工夫・取組に関する主な自由記述は図表 135 の通り。

図表 135 福祉用具専門相談員指定講習の質を担保するために実施している工夫・取組 主な自由記述

実習・演習等の活用	▶ 事例に基づき、アセスメント、基本情報作成 選定提案作成 計画書作成 モニタリングシート作成。自分で作成した帳票に基づきロールプレイを行っています。介護技術については、ベッド組立、歩行器、ポータブルトイレを導入し実施 ▶ 福祉施設内で対面で行うことで、実際に現場や、福祉用具を見て、触って、体験することができる。オンラインで講習を受けて同等の質が保証できるのか ▶ 車イスやリフト、歩行器や歩行補助つえ、マットレス、クッション等の選定や使用方法、ベッドの組立等実際に体験しながら最新の福祉用具に触れて学ぶ ▶ 福祉用具の実習(活用)は、オンラインにせず、実物に触れていただいている ▶ 最新の福祉用具をレンタルし、受講生が実際に手にとってさわられるよう工夫しています ▶ グループワークやロールプレイに特に力を入れている ▶ 座学だけでなく実技も行っている ▶ 福祉用具展示室への見学を実施している ▶ 講義、テキストのみだけの学習では、良い人材は育ちにくいとの考えあり、実践的に、役に立つ講話、実技等活用 ▶ 「福祉用具の特徴(8H)」の際にグループに分かれ、展示センター展示品のプレゼン大会を行い、福祉用具の理解と活用上のメリット・デメリット等を受講者同士で学べる工夫をしている ▶ 福祉用具貸与計画の作成について、例題を徹底的に考える事に集中する ▶ 事例をあげ、実際の現場を想定しやすい講義を行うこと。体験談や写真な
-----------	--

	どの共有 ▶ 福祉用具の特徴、活用では、なるべく多くの実物を用意、実際体験してもらう。ソックスエイドなどを自分達で作ってもらう ▶ 福祉用具を見て触れて学べるようにしている ▶ 実機を数多く揃え扱い方等も教える ▶ 最新版の貸与カタログや、福祉用具を实际使用して実技の取り入れ ▶ 各講師自作の資料でより分かりやすく、実物を見ること、操作することの時間を多くとっている ▶ 用具を体験する時間を確保する ▶ グループワークを増やしている
講師のスキルアップ等	▶ 講師会の実施(年2回)…情報共有 授業計画の再確認 ▶ 講師会議等での情報交換、勉強会 ▶ 講師同士で意見交換 ▶ 受講者のアンケートを講師へもフィードバックする ▶ 最高の講師、最新の福祉用具で研修を開催し、受講生に科目ごとにアンケートを実施。講師にフィードバックしている ▶ 担当講師には、外部研修案内の情報提供、実技の指導方法などについて評価を行い、スキル向上へと努めている ▶ 専任講師が日頃より、最新情報を学び、研修実施時に伝達している。アセスメント、計画立案、モニタリングの一連プロセスを中心に演習では取り組んでいる ▶ 研究・教育が主な理由ですが、福祉用具(とICT)について自主的に学んでいます。貸与・販売事業所の職員から情報提供やレクチャーを受けています ▶ 主任講師(介護福祉士・介護支援専門員)が、福祉用具専門相談員の研修を別途受講してから講義を担当した。福祉用具カタログを活用して授業を展開した
講師の選定	▶ 現場経験豊富な理学療法士の方にできるだけ多くの科目を担当していただけるよう努めております ▶ 福祉用具専門相談員の役割について、造詣が深い担当講師に依頼している ▶ 経験が長く、信頼できる先生方をお願いしている ▶ 初任者研修講師など、経験豊富な方を採用している ▶ 現役の福祉用具専門相談員や介護支援専門員の声が届けられるよう講師選出している ▶ 現役の福祉用具専門相談員からの学びの機会を確保 ▶ なるべく現場で活躍している方をさがし、講師にしている ▶ 介護支援専門員の実践がある講師に、介護保険の内容や、実践の中で、必要とされる福祉用具専門相談員になれるよう、講義をしてもらっている
その他	▶ 映像のつくりこみ(特に、用具の活用について、3視点カメラにて作成)。たくさんの用具の動画を使用。集中できる様にストリーミングも併用・オリジナルテキストを作成・専門性の高い講師の協力・配信環境の強化 ▶ 受講生に合わせた対応で細部にわたる指導と、体験を重視した内容を講師と相談している ▶ 講義について講師と細かく打ち合わせを行う。(必要物品確認 試験問題の確認 講義の流れなど) ▶ 準備・手続き等について可能な限り早急に取り組む ▶ とにかくわかりやすくテキストにそって行っています ▶ 在席していない時間が15分以上ある科目は未受講とみなす ▶ 福祉用具を必要とする利用者に対して、福祉用具選定のための援助、機能の点検、使用方法の指導等に必要な知識、技能を有する福祉用具専門相談

	員の養成を図るため ▶ 公共職業訓練として実施しているため授業料無料のため本人に負担なく、充実したカリキュラムにすることができる ▶ (工夫・取組にはあてはまらないかもしれないが)申込者が少ないため、何度か中止になった。少人数でも開催できるように、受講料の値上げを行って、開催できるようになった(5万→6万) ▶ 知識の向上を目指して、くり返し講義と福祉用具のカatalog等を使用しています。(現物を含む) ▶ 介護の理念や自立支援の考え方については力を入れている。また、アセスメントについてはICFの説明に時間を割いて、多方面からの対象者理解につなげたいと考えて取り組んでいます ▶ 介護保険が中心となる福祉用具であるが“サービス業”でも有る事や他種職連携を考えた際、「コミュニケーション技術」と「アセスメントの意味」を受講生には徹底して教えている
--	---

2) 福祉用具専門相談員指定講習の内容や運営面での質を担保していく上での、指定講習事業者としての職能団体等への要望

福祉用具専門相談員指定講習の内容や運営面での質を担保していく上での、指定講習事業者としての職能団体等への要望は、「動画コンテンツの提供」が 36.9%と最も多く、次いで「修了評価(修了テスト)の提供」が 32.0%であった(図表 136)。

「その他」の主な自由記述は図表 137 の通り。

図表 136 福祉用具専門相談員指定講習の内容や運営面での質を担保していく上での、指定講習事業者としての職能団体等への要望【複数回答】

件数	動画コンテンツの提供	オンライン化への相談・アドバイス	現任者向け研修（福祉用具専門相談員更新研修）（全国福祉用具専門相談員協会主催）の内容拡充	福祉用具専門相談員指定講習の講師に対する研修	修了評価（修了テスト）の提供	特になし	その他	無回答
103	38 36.9%	12 11.7%	13 12.6%	25 24.3%	33 32.0%	17 16.5%	11 10.7%	16 15.5%

図表 137 福祉用具専門相談員指定講習の内容や運営面での質を担保していく上での、指定講習事業者としての職能団体等への要望「その他」の主な自由記述

- ▶ テキストの「ねらい」「到達目標」がより具体的に分かるもの
- ▶ 福祉用具サービス計画書の作成において選定時に必要な用具のカatalogなどの情報を集約したものがほしい。今は、卸のカatalogを利用していますが情報が十分ではありません
- ▶ 受講者募集にかかわる手法を教えて欲しい。もっと受講者を増やすために職能団体から指定講習の受講をすすめて欲しい
- ▶ 事業者指定要綱等の都道府県格差の是正、不公平すぎだと思います
- ▶ 講義ができる福祉用具専門相談員を紹介してほしい
- ▶ オンライン化の廃止
- ▶ 福祉用具専門相談員の上に位置する資格取得に向けて立案いただきたい
- ▶ 福祉用具専門相談員の現状に関する情報提供(受講者数の傾向、課題等)
- ▶ テキストの改訂…学生に教えるには難しいです。福祉用具の貸し出し…養成校の福祉用具は古くなっていく一方なので
- ▶ 福祉用具の基本的な種類についてはテキストで学べますが実際の商品として準備することが難しいのでカatalogの準備に支援があると、幅広く学べと思います
- ▶ 全カリキュラムオンライン受講可能なのはやめて欲しい

2.3 ヒアリング調査の概要

(1) 調査の目的

検討委員会において検討中の指定講習カリキュラム見直しの具体案と付随する諸要件等の変更点についてヒアリング調査を行い、講習会実施に向けた具体的な課題等の抽出と実現可能性の確認を行うことを目的に実施した。

(2) 調査対象

アンケート調査の回答を踏まえ、以下5事業者をヒアリング調査対象とした。

図表 138 ヒアリング調査の対象(指定講習事業者)

調査対象	法人種別	指定を受けている都道府県	主たる事業	直近での研修開催状況 (時期・定員・受講者数)	開催形式
A 事業者	株式会社	宮城県 東京都 京都府	福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	2023 年9月 定員:20 名 受講者:7名	オンラインのみ
B 事業者	特定非営利活動法人	東京都	福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	2023 年3月 定員:40 名 受講者:37 名	対面・オンライン併用
C 事業者	一般財団法人	広島県	福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	2023 年6月 定員:50 名 受講者:21 名	対面・オンライン併用
D 事業者	社会福祉法人	鹿児島県	福祉用具貸与事業などの在宅サービス	2023 年6月 定員:30 名 受講者:17 名	対面のみ
E 事業者	社会福祉法人	石川県	福祉用具の展示・相談機関	2023 年5月 定員:25 名 受講者:22 名	対面のみ

(3) 調査時期

令和5年 11 月～12 月

(4) 調査方法

訪問またはオンラインにより実施した。

(5) 主なヒアリング項目

主なヒアリング項目は以下の通り。

図表 139 主なヒアリング項目(指定講習事業者)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 基本情報<ol style="list-style-type: none">(1) 指定講習事業者としての指定時期(2) 令和5年度の研修実施状況(年間スケジュール、参加(募集)人数等)(3) 現行の研修カリキュラムの運営方法(講師、テキスト、開催方法等)2. 指定講習カリキュラム見直し(案)<ol style="list-style-type: none">(1) 追加・修正予定の内容(科目・内容等)(2) 想定する講師要件(3) 想定する開催方法(4) 全体構成・時間配分(5) その他3. 現行の指定講習カリキュラムでの開催にあたってのご意見・ご要望<ol style="list-style-type: none">(1) カリキュラムについて(2) 講師要件について(3) 開催方法について(4) その他4. その他 |
|--|

2.4 ヒアリング調査結果

2.4.1 基本情報

1) 令和5年度の研修実施状況

令和5年度の研修開催時期について、福祉用具貸与事業所に入職した方を対象としている場合には5～6月頃に実施しており、主な受講者に合わせて開催時期を決めていた。主な受講者は福祉用具貸与事業所の職員や介護サービス事業所の職員だが、学生や一般の方、リハビリテーション専門職などの受講者もいた。いずれの事業者からも年々受講者数の減少を懸念する声があった。

また、研修開催までの準備期間として、いずれの事業者も概ね半年前から講師や会場の調整等を開始していた。

図表 140 ヒアリング調査結果(令和5年度の研修スケジュール等)

事業者	主なヒアリング調査結果
A 事業者	- 宮城県、東京都、京都府ともにオンライン形式での指定講習会開催前から指定を受けているが、現在は東京・京都では開催はしていない。 <u>土日のみの日程で7日間のオンライン形式で、年間5～6回開催している。</u> - 令和5年9月開催時は定員 20 名に対して受講者数は 7 名であった。受講者数は近年は 10 名前後の場合が多く、指定講習の開催時期による人数の増減はあまりない。 - 受講者の属性は福祉用具貸与事業所の職員がほとんどである。<u>他業種からの転職で、介護業界は未経験の方が多い。</u>その他、学生が受講していたこともある。
B 事業者	- 福祉用具専門相談員指定講習を最初に実施したのは 2000 年 4 月頃である。 - 令和5年度は<u>対面・オンライン併用</u>で、3月に開催した。<u>直近数年間は年1回、平日のみの日程で開催している。</u><u>以前は土日で開催していたこともあったが、大学の場所を借りて開催しており、学生にも参加してもらうため、学生の長期休暇中の平日に開催している。</u> - 受講者の属性は学生の割合が高い。<u>コロナ禍以降一般の方が集まらず、8～9割程度は学生である。</u>福祉・医療系の学部だけでなく工学系などの学部にも所属する学生も参加している。福祉用具貸与事業所職員の受講者は、中途採用者・新卒採用者のいずれも参加している。4月入社の新卒採用者が入社前に受講する場合もあれば、資格は保有していないが既に勤務している方が受講する場合もある。 - 福祉用具専門相談員指定講習開催にあたっては、<u>概ね半年前程度から会場や講師の調整を開始している。</u>募集期間を長く取れるためできれば早く確定できたほうが良いと感じている。

C 事業者	2～3年前に指定されており、6年間有効期間がある。 - 令和5年度は年1回(5～6月)9日間(平日)に開催した。定員 50 名に対し 21 名参加した。 - 昨年は 27 名、一昨年は 30 名程度だったため、若干減ってきている。人数による開催見送りということはないが、一桁の人数になると運営自体が難しくなる。 - 福祉用具貸与事業所に入職した方を対象としている。社内の基礎研修受講後、GW 明けから受講できるような時期である。 - 受講者のなかには、一般の主婦の方もいた。研修会開催の案内を県内の老人保健施設等にも広く案内しているため、施設職員や理学療法士等が参加したことがある。
D 事業者	- 平成 22 年 4 月 1 日付で県から指定を受けている。 - 令和5年度は全科目集合型で、5 月から土日のみの日程で開催した(年1回・8日間)。 - 受講者数は定員 30 名のところ 17 名であった。年々受講者数が減少傾向にあり、受講者確保が課題の一つである。 - 令和5年度開催にあたり、令和4年 12 月頃から研修計画を作成する。12 月中旬には各講師に依頼し内諾を得て、年明けの2月末に県に事業計画書を提出する。受講者が少ないため期日を過ぎて直前まで可能な限り受け付けるようにしている。 - 受講者は、稀に保育士等の職種の方が受講する場合があるが、多くは介護サービス事業所の職員である。学生の受講者はいないが、福祉用具貸与事業所に就職した新人の方が受講されている。平成 30 年度までは 7 月頃開催していたが、新人の福祉用具専門相談員に早く資格を取得させたいという要望があり、令和3年度から開催時期を早めた。 - 受講者は近隣の方が比較的多いが、県内遠方から受講される方もいる。県内には離島もあるため、オンラインになれば受講できるという方もいるかもしれない。
E 事業者	- 初めて指定を受けたのは記憶にないところだが、平成 18 年からの記録が残っている。 - 福祉用具専門相談員の資格試験であるため、福祉用具貸与事業所に就職した方が少しでも早く受講いただいた方が良いと思い、令和5年度は5月開催(平日8日間)とした。開催時期について、過去には3カ月に分けて開催したこともある(4～6月の土曜日開催)。研修受講後のアンケートで受講しやすい時期を聞いたところ5月頃が多かったため 5 月平日とした。 - 受講者数はコロナ禍以前は 35～40 名だった。令和元年以降は受講者数自体も減った。直近は定員 25 名としているがなかなか定員に到達しない。 - 受講者の中にはリハビリテーション専門職もいる。福祉用具分野の知識を深めるために受講しているのではないかと推測する。多くは福祉用具貸与事業所に就職して1～3年未満の新人の方である。

2) 現行の研修カリキュラムの運営方法

講師の確保について、いずれの事業者もこれまでの活動において関係性のある方や、既存の講師からの紹介などにより依頼できる状況だった。しかし、スケジュールの調整等によりカリキュラムの構成に難しさを感じている事業者もあった。

テキストは、いずれの事業者も市販のものを活用しているが、科目によってテキストの内容を抜粋して作成したパワーポイント資料などを用いて講師が説明していた。科目によっては講師の経験を踏まえてテキストの内容に追加する、DVD を見てもらうなども行われていた。また、「福祉用具の特徴」や「福祉用具の活用」では、オンラインと対面形式のハイブリッド開催の場合でも、対面で実際に福祉用具を使っ

ての説明や演習などが行われていた。

開催方法は、オンラインで開催する場合にもその機能を効果的に活用し、グループワークや演習を実施している事業者や、講義はオンラインで実施するが、演習部分は対面としているという事業者があった。オンライン開催の場合、講師側からは、受講者の反応がわかりにくいという声があり、また、対面形式の方が受講者から講師へ質問しやすいのではないかとという声があった。一方、対面開催の場合、実際の福祉用具を用いた演習等が行えること、受講者同士のコミュニケーションが図られるという点で重視している事業者もあった。

図表 141 ヒアリング調査結果(講師、テキスト、開催方法等)

事業者	主なヒアリング調査結果
A 事業者	- 講師は全員専任である。科目によって複数の講師に依頼している場合は日程を分けて実施している。 - 講師が作成した副教材を画面投影しながら講義を行うが、内容はテキストに沿っているため講師が交代した場合でも基本的な学習内容に違いはない。講師が作成した副教材は事前に事務局でも確認している。<u>介護技術や福祉用具の活用等の科目は、説明用の動画を見せたり、カメラ上でできることを講師がやって見せて、実際に受講者にもやってもらう。グループワークも取り入れている。</u> - 参加者にはオンラインでの操作等に不慣れな方もいるため、事前にオリエンテーションの日を設けて基本操作の練習をしてもらう。講師でオンラインでの操作等に慣れていない方がいる場合でも、常に事務局がついてフォローしているため問題ない。 - 医療、障害分野における法定研修では、講義部分は全て e-learning の動画視聴後に理解度確認をしたうえで、演習部分はオンラインまたは対面で行うよう通知が発出されている一方で、介護保険に関連する指定研修は後れをとっている。その理由は受講者数が少ないためであると思われる。福祉用具専門相談員指定講習は今後ますます需要があると想定し次年度3回は確実に開催するように調整を進めているところだが、講師調整が難航すると複数回の開催が難しいため、次年度以降は講義部分は事前動画視聴と理解度確認テスト、ワークシートの記載を行う予定である。 - 受講者は無資格の方が多いため、実際に福祉用具に触れる機会が重要であるとの考えから、各都道府県の福祉用具の展示室を見学したうえでレポートを提出してもらっており、それは今後も継続する予定である。また、講義の中で講師から国際福祉機器展等への積極的な参加を促しているが、可搬型階段昇降機や車いす段差解消機等の展示が少ないものは動画

	で設置方法や施工上・使用上のルールを確認したうえでグループワークで共有することを演習で実施しており、今後も動画内容の精度の向上を図る予定である。 指定講習最終日は福祉用具サービス計画の作成からモニタリングまでの一通りの流れをテキストの事例3つを演習課題とし、グループワークで検討したうえで修了評価を実施している。福祉用具専門相談員の受講者数を増やすためには講義部分は事前の動画視聴と理解度確認テストという e-learning 形式のほうが望ましいと思っている。
B 事業者	- 外部の講師の場合は、これまでの活動で関係性のある方や、過去の講師の紹介等により依頼している。お願いできる方はいるものの、スケジュールが合わなければ上手くカリキュラムが組めないこともあるため、日程調整がやや難しいと感じている。 - 福祉用具に関連する科目はグループ会社の職員に講師を依頼しているため比較的依頼しやすいが、「からだところの理解」や「リハビリテーション」等、福祉用具以外の科目は依頼できる人が限られているため、それらの科目を先に確定させるようにしている。 - 研修テキストは市販のものを使用している。 - 副教材の内容は講師によって異なり、講師が説明しやすいように要約して作成している場合もあれば、「介護技術」などオンラインで開催するにあたって講師が動画や実習を取り入れて補足している場合もある。 - オンラインで実施する科目は Zoom を使用しており、ブレイクアウトルームを活用してグループワークも実施している。コロナ禍を機に3～4年前から対面・オンライン併用で実施している。それ以前にオンラインでの開催経験はなかった。「福祉用具の特徴」と「福祉用具の活用」は対面でなければならぬと考えているため、コロナ禍でも対面で実施していた。 「福祉用具の特徴」や「福祉用具の活用」では、実際にリフトや車いす、電動車いす等の福祉用具を使って実習を行っている。実習で使う福祉用具は当法人が持ち込んでいるが、研修会場としている大学にバリアフリーモデルルームがあるため、モデルルームを見学する時間も講義時間に含めている。 - 受講時間は直近では 1 時間追加したが、過去にはもう少し増やしていたこともある。当法人は障害者差別解消法の設立にも関わっていたため、障害者差別解消法の中で謳っている社会モデルの考え方や、福祉用具がどれほど人の人生を変えられるのかを、講師の体験談も含めて説明している。過去には高齢者や障害者の気持ちを理解する目的で疑似体験をしてもらったこともある。受講時間が長くなると受講者の負担になってしまうため、質の担保は必要と認識しつつも、直近数年は追加する時間を少し減らしている。
C 事業者	- 講師への依頼は開催前年の 12 月から開始し、会場確保なども行っている。本研修会以外にも研修会を開催しているため、そういった関係性がある方に講師を依頼している。 - 現行のテキストが最新の状況ではないこともある。テキストで示された手順ではなく、講師の実態を踏まえた説明をされるケースがある。テキストに沿った説明をすべきか、実態を踏まえた説明をしてもよいのか迷うところがあり、講師を依頼するにあたって難しさを感じている。 - 副教材は、講師によってテキストを要約するかたちでパワーポイントで作成した資料を用いることがある。また、「からだと心の理解」では認知症高齢者への理解を促すため、講師が選定した DVD を視聴いただき、受講者が認知症高齢者についてイメージしやすいようにしている。

	- 福祉用具は福祉用具貸与事業所から貸与してもらい、実際に受講者に触れていただきつつ、講義を行っている。 - 座学(講義科目)で知識部分を受講者に修得していただくものはオンラインでも可能かと考えている。それ以外の福祉用具の特徴や活用、貸与計画作成などは対面で実施し、福祉用具を使いつつ進めている。介護技術も以前は対面でベッドや車いすを使い、演習形式で実施してきたが、カリキュラムにおいて「講義」となっているため、オンラインでも理解いただけるように実施した。 <u>集合研修は受講者同士、対面でコミュニケーションがとれてよかったという声はある。講師側からは、対面の方が受講者の反応も確認しつつ進められるため良いとの声は多いが、講義部分であればオンラインでも問題ないと聞いている。</u>
D 事業者	<u>講師確保は、例年依頼する講師との関係性が構築できているため、早めに開催時期を決め、日程確保いただくなどしており、それほど苦労していない。</u> - 講師同士でも連携されており、講師が交替した際なども事務局としても前任講師からの引き継ぎを踏まえて調整をしているため、講師が交代しても問題ない。 - 講師が作成する副教材は事前に事務局でも確認したうえで印刷し、受講者に配布している。<u>副教材の内容はテキストを抜粋したものであり、講義の中でテキストの該当ページ数も伝える等、テキストと副教材両方を使用しながら説明されている。</u> - 研修は集合型で、講義・実技を実施した。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、講義はオンライン形式、実技は集合形式で実施した。実技は講師の方と相談しなるべく接触のないようにする等、対策を講じながら集合形式で実施した。 「福祉用具の特徴」においてプレゼンを実施している。座学だけでなくグループで考えられ、発表することにより意識の向上にもつながる。<u>グループワークにより受講者同士の距離も縮まりやすい。</u>
E 事業者	<u>現在依頼している講師が交替する場合には、講師から次の方を紹介いただいている。特に専門性を求められるような科目の場合、次の方に依頼しにくいこともある。</u> - 複数の職種で分割している科目は、当法人内の各職種で担当しているため、テーマや普段の業務の兼ね合いで講師が分かれているものもある。講師になることでも勉強になるため、法人内の職員で実施してきたが、業務も繁忙になってきたため外部講師に依頼している科目もある。 「福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成」は最終日と決めているが、その他の科目は、講師との日程調整に合わせて組み替えている。 - 演習では当施設に展示している福祉用具を活用している。 - 多くの講師の方は自身が説明しやすいようにテキストの内容を抜粋したパワーポイントで作成した資料を使っている。<u>介護技術のみ、講師が持参した資料を配布して実施している。</u> - 開催方法はこれまで対面方式のみで実施している。オンラインだからといってコミュニケーションがとりにくいということはないが、<u>対面方式の方が、講師への質問など声を掛けやすいのではないかと。</u>

3) 修了評価について

修了評価の設問は、テキストの出版社が提供しているものを使用している事業者と、独自に作成している事業者があった。独自に作成している事業者からは、重要な部分に変更があった際に的を射たものが作成できているか懸念があるとの声があった。また、修了評価の合格基準が都道府県によって異なっているとの指摘があり、共通の指針などがあると良いとの意見もあった。修了評価は、研修科目全てを受講した上で、その理解度を評価するものであるため、欠席した場合には評価の対象にはならない。欠席者の対応としては、個別に補講を実施する、次回開催時に欠席科目の受講を確認することで修了評価の対象としている事業者もあったが、再度全科目受講しなければならない事業者もあった。

図表 142 ヒアリング調査結果(終了評価について)

事業者	主なヒアリング調査結果
A 事業者	- 一部日程を欠席した場合には、次回開催時(年間5～6回開催している)に欠席分の科目を受講することで修了評価を実施できるようにしている。 - 修了評価の問題はテキストの出版社から提供された問題を使用しており、問題は毎年同じである。印刷した書類を郵送し、修了評価の時間にボールペンで回答し赤ペンで自己採点をしたうえで返送してもらっている。合格ラインに満たない場合はレポートを提出してもらおうが、これまでに実績はない。<u>全課程の出席および事前に送付したワークシート等一式の返送、修了評価7割以上の達成を確認したうえで修了証を発行しているため、オンラインでも対面と同様の評価が可能と考えている。</u>
B 事業者	- 欠席者が発生した場合には、次回開催時に欠席した科目を受講していただくか、事務局で都合が付けられる範囲で次回開催を待たず補講を行う場合もある。直近でも欠席した科目の翌日に補講を行い、他の受講者と一緒に修了評価も実施できた。しかし、欠席者が多くなると同様の対応はできないと考えている。 - 修了評価は、当初はテキストの出版社から提供された問題を使っていたが、その後各講師と相談し、科目によってそのまま使う場合もあれば講師が作り直す場合もある。直近数年は同じ問題を使用しているが、当初は数回見直しを重ねて作成していた。オンライン開催の場合、修了評価は Google フォームを使用して実施している。対面開催の際には当日中に採点し修了証を交付していたが、オンライン開催の場合は後日、合格者に修了証を交付し、不合格者には個別に補講の連絡をすることとしている。 - 修了評価の合格基準が都道府県ごとに異なる等、指針が曖昧な部分があるため、改めて明確に示してもらえると有り難い。
C 事業者	- 欠席は原則認めないことしており、翌年度の受講で対応するなどもない。 - 修了評価の設問は、テキストの出版社から提供されているものを使用しており、毎年同じ設問である。修了基準を満たさない場合には、再試験を行う。
D 事業者	研修期間(8 日間)全て受講できる方のみ受け付けている。欠席した科目がある場合には終了評価を実施できないが、今のところ欠席者は発生していない。よって、欠席者がした場合、終了評価を実施するために、翌年以降に全科目を再受講するとするか、欠席した科目のみ受講すればよいとするか検討が必要である。

	・ <u>修了評価はテキストをもとに○×形式の問題を事務局で作成している。毎年問題は作成し直している。変更があった点を重点的に入れるなどの工夫をしている。</u> ・ <u>重要な部分に変更があった際に的を射たものが作成できているか懸念である。共通の基準等があれば有り難い。</u> ・ <u>合格ラインは 7 割としており、達しなかった場合は補講を行う。直近 3 年間は補講を実施した実績はない。必要な場合には、個別に間違っているところを教える予定である。</u>
E 事業者	・ <u>研修期間(8 日間)において欠席した方は、翌年開催の研修において未受講の科目を受講いただくことで修了評価を受けられることとしている。</u> ・ <u>修了評価はテキストの出版社から提供されたものを使っている。テキストの内容に大きな変更がなければ毎年同じものを使っている。</u>

2.4.2 指定講習カリキュラム見直し(案)に対する意見・要望

検討委員会で検討中の「指定講習カリキュラム見直し(案)」を基に、指定講習事業者から意見や要望についてヒアリングを行った。

1) 追加・修正予定の内容(科目・内容等)について

いずれの事業者も制度改正に伴う変更点等が反映されることや、福祉用具貸与計画等の作成に関する演習部分の統合(講義・演習を統合して 10 時間とする)について、賛成する声が多かった。

また、福祉用具の安全利用(リスクマネジメント)や虐待・身体拘束の通報義務等は教える必要があるとの意見があった。

さらに、介護保険制度における福祉用具と、障害給付制度の日常生活用具給付等事業や補装具費支給制度との関係など、福祉用具専門相談員が理解できていない点や理解しておくべき点について、カリキュラムへの追加を要望する声があった。

図表 143 ヒアリング調査結果(追加・修正予定の内容等)

事業者	主なヒアリング調査結果
A 事業者	・ <u>安全配慮や法令遵守の面、虐待や身体拘束、通報義務等の内容は十分に教える必要がある。</u>また、昨今は意思決定支援に関する内容が全講座に入っており、福祉用具貸与事業者も、言葉を話せない ALS や筋ジストロフィーの利用者に対する対応も増えているため、意思決定支援のあり方も含めて学ぶ必要がある。これらの内容は指定講習受講後の更新研修として組み込むと、専門性の高い福祉用具専門相談員を配置できるのではないかと。
B 事業者	・ <u>「福祉用具貸与計画等による支援プロセスの理解・作成と活用」において、講義と演習を一体的に実施することはとても良いと考える。</u>これまでも実際には講義の時間の中でも、講義の理解を深めるために演習の事例を使って演習に近い内容を行っていた。 ・ <u>リスクマネジメントについても、実際の事例と事故報告の仕組みを受講者に伝えられるとよい。</u>リスクマネジメントに関する内容は、現場の福祉用具貸与事業所の管理者が講師を務め

	るのが適切と考える。 • <u>ICF に関する内容は教える必要はあると思う。</u>しかし、因子に関する内容だけでなく、世界と比較したときに日本は医学モデルに偏っており、それを変えなければならないという視点を入れる必要があるだろう。そうしなければ高齢になっても働き続けられる社会や、障害を持つ人を受け入れるノーマライゼーションの社会は成り立たないため、そういった内容を詳しく入れることが必要と思う。また、障害者手帳を持つ人の約7割は高齢者であるが、<u>介護保険制度における福祉用具と、障害給付制度の日常生活用具給付等事業や補装具費支給制度との関係を理解できていない人が多くいるため、福祉用具専門相談員指定講習のカリキュラムにも盛り込む必要があるのではないか。</u>
C 事業者	• 最後の講義・演習(「福祉用具貸与計画等の意義と活用」「福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成」)が 10 時間に統合されている部分は、現在も同じ講師に5時間ずつで実施いただくよう依頼しているため大賛成である。
D 事業者	• 今回の見直しは介護報酬改定に伴う変更点が反映されているため、時間数が増えるのは必要とは思いますが、<u>指定講習事業者としては運営方法等が懸念である。</u>内容は定められたものに即して実施することになると思う。
E 事業者	• 必要な内容が含まれてくる点は良いが、<u>遠方からの参加者もいるため時間(日数)が増えることで受講者負担も大きくなる。</u> • 「リスクマネジメント」は、実際の福祉用具を見せながら説明するのが理解しやすいのはいいか。写真や動画を見ることでも良いと思うが、実際の福祉用具を見ながら説明し、実技を通して学んでいただいた方がよいのではないか。

2) 講師要件・開催方法について

新たな科目を追加した場合の講師要件は、科目や事業者と講師の関係性によって、困難な場合と問題ないという場合に分かれた。今回新たに追加することが想定される「リスクマネジメント」は、現場の実態や経験を踏まえて福祉用具貸与事業所など現場経験者が講師を務めるのが良いのではないかとの意見があった。

開催方法は、時間数が増えることで受講者負担も増える点が懸念されており、経費増による受講料への反映や、オンラインを活用した開催、カリキュラムの組み直しなど、事業者として検討が必要な点が挙げられた。

また、講師の質の標準化にあたり、指導者向けの研修の創設についても意見があった。

図表 144 ヒアリング調査結果(講師要件・開催方法等)

事業者	主なヒアリング調査結果
A 事業者	講師は指導者養成研修を新たに設け、指導者養成研修主催機関が研修テキストや資料を作成し、それを各指定講習事業者が使う仕組みにすれば、今後オンラインが増えたとしても事業者ごとの講習内容を標準化できる。指定講習事業者ごとに独自性を持たせないことがポイントである。既に厚生労働省で実施されている他の指定研修の仕組みに準じた仕組みとするとうまいのではないかと。
B 事業者	- 当法人は施設に対してロボット活用の提案等を行っているため、「介護保険制度の考え方と仕組み」の中でテクノロジーについて教えることは特に問題ない。福祉機器を販売している事業者の系列の指定講習事業者のほうが得意かもしれない。 - リスクマネジメントについても、実際の事例と事故報告の仕組みが伝わればよいと考えるため、見直し案の内容で問題ないとする。リスクマネジメントに関する内容は、現場の福祉用具貸与事業所の管理者が講師を務めるのが適切と考える。 5 時間増えると確実に 1 日は増やさなければならず、科目の入れ替えも必要になると思われる。科目によってはオンラインでも実施可能なものもあり、それによって受講者の負担軽減にもなると思われるため、今後もオンラインとの併用が認められると便利な部分は多いと考える。逆に、「福祉用具の活用」はオンラインよりも対面で実施したほうが良いと思う。
C 事業者	- 介護におけるテクノロジーの活用状況等について概説できるというところが増えた場合、講師をどのように確保したらよいか難しい。介護保険の制度は詳しく説明できるが、テクノロジーの活用は不得意というケースもあると思う。テキストに沿った概要を説明するだけでよいか悩ましい。制度に関する部分とテクノロジーの活用について講師を分けるなどの工夫も必要になるかもしれない。 1日程度増えると諸々の経費増にもつながるため、受講料にも多少影響はある部分である。
D 事業者	- 時間数が増えた場合は、もう1日確保して9日間ですぐ調整して運営出来ればよいと考えている。 - 新しく追加された科目が現在お願いしている講師の方にもお願いできるかも検討しなければならない。 - 日数が増えれば講師への謝金や職員の人件費等の経費も増えることになる。それによる受講料の増加も場合によっては検討しなければならないかもしれない。
E 事業者	- 新たな講義内容が加わっても、講師に対応可能か確認し、対応できる講師を紹介してもらうなど実施しているため、問題ないと思われる。 - リスクマネジメントに関する部分は、利用者の特性や過去の経験を踏まえた講義を行っていたら現場の方に対応いただけるとよいのではないかと。

3) 全体構成・時間配分について

いずれの事業者も必要な内容が追加になる点には前向きな反応ではあったものの、全体の研修時間が増えることに対する事業者としての運営面や受講者の負担増について懸念する声があった。また、福祉用具専門相談員指定講習の位置づけとして「初心者が受講するものであるため、過剰にならないように気をつけなければならない」や「指定講習の時間は増やさず、一定期間現場を経験した後に更新研修という位置づけで実践の場で必要な内容を教えるよう義務化した方が福祉用具専門相談員の資質向上という視点では望ましいのではないか」との指摘もあった。

図表 145 ヒアリング調査結果(全体構成・時間配分等)

事業者	主なヒアリング調査結果
A 事業者	• 時間数が増えると受講者側の負担になることが想定される。無資格の方が受講する方が多いため、法令順守のために指定事業者として必要な虐待や BCP 等は触れなければならないと思うが、<u>現状のカリキュラムの時間内に抑えることが重要だ</u>と考えている。障害福祉サービスの中核人材を養成する研修の中では、これまで分野別に分かれていた研修を一本化する方向性となっている。福祉用具専門相談員についても同様に、<u>入り口となる指定講習の時間数は増やさず、一定期間現場を経験した後に更新研修という位置づけで実践の場で必要な内容を教えるよう義務化したほうが福祉用具専門相談員の資質向上という視点では望ましいのではないか。</u> • 時間数を増やすのであれば、予め国で指定する内容の映像資料を作成し、受講前に動画視聴と理解度確認をしたうえで 50 時間(+修了評価1時間)の指定講習を受講することとすれば、福祉用具の利用安全等の内容を増やしても他の部分を削る必要はないだろう。研修時間自体は変えず、制度改正ごとに変更すべき内容は事前の動画視聴によりブラッシュアップすることとし、共通の映像資料や理解度確認テストを作成し、各指定講習事業者向けの実施要綱の中に位置付けるとよいのではないか。
B 事業者	• レベルアップのため、即戦力になるためには現在の指定講習以上の内容を実施したほうが良いと理解はしつつも、時間数が増えると様々な経費が上がり、その結果受講料が上がることで受講者の負担が増加し、受講者数の減少に繋がらないかは懸念である。また、福祉用具プランナーとは異なり<u>初心者が受講するものであるため、過剰にならないように気をつけなければならない</u>とも考えている。
C 事業者	• 時間が増える点は、受講者側と運営側の負担感が増えると思う。しかし、必要な内容として感染症、リスクマネジメントなどを含め、<u>今と同じ時間に収まればよいが、増えることも致し方ない</u>、前回も 10 時間増えたところであり、必要なことでもあるだろう。
D 事業者	• 今回の見直しは介護報酬改定に伴う変更点が反映されているため、<u>時間数が増えるのは必要とは思いますが、指定講習事業者としては運営方法等が懸念である。</u>内容は定められたものに即して実施することになると思う。 • 時間数が増えた場合は、もう1日確保して9日間で上手く調整して運営出来ればよいと考えている。新しく追加された科目が現在お願いしている講師の方をお願いできるかも検討しなければならない。

E 事業者	・ 今実施している日数では実施しきれないため、1日増やすことになると思う。<u>日数が増えることで欠席するリスクが高くなる</u>。欠席すると修了評価が受けられず、翌年まで資格取得ができない。
-------	--

2.4.3 現行の指定講習カリキュラムでの開催にあたっての意見・要望

開催方法は、科目によってオンラインの活用や対面での重要性に関する意見があった。

また、講師要件についても、現場を理解している福祉用具専門相談員や介護福祉士等、追加を希望する声があった。

図表 146 ヒアリング調査結果(現行の指定講習カリキュラムでの開催にあたっての意見・要望)

事業者	主なヒアリング調査結果
B 事業者	・ 福祉用具貸与計画の作成において、こういった身体状況の人がこういう福祉用具を使うことによってこういう良い結果が得られた、逆にマイナスの結果になったなど、エビデンスを含めた事例があればイメージが湧きやすいのではないかと思うため、テキストに盛り込んでもらえると有り難い。 ・ 開催方法について、<u>オンラインでも十分な効果が見込める科目は引き続きオンラインの活用も認めてもらえる</u>とよい。 ・ 講師要件について、以前は福祉用具の活用等の科目で福祉用具専門相談員が講師として認められていなかったが、50 時間になって認められたことによって、<u>現場を理解しており、福祉用具に関する知識が豊富な人間が講師になることができた。資格がなくても、現場を理解しておりしっかりと講義ができる福祉用具専門相談員も大勢いるため、継続して福祉用具専門相談員を講師として認めてもらいたい。</u>
C 事業者	・ 福祉用具専門相談員としての理解を深めていくところと思う。オンラインも活用しつつ、対面も含めて実際に福祉用具を触り、動かしてみ、体験してみるということも講習会の意味でもあると思う。貸与事業所の中でも既に触れているところなのかもしれないが、講習会の中で基礎となる用具について触れるということも重要なのではないか。 ・ <u>認知症の理解は、介護福祉士が講師要件になかったと思う。しかし、利用者の対応については、介護福祉士の方でも経験はあると思うため、要件に含めていただいてもよいのではないか。</u>
D 事業者	・ オンラインにするか否かが、課題の一つである。集合型は一体感が生まれ、学び以外の面でのメリットが大きいと感じている。 ・ 講師からもオンラインより集合型のほうが受講者の反応が分かるため良いと聞いている。認知症実践者研修は2年間全てオンラインで実施したが、講師から集合型に戻してほしいという強い要望があり、今年度から集合型に戻した。<u>オンラインに不慣れな方や受講環境がない方もいるため、そういった方に対する受け皿としても集合型は必要であると思う。</u>

E 事業者	- 講師要件について、科目別に講師要件が決められているが、介護福祉士が該当する科目が<u>少ない</u>。「からだと心の理解」について介護福祉士がない。医療的な部分での知識や経験が必要ということで要件になっていないのだと思うが含めても良いのではなか。 「リハビリテーション」についても看護師が入っていない。訪問リハビリテーションでは看護師が訪問していることもあると思う。講師を依頼する際、資格がなくて依頼できないというケースもある。講師要件の最後の項目（前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者）として、実績がある方ということで講師要件を満たすとしたことがある。
-------	--

2.4.4 その他

その他、以下のような意見があった。

図表 147 ヒアリング調査結果(その他)

事業者	主なヒアリング調査結果
C 事業者	福祉用具専門相談員の役割倫理について、講義により知識を得るが、到達目標として役割を列挙できるとあるが、どのようにその到達状況を諮るのか。修了評価で見るべきなのか、具体的にどのように確認すべきかと感じている。
D 事業者	指定講習会は短時間での説明であるため、指定講習会を受講しただけで直ちに現場で働けるとは言いづらい。しかし、最初の段階としてはある程度幅広く網羅されているため、その後各事業所で OJT により指導いただく形が良いと考える。<u>体系的に勉強する機会があっても良いと思う。</u>

2.5 指定講習事業者向け調査のまとめ

2.5.1 現行の指定講習カリキュラムでの指定講習の実施状況について

(1) 講習日程・受講者等について

アンケート調査に回答した指定講習事業者が実施している指定講習の日数は平均 8.1 日で、「平日（月～金）のみの日程で開催」している事業者が半数以上であり、受講料は「40,000 円～49,999 円」及び「60,000 円以上」が最も多くそれぞれ約3割であった。また、直近で開催した指定講習の定員は平均 22.2 人であったのに対し、受講者数は平均 12 人と定員を下回っており、ヒアリング調査においても、いずれの事業者も年々受講者数が減少している状況が把握された。受講者の主な職業・職種は「福祉用具貸与事業所職員」が最も多く半数以上、次いで「福祉用具貸与事業所以外の介護サービス事業所職員」が約半数であり、他業種や学生の受講者は2割以下に留まった。ヒアリング調査を行った事業者においても概ね福祉用具貸与事業所の新人職員が主な受講者層であったが、学生や一般の方、リハビリテーション専門職等が受講している場合もあった。また、指定講習事業者として受講者に対する独自のアンケートを実施・集計しているのは約4割であり、5割以上の事業者が受講者アンケートを実施していなかった。

(2) 運営方法等について

1) 開催形式

開催形式については、いずれの科目でも「対面開催」が8割以上であり、「オンライン開催」をしている事業者の割合は1割に満たなかった。オンライン開催を実施している事業者の中でも、全科目をオンラインで実施している事業者は少数であり、演習の必要性等の観点から、科目によってオンライン開催と対面開催を使い分けている事業者もあった。また、本調査において「オンライン開催」で実施していると回答した事業者は、いずれも福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業を主たる事業としている事業者であり、福祉用具貸与事業などの在宅サービスを主たる事業としている事業者にはオンライン開催の実績のある事業者はいなかった。これは、研修事業を主たる事業としている事業者においては他の研修や資格講座等での開催経験があり、端末や通信環境の整備をはじめとしたオンライン開催にあたっての障壁が少なかったためではないかと推察される。

2) 実施方法

実施方法については、いずれの科目でも「講義」が最も多かったが、現行のカリキュラムにおいて演習科目となっている「福祉用具の活用」、「福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成」以外の科目においても、グループワークやロールプレイを取り入れた演習を行っている事業者が一定数あり、特に「介護技術」、「住環境と住宅改修」、「福祉用具の特徴」、「福祉用具の活用」、「福祉用具の貸与と活用」、「福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成」ではその割合が高かった。対面開催の場合では、実際に福祉用具を使った実技やグループワーク、ロールプレイを実施している一方、オンライン開催の場合であっても、オンラインツールの機能を活用してグループワーク等を実施している場合

もあった。

3) 教材

使用している教材については、いずれの科目でも「市販のテキスト」が最も多く用いられていたが、「講師が独自に作成した副教材」を使用している場合も3～4割程度あった。「講師が独自に作成した副教材」の具体的な内容をヒアリング調査において伺ったところ、講師自身が説明しやすいようテキストの内容を抜粋・要約してパワーポイント資料を作成している場合が多かったが、科目によっては講師の経験を踏まえて一部内容を追加している場合もあった。また、福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業を主たる事業としている事業者では、「市販・公開されている動画」あるいは「講師が独自に制作した動画」を使用している場合もあり、特にオンライン開催をしている事業者では、実際に福祉用具に触れた演習を行うことができない代わりに、福祉用具の活用における独自の動画作成を行う、多くの福祉用具に関する動画を用意する等の工夫が行われている場合もあった。

(3) 講師の選任・確保について

講師の所属については、いずれの科目でも「法人外の講師」の方が多く5割以上であり、「リハビリテーション」では約7割の事業者で「法人外の講師」が担当していた。一方、福祉用具貸与事業などの在宅サービスを主たる事業としている事業者では、「からだところの理解」及び「リハビリテーション」以外の全ての科目で「法人内部の講師」の方が多かった。

講師の属性としては、「福祉用具の役割」、「福祉用具専門相談員の役割と職業倫理」、「福祉用具の供給と仕組み」では「福祉用具専門相談員」が、「からだところの理解」では「看護師」が、「リハビリテーション」、「住環境と住宅改修」では「理学療法士」が最も多く、各科目の内容と各職種の持つ専門性を踏まえた講師の選定が行われている状況が把握できた。一方、それ以外の多くの科目で、「介護福祉士」が講師を担当している割合が最も高かった。この背景としては、介護福祉士は介護職員全体に占める資格保有割合が高く、他の資格と合わせて介護福祉士資格を保有している講師が多いために割合が高くなっている可能性や、他の研修や資格講座を開講している事業者が、同一の講師に福祉用具専門相談員指定講習の講師を依頼している可能性などが考えられる。

また、講師の選任・確保の難しさについては、「難しい」または「やや難しい」と回答した事業者が約6割を占めた。一方、福祉用具貸与事業などの在宅サービスを主たる事業としている事業者では「難しくないと回答した割合が5割以上と、福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業を主たる事業としている事業者よりも高い傾向にあった。これは、先述した通り、福祉用具貸与事業などの在宅サービスを主たる事業としている事業者では多くの科目において「法人内部の講師」が担当している場合が比較的多いためと考えられる。選任・確保の難しい理由としては、講師要件を満たす専門的な知識や経験を持つ人材の不足や日程調整の難しさ等が挙げられ、特に理学療法士、作業療法士等の確保が難しいといった声がアンケート調査において多く挙がっていた。ヒアリング調査においても、これまでの事業者としての活動において関係性のある方や、既存の講師からの紹介等により選任・確保できている状況である一方で、スケジュールの調整等によりカリキュラムの構成に難しさを感じている事業者もあることが把握された。

(4) 修了評価について

修了評価については、アンケート調査から、カリキュラム科目全般を出題範囲として、31～40 問程度の設問を出題している場合が多いことがわかった。設問については、テキストの出版社が提供しているものを毎年使用している事業者と、独自に作成している事業者があることがヒアリング調査から把握された。また、合格基準については、9割以上の事業者が合格基準を設けており、7割前後を合格基準として、それに満たなかった場合は再テストや補講を実施していることが把握できた。ヒアリング調査においては、合格基準が都道府県ごとに異なるため共通の指針があった方が良いとの声が挙がったほか、一部の科目を欠席した場合や、合格基準に満たなかった場合に、個別に補講を行う等の対応を実施している事業者もあった一方、翌年に欠席科目または全科目を再度受講する必要のある事業者もあり、設問だけでなく、合格基準やその後の対応方法にも事業者によるばらつきがあることが把握された。

2.5.2 指定講習カリキュラム見直し(案)に対する意見・要望について

本事業において検討した指定講習カリキュラム見直し(案)で追加・修正予定の内容については、いずれの事業者も制度改正に伴う変更点等が反映されることや、福祉用具貸与計画等の作成に関する講義と演習を統合することに対して賛成する声が多かった。また、福祉用具の安全利用(リスクマネジメント)や虐待・身体拘束の通報義務等の内容を重視する声や、介護保険制度における福祉用具と、障害給付制度の日常生活用具給付等事業や補装具費支給制度との関係など、福祉用具専門相談員が理解できていない点や理解しておくべき点について、カリキュラムへの追加を要望する声もあった。

一方で、全体の研修時間が増えることに対する事業者としての経費の増加や、カリキュラムの組み直し、各科目内での追加・修正や科目の新設に伴う講師の確保等、運営面への課題を懸念する声があった。特に講師の確保の難しさに対しては、事業者の属性や既存の講師の専門性等によって見解が分かれたところであった。また、今回新たに追加することが想定される「リスクマネジメント」については、現場の実態や経験を踏まえて福祉用具貸与事業所など現場経験者が講師を務めるのが良いのではないかと意見があった。

また、上記の事業者側としての課題のほか、受講者側の負担を懸念する声も多く挙げられた。ヒアリングを行ったいずれの事業者も年々受講者数が減少している状況にあり、経費の増加に伴う受講料の増加や研修時間の増加に伴う受講者の金銭的・時間的負担が増加することによる、更なる受講者数の減少を懸念している状況が伺えた。

3. 福祉用具専門相談員(教育指導担当)向け調査の実施

3.1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

指定講習カリキュラムを受講した新任の福祉用具専門相談員を教育指導する立場の福祉用具専門相談員(管理者もしくは教育指導経験者)に対し、講習受講後の新任者の実務等での課題や、指定講習に含めて欲しい教育内容等を把握することを目的に実施した。

(2) 調査対象

福祉用具貸与事業所 1,000 事業所

(※介護情報公表システムで公表されている全国の事業所の中から無作為で抽出)

(3) 調査時期

令和5年9月19日(火)～10月13日(金)

(4) 調査方法

郵送配布・郵送回収

(5) 回収結果

回収状況は以下の通りであった。

図表 148 回収状況

調査対象数	回収数(率)
1,000	533 53.3%

(6) 調査項目

調査項目は、本事業の検討委員会での議論を踏まえ、以下のように設定した。

図表 149 主な調査項目

基本情報について	▶ 法人・事業所の基本情報 ▶ 福祉用具専門相談員(回答者)の基本情報
現状の指定講習カリキュラムについて	▶ 現在の福祉用具専門相談員の指定講習受講時間の増減についての見解 ▶ 福祉用具専門相談員指定講習をオンライン化することとなった場合の見解 ▶ 管理者・教育指導担当者として福祉用具専門相談員指定講習で理解してきて欲しい内容
直近の福祉用具専門相談員指定講習受講者に対する法人・事業所内の教育・指導について	▶ 利用者へのサービス提供に関する基礎知識の修得に向けた教育・指導について ▶ 福祉用具専門の相談員としての知識・技術等の向上に向けた教育・指導について ▶ 教育・指導にあたっての課題等について

3.2 アンケート調査結果

3.2.1 法人・事業所の基本情報

1) 法人全体の福祉用具貸与事業所数

法人全体の福祉用具貸与事業所数は、「1事業所」が 61.2%と最も多く、次いで「10 事業所以上」が 15.5%であった(図表 150)。

図表 150 法人全体の福祉用具貸与事業所数

件数	1事業所	2事業所	3～5事業所	6～9事業所	10事業所以上	無回答
534	327	44	43	33	83	4
100.0%	61.2%	8.2%	8.1%	6.2%	15.5%	0.7%

2) 事業所の福祉用具専門相談員数

事業所の福祉用具専門相談員数は、「1～5人」が 68.9%と最も多く、次いで「6～10 人」が 20.6%であり、平均は 5.7 人であった。経験年数別に見ると、「1年未満」、「1～3年未満」、「3～5年未満」では「0人」が最も多く、「5～10 年未満」、「10 年以上」では「1～5人」が最も多かった(図表 151)。

図表 151 事業所の福祉用具専門相談員数

	件数	0人	1～5人	6～10人	11～30人	31人以上	無回答	平均	中央値	最小値	最大値
合計	534	-	368	110	52	3	1	5.7	4.0	1.0	52.0
	100.0%	-	68.9%	20.6%	9.7%	0.6%	0.2%				
1年未満	534	366	166	1	-	-	1	0.5	0.0	0.0	10.0
	100.0%	68.5%	31.1%	0.2%	-	-	0.2%				
1～3年未満	534	296	228	9	-	-	1	0.8	0.0	0.0	10.0
	100.0%	55.4%	42.7%	1.7%	-	-	0.2%				
3～5年未満	534	307	216	10	-	-	1	0.8	0.0	0.0	10.0
	100.0%	57.5%	40.4%	1.9%	-	-	0.2%				
5～10年未満	534	204	318	10	1	-	1	1.4	1.0	0.0	18.0
	100.0%	38.2%	59.6%	1.9%	0.2%	-	0.2%				
10年以上	534	131	360	30	12	-	1	2.3	2.0	0.0	23.0
	100.0%	24.5%	67.4%	5.6%	2.2%	-	0.2%				

3) 事業所における直近の福祉用具専門相談員指定講習の受講時期・人数

a. 受講時期

事業所における直近の福祉用具専門相談員指定講習の受講時期は、「2023年」が最も多く24.2%、次いで「2022年」が12.0%であった。(図表 152)

図表 152 受講時期

件数	2014年以前	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	無回答
534 100.0%	49 9.2%	14 2.6%	13 2.4%	17 3.2%	32 6.0%	24 4.5%	43 8.1%	50 9.4%	64 12.0%	129 24.2%	99 18.5%

b. 受講者数

事業所における直近の福祉用具専門相談員指定講習の受講者数は、「1人」が65.0%と最も多く、次いで「2～3人」が15.0%であり、平均は1.4人、最大は11人であった(図表 153)。

図表 153 受講者数

件数	1人	2 3人	4 5人	6 10人	11人以上	無回答	平均	中央値	最小値	最大値
534 100.0%	347 65.0%	80 15.0%	4 0.7%	4 0.7%	2 0.4%	97 18.2%	1.4	1.0	1.0	11.0

4) 福祉用具専門相談員指定講習費用の負担者

福祉用具専門相談員指定講習費用の負担者は、「法人全額負担」が 79.2%と最も多く、次いで「個人負担」が 13.9%であった(図表 154)。

地域区分別に見ると、規模が小さい地域区分の方が「法人全額負担」と回答した割合がやや高い傾向にあった(図表 155)。

図表 154 福祉用具専門相談員指定講習費用の負担者

件数	個人負担	法人全額負担	法人一部負担	無回答
534	74	423	29	8
100.0%	13.9%	79.2%	5.4%	1.5%

図表 155 福祉用具専門相談員指定講習費用の負担者_地域区分別

	件数	個人負担	法人全額負担	法人一部負担	無回答
合 計	533	74	422	29	8
	100.0%	13.9%	79.2%	5.4%	1.5%
政令指定都市	115	19	84	11	1
	100.0%	16.5%	73.0%	9.6%	0.9%
中核市	124	20	96	5	3
	100.0%	16.1%	77.4%	4.0%	2.4%
その他市区町村	294	35	242	13	4
	100.0%	11.9%	82.3%	4.4%	1.4%

3.2.2 福祉用具専門相談員(回答者)の基本情報

1) 属性

本調査に回答した福祉用具専門相談員の属性は、「管理者」が 69.9%、「両方」が 16.5%、「教育・指導担当者」が 12.2%であった(図表 156)。

図表 156 福祉用具専門相談員(回答者)の属性

件数	管理者	教育・指導担当者	両方	無回答
534	373	65	88	8
100.0%	69.9%	12.2%	16.5%	1.5%

2) 福祉用具専門相談員としての経験年数

本調査に回答した福祉用具専門相談員の経験年数は、「11 年～15 年」が 25.5%と最も多く、次いで「16 年～20 年」が 24.0%、「6～10 年」が 21.9%であり、平均は 13.7 年であった(図表 157)。

図表 157 福祉用具専門相談員としての経験年数

件数	5 年以下	6 ～ 10 年	11 年 ～ 15 年	16 年 ～ 20 年	21 年以上	無回答	平均	中央値	最小値	最大値
534	67	117	136	128	75	11	13.7	14.0	1.0	37.0
100.0%	12.5%	21.9%	25.5%	24.0%	14.0%	2.1%				

3) 保有資格

本調査に回答した福祉用具専門相談員の保有資格は、「特にない」が 56.4%と最も多かった(図表 158)。

「その他」の主な自由記述は図表 159 の通り。

図表 158 保有資格【複数回答】

件数	保健師	看護師	准看護師	理学療法士	作業療法士	社会福祉士	介護福祉士	義肢装具士	介護支援専門員	その他	特にない	無回答
534	-	5	-	-	3	13	62	1	58	103	301	30
	-	0.9%	-	-	0.6%	2.4%	11.6%	0.2%	10.9%	19.3%	56.4%	5.6%

図表 159 保有資格「その他」の主な自由記述

▶ 柔道整復師 ▶ 管理栄養士 ▶ 精神保健福祉士 ▶ 言語聴覚士 ▶ 鍼灸あん摩マッサージ指圧師 ▶ 建築士 ▶ 社会福祉主事 ▶ 福祉住環境コーディネーター ▶ 福祉用具プランナー ▶ 福祉用具選定士	▶ 車いす安全整備士 ▶ リフトインストラクター ▶ 認定補聴器技能者 ▶ 介護職員初任者研修修了 ▶ 介護職員実務者研修修了 ▶ ホームヘルパー2級・1級 ▶ 高度管理医療機器等営業所管理者 ▶ 介護事務 ▶ 認知症介護基礎研修修了
---	---

4) 履修済みの研修や取得している民間資格

本調査に回答した福祉用具専門相談員が履修済みの研修や取得している民間資格は、「福祉住環境コーディネーター(東京商工会議所) 3級 2級 1級」が52.4%と最も多かった(図表 160)。

「その他」の主な自由記述は図表 161 の通り。

図表 160 履修済みの研修や取得している民間資格【複数回答】

件数	(福祉用具選定士 (日本福祉用具供給協会))	(福祉用具専門相談員更新研修 (全国福祉用具専門相談員協会))	(福祉用具サービス計画S (全国福祉用具専門相談員協会))	(福祉住環境コーディネーター (東京商工会議所))	(福祉用具ブランド協会 (テクノエイド協会))	(福祉用具ブランド協会 (テクノエイド協会))	その他	特にな	無回答
534	58 10.9%	42 7.9%	9 1.7%	280 52.4%	126 23.6%	2 0.4%	19 3.6%	168 31.5%	30 5.6%

図表 161 履修済みの研修や取得している民間資格「その他」の主な自由記述

▶ 社会福祉主事 ▶ 可搬型階段昇降機安全指導員 ▶ リフトインストラクター上級 ▶ リフトリーダー ▶ 車いす安全整備士 ▶ 福祉用具選定技能士(初代) ▶ 介護職員初任者研修修了	▶ ホームヘルパー1級 ▶ 高度管理医療機器等営業所管理者 ▶ 認知症ケア専門士 ▶ [研修等] ▶ シルバーサービス振興会 ▶ とちぎノーマライゼーション研究会 ▶ 県高齢者センター
---	--

3.2.3 現状の指定講習カリキュラムについて

1) 現在の受講時間(50 時間以上)増減についての見解

現在の受講時間数(50 時間以上)の増減についての見解は、「現在の時間数が良い」が 56.6%と最も多く、次いで「現在の受講時間数は多い」が 21.9%であった。(図表 162)

図表 162 現在の受講時間(50時間以上)増減についての見解

件数	現在の時間数が良い	現在の受講時間数は多い	現在の受講時間数は少ない	わからない	無回答
534	302	117	29	75	11
100.0%	56.6%	21.9%	5.4%	14.0%	2.1%

2) オンライン化することとなった場合の見解

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨今様々な研修や講義等がオンライン化に切り替わったことを踏まえ、福祉用具専門相談員指定講習においてもオンライン化することとなった場合の見解を尋ねたところ、「オンラインが良い」が 49.3%、「集合型が良い」が 35.8%であった(図表 163)。

地域区分別に見ると、規模の小さな地域区分の方が「オンラインが良い」と回答した割合がやや高い傾向にあった(図表 164)。

それぞれについてその理由について、主な自由記述は図表 165 の通り。

図表 163 オンライン化することとなった場合の見解

件数	オンラインが良い	集合型が良い	わからない	無回答
534	263	191	58	22
100.0%	49.3%	35.8%	10.9%	4.1%

図表 164 オンライン化することとなった場合の見解_地域区分別

	件数	オンラインが良い	集合型が良い	わからない	無回答
合 計	533	262 100.0%	191 49.2%	58 35.8%	22 10.9%
政令指定都市	115	50 100.0%	43 43.5%	13 37.4%	9 7.8%
中核市	124	59 100.0%	55 47.6%	10 44.4%	- 8.1%
その他市区町村	294	153 100.0%	93 52.0%	35 31.6%	13 11.9%

図表 165 オンライン化することとなった場合の見解_主な自由記述

オンラインが良い	
時間的、金銭的負担の軽減のため	▶ 対面が望ましいがそれ以上に地方は交通費・宿泊費がかからないメリットの方が大きい ▶ 他県での講習が多く、開催期間によっては、移動費だけでなく宿泊費もかかり、負担が大きい。オンラインであれば受講しやすくなると思われる ▶ 都市部は常に講義が行われているが地方は少なく受講するにも出張費等が多額になる。講義料金プラス10万位(交通費、宿泊費) ▶ ヘキ地の為、講習を受ける場合、集合型だと移動時間、交通費、宿泊費がかかる為 ▶ 移動の負担が大きいので、オンラインが助かります。当社の事業者はすべて地方にあるため、オンラインを進めてほしいです ▶ 会場までの交通手段が不便な為、数日間通うのが大変である ▶ 現地へ赴かずとも研修に参加できるのは時間短縮にもなり業務がはかどるから ▶ 時間の使い方が以前に比べてやりやすい・参加しやすい ▶ 好きな時間に自由に受講ができ、効率が良い ▶ 連続受講ができる為、短期間での取得が可能、交通費等の抑制が期待できます ▶ 少数で事業所を運営しているので時間調整、日程がとれないのでオンラインが良い ▶ 子育て中でも、オンラインである事で受講しやすくなった ▶ 現代の働き方に合うと思う。シングルマザー等は、出張がむずかしいのでオンラインが望ましい ▶ 効率や時間調整を行いやすいのはオンラインです。ただ集合型の方が知識を深めたり、同業者との交流が持て意見交換ができることは魅力です ▶ オンラインは業務の都合もつけやすくよいが、動作等はリアルな集合型をしてほしい ▶ 移動や費用を考えるとオンラインの方が良いが、知識修得と考えると集合型の方が頭に入りやすいと思います ▶ 業務日程に合わせた調整がしやすいため ▶ 宿泊費や交通費等の費用削減となる ▶ 集合型になると現地に行く時間がなく研修を受講させづらい ▶ 新型コロナのこともあるが、講座の振替等でかなり遠方に受講せざるを得なかったことがあった。オンライン+実地研修が望ましいと思う ▶ 移動や講習場所の制約がなくなる事で受講しやすい ▶ 開催場所が近くになく、受講にあたり移動費や宿泊費が必要なことがある。研修費以外での負担が大きい
感染拡大防止のため	▶ 高齢者と関わる職務内容のため、感染リスクは抑えられる方が良い ▶ 万が一に感染のリスクを考慮しオンラインが良いと思う ▶ 感染対策ならびに受講状況が確認しやすい

	▶ 感染症拡大防止も大事ですし、研修等へ参加する際の移動時間を考えるとオンラインが望ましい ▶ 会場への訪問の時間的ロスと、現在の感染症対策への疑問がある為 ▶ 感染症自体が無くなったわけではなく、集合型で感染者が出た後の事業所の運営に支障が出るため
座学が多いため	▶ 座学が多い為、オンラインで良い ▶ 座学がメインであり、実技は動画配信で対応できるため ▶ 得られる情報量が集合型と変わらないため。また、交通費等の経費も削減できる ▶ 集合型で行うメリットがない様に思われる為 ▶ 実機使用の場合は集合型が望ましいが、基本的にはオンラインのみで良い ▶ 特別な実技講習がほとんどない為 ▶ 座学はオンライン、実習は集合型 ▶ 全てが集合である必要はない。福祉用具を実物に触れての場合は集合で。併用が良い ▶ 座学であれば、オンラインでも問題ないとする為
その他	▶ 場所を問わず参加が可能な為 ▶ オンラインにすることで、場所(開催地)の制限が無くなり、講習を受けるタイミングが増えるから ▶ 研修修了までの期間が短く済むことで、早い段階で現場のOJT研修に移行できる ▶ 実際に用具にさわれないので体感しにくいことが不安 ▶ すでにオンラインになっており受講者の声も聞いて良いと思います ▶ オンラインであれば状況把握ができる ▶ 理解度が確認できる ▶ 時間の制限のない物にしてほしい ▶ オンライン、集合型どちらも出来る様にして欲しい ▶ オンラインと集合型のハイブリッドが望ましい(業務との両立を考えて)
集合型が良い	
実技・演習等が必要なため	▶ 実際に福祉用具に触れる機会が必要と考えます ▶ 実機に触れる機会を増やしてほしい ▶ 実際に福祉用具をさわっての実技講習が必要だと思うから ▶ 福祉用具に触れて、調整等を行ってみる事が必要 ▶ 商品説明の場合、商品を現実に見ないと解らない事が多い ▶ 福祉用具に触れる機会が無いまま、資格がとれてしまうことに不安を感じるため ▶ 会場で実際に用具にさわったり、見たりした方が良い。用具を使っただけの体の動きを体験できる ▶ 機能説明や技術的な説明が多いので集合型が良い ▶ 実物にふれる機会が必要、それ以外はオンラインで良い ▶ 座学はオンラインで良いと思うが実際に手に触れた方が良いので集合型にし、触れる機会を増やす ▶ 実技が重要な部分もあるので、そこだけは集合型が良い ▶ 座学だけでは不十分だと思うから。実技も織り交ぜないと実につかない ▶ シーティングやスリングシート(リフト)など実技スキルが必要であるため ▶ 実技があることでより理解力が深まるため ▶ 福祉用具は実際に商品にふれてみないと解らない事が多い。オンラインでは不十分であると思う。 ▶ オンラインで座学を行うことはよいと思うが、商品を触って、操作する、体感することは集合で行うべき。体験を通した学びにこしたことはない ▶ 福祉用具貸与計画の作成などグループワークをすることでより理解が深まる内容もあるから ▶ ワーク形式のグループでやる学習がすごく勉強になったので、そういった体験はオンラインでは得にくいと思うから ▶ 介護ヘルパーもそうですが、人とのコミュニケーションの中の仕事であり福祉用具相談員の仕事は、1+1=2ではないので、ケースbyケースの時間が多く、実務で教えるほうが良い。グループごとに発表する等(オンラインでは伝わりにくいことが多いので。)介護保険とかは、オンラインでもOKだが、選定となると、オ

	ンラインではムリです
オンラインでの理解が難しいため	▶ 介護初心者ばかりなのでオンラインだと伝わりづらい ▶ 新人職員がオンライン講習で理解できるか疑問なためです ▶ オンラインで、伝わらない事があるので、集合型が望ましい ▶ オンライン上では理解出来ない事案もあるのではと思う ▶ 集合型でなければ修得しづらい内容もある。(修得したとは言えない) ▶ オンラインでは修得は難しい ▶ オンラインだけでは分かりにくいと思います。両方がよいと思います
受講者の集中力・意欲向上のため	▶ 皆で講習した方がやる気になるのではない ▶ 人の目が有るとしっかりと受講するから ▶ オンラインだと、本人の意識が低くなる。(専門家)まわりに人がいて一緒に学べるほうがよい ▶ オンラインでは資格取得に対する緊張感や意気込みに不足を感じます ▶ オンラインでの講習では、実質の受講時間が減ったり、緊張感がないと思うため ▶ 忙しい時に時間数(研修等)をかせぐのにはよいがオンラインでは頭にはいらな ▶ い ▶ オンラインだと聞き流すだけになりがち ▶ オンラインと、集合型とでは、集中力の持続に差がある ▶ 50時間以上PCに向き合う型は、非常に苦痛だと思います また緊張感を持続することが出来ないと思います ▶ それぞれ良い点もあると思うが、講習に対する自己モチベーションの低下や、実機を見ての研修など、オンラインでは対応できないと考える為 ▶ 学ぶべき場所へ行き、講習を受ける方がより身近に感じ、考え、今後に役立つことが修得できそう ▶ オンラインでは、集中して受講するには自己管理が必要。実際の用具に触れたり、対面で話し合ったりする方が力になる ▶ 刺激しあえるためモチベーションアップ
他受講者との交流ができるため	▶ 他受講者との意見交換や、実物に触れる機会はオンラインでは得られないため ▶ 集合型にする事により、他者との交流を行いやすいと感じている ▶ 他事業所との交流、意見交換ができ、知識幅が広がる ▶ 研修時に受講者同志の意見交換・交流があることを望んでいる ▶ 同業者と関わる機会が少ないので知り合いを作してほしい ▶ 色々な人達と出会い、人脈の構築が行える為 ▶ 相談できる仲間ができる為 ▶ 外部との交流、福祉用具実物の確認・体験 ▶ 参加者とのディスカッションすることで視点の違いや相談員としての役割を考 ▶ えることができると思う
その他	▶ オンラインだとコミュニケーションが取りづらい ▶ 不明な事等、集合型は聞きやすい。実技でも集合型は、やりやすいと思う ▶ 担当講師より生の声を聞けるのでよい ▶ 不明な点があったり、疑問があった場合、すぐその場で質問できる ▶ 講師からのフィードバックで気づきが得られる ▶ オンラインではちゃんと受講しているかわからない ▶ 感染症拡大傾向の際は、オンライン併用のスタイルも維持しつつも実技研修が行える集合研修のほうがより効果的と思う ▶ オンラインの手軽さは良い。対面での温度や肌感も感じて欲しい
わからない	
併用が良い・どちらとも言えない	▶ 座学はオンライン 実際に用具をみて体験したいのでオンラインと集合型の併用が良い ▶ オンラインと集合型を併用したら良いと思う ▶ どちらにもメリット、デメリットがあり、質という事では集合型が良いと思います ▶ 両方、メリット・デメリットがあると思いますので回答は“わからない”を選択。オンラインの場合、交通等のアクセスは不要と思いますが、実際に物に触れたり、介助方法など実務的な部分が身に付きにくいと感じます ▶ オンラインにはオンラインの集合型には集合型の良さがあるのでどちらとも言えない

	▶ 感染対策の面ではオンラインが好ましいが、実務研修の場合は分散して部屋を分けるなどの工夫は必要かと思う ▶ オンラインも良いが少人数でされるのが良いのでは ▶ 集合型が良いが、開催場所が近くにならない場合はオンラインで早く受講させたいため ▶ 感染のリスクを考えるとオンラインの方が良いと思われそうですが他の方と一緒にみてさわって考える様な事が出来ないし、他の意見も聞きづらいからオンラインの方が良いとも思える ▶ オンラインでも良いが集合型の方が集中できるので良い ▶ 講義についてはオンラインが有効だと感じますが実技は集合型の方がいいと思うため ▶ 知識の伝達ならオンラインが参加させやすいと思う反面、実技など目の前で体験するなら集合型かと思う。集中させるなら集合型とも考える ▶ オンラインで説明できるような内容であればオンラインでも良いが用具を体験する必要もあるのでその場合は集合型の方が良い
その他	▶ 利用者の身体状況及び住環境、利用者(家族含む)が何を希望しているか、とにかく現場で教えるのが一番良い

3) 管理者・教育指導者として福祉用具専門相談員指定講習で理解してきて欲しい内容

管理者・教育指導者として福祉用具専門相談員指定講習で理解してきて欲しい内容は、「介護保険制度に関する基礎知識」が 91.4%と最も多く、次いで「福祉用具と福祉用具専門相談員の役割・職業倫理」が 86.5%、「事故防止・リスクマネジメントに関する基礎知識」が 86.0%であった。

管理者・教育指導者として福祉用具専門相談員指定講習で理解してきて欲しい内容のうち、特に重視する内容は、「介護保険制度に関する基礎知識」が 53.0%と最も多く、次いで「福祉用具と福祉用具専門相談員の役割・職業倫理」が 52.2%、「福祉用具専門貸与計画等の作成に関する基礎知識」が 30.5%であった(図表 166)。

「その他」の主な自由記述は図表 167 の通り。

図表 166 管理者・教育指導者として福祉用具専門相談員指定講習で理解してきて欲しい内容【複数回答】

	件数	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割・職業倫理	介護保険制度に関する基礎知識	高齢者と介護に関する基礎知識	高齢者と医療に関する基礎知識	障害者と日常生活用具・補装具についての基礎知識	福祉用具による支援の手順(サービス提供フロー)	福祉用具貸与計画等の作成に関する基礎知識	住環境と住宅改修に関する基礎知識	個別の福祉用具(介護ロボット・ICT機器を含む)に関する基礎知識	相談業務・対人援助に関する基礎知識(利用者とのコミュニケーション)	事故防止・リスクマネジメントに関する基礎知識	その他	無回答
理解してきて欲しい内容	534	462 86.5%	488 91.4%	444 83.1%	374 70.0%	370 69.3%	426 79.8%	450 84.3%	420 78.7%	299 56.0%	403 75.5%	459 86.0%	34 6.4%	6 1.1%
そのうち、特に重視する内容(最大3つまで)	534	279 52.2%	283 53.0%	141 26.4%	47 8.8%	31 5.8%	145 27.2%	163 30.5%	115 21.5%	45 8.4%	124 23.2%	128 24.0%	10 1.9%	18 3.4%

図表 167 管理者・教育指導者として福祉用具専門相談員指定講習で理解してきて欲しい内容
「その他」の主な自由記述

▶ 選定方法など ▶ ケアマネの業務の理解。国保連請求の流れ(返戻など) ▶ 他の介護サービスについても簡単でいいので学んでほしい(通所介護、短期入所、訪問介護、訪問リハビリテーション) ▶ モニタリングの基礎知識 ▶ モニタリングなど、用具だけでなく利用者を評価する為の知識 ▶ 福祉用具や住環境整備の重要性や利用者のニーズを実現できること ▶ 難しいと思いますが、担当者会議などの現場視察研修 ▶ 行政による運営指導に関する知識修得 ▶ コンプライアンス、服務規程、接遇、言葉遣い ▶ 社会人としてのマナー教育 ▶ 個人情報取り扱いについて特別要る物 ▶ 家族のこと ▶ 誰もが迎える老後を体験するべき ▶ 地域・多職種連携 ▶ 移乗等の実技 ▶ パソコンスキル
--

3.2.4 直近の福祉用具専門相談員指定講習受講者に対する法人・事業所内の教育・指導について

1) 利用者へのサービス提供に関する基礎知識の修得に向けた教育・指導について

直近の福祉用具専門相談員指定講習受講者に対する法人・事業所内の教育・指導のうち、利用者へのサービス提供に関する基礎知識の修得に向けた教育・指導については、いずれの項目も「法人内研修を実施」が最も多く6割以上であったが、「個々の福祉用具の機能・特徴等の理解」、「福祉用具の組立・調整に関する知識」、「福祉用具の点検・メンテナンスに関する知識」などについては、「外部研修へ参加」も3～4割程度あった(図表 168)。

「その他」の主な自由記述は図表 169 の通り。

図表 168 利用者へのサービス提供に関する基礎知識の修得に向けた教育・指導について【複数回答】

	件数	法人内研修を実施	外部研修へ参加	実施していない	無回答
福祉用具に関する相談対応	534	417 78.1%	67 12.5%	65 12.2%	18 3.4%
利用者へのアセスメント(情報収集)に関する知識	534	388 72.7%	49 9.2%	91 17.0%	26 4.9%
個々の福祉用具の機能・特徴等の理解	534	366 68.5%	226 42.3%	34 6.4%	13 2.4%
福祉用具の複数提案・選定の考え方	534	400 74.9%	89 16.7%	71 13.3%	19 3.6%
福祉用具貸与・販売計画の作成方法	534	403 75.5%	49 9.2%	87 16.3%	21 3.9%
福祉用具貸与・販売計画に基づく利用者・家族への説明・同意の取得に関する知識	534	399 74.7%	34 6.4%	91 17.0%	24 4.5%
福祉用具の組立・調整に関する知識	534	369 69.1%	209 39.1%	50 9.4%	18 3.4%
福祉用具の操作方法に関する利用者・家族への説明の仕方	534	414 77.5%	103 19.3%	58 10.9%	19 3.6%
福祉用具の点検・メンテナンスに関する知識	534	402 75.3%	158 29.6%	45 8.4%	16 3.0%
モニタリングの実施に関する知識	534	425 79.6%	38 7.1%	69 12.9%	19 3.6%
モニタリングの結果を踏まえた福祉用具の継続・見直しの判断に関する知識	534	401 75.1%	30 5.6%	93 17.4%	22 4.1%
介護支援専門員等、多職種連携(チームアプローチ)の必要性・実施方法	534	341 63.9%	64 12.0%	124 23.2%	27 5.1%
その他	534	11 2.1%	3 0.6%	23 4.3%	499 93.4%

図表 169 利用者へのサービス提供に関する基礎知識の修得に向けた教育・指導について
「その他」の主な自由記述

▶ 接遇研修 ▶ 認知症の基本的知識を説明・確認 ▶ 担当者会議での提案、報告 ▶ 消毒の工程・卸のメンテ方法 ▶ 経験は現場で完結する	▶ 情報共有ツールの使い方 ▶ 取り扱い件数が少ないので、その都度課題ごとに知識を深め対応・処理etc. 研修する ▶ 感染対策・虐待防止(身体拘束禁止)・個人情報保護 ▶ 商品勉強会等への積極的参加
--	---

2) 福祉用具専門相談員としての知識・技術等の向上に向けた教育・指導について

直近の福祉用具専門相談員指定講習受講者に対する法人・事業所内の教育・指導のうち、福祉用具専門相談員としての知識・技術等の向上に向けた教育・指導については、「介護保険法等、制度改正に関する知識」、「新商品に関する点検・メンテナンスの実施方法」、「事故・ヒヤリハット等の把握、リスクマネジメントの知識・実践方法」については「法人内研修を実施」が最も多かったが、「新商品（介護ロボット・ICT 機器等を含む）の機能・特徴等の理解」については「外部研修へ参加」が最も多かった（図表 170）。

「その他」の主な自由記述は図表 171 の通り。

図表 170 福祉用具専門相談員としての知識・技術等の向上に向けた教育・指導について【複数回答】

	件数	法人内研修を実施	外部研修へ参加	実施していない	無回答
介護保険法等、制度改正に関する知識	534	392 73.4%	112 21.0%	63 11.8%	16 3.0%
新商品（介護ロボット・ICT機器等を含む）の機能・特徴等の理解	534	185 34.6%	265 49.6%	141 26.4%	20 3.7%
新商品に関する点検・メンテナンスの実施方法	534	280 52.4%	233 43.6%	84 15.7%	18 3.4%
事故・ヒヤリハット等の把握、リスクマネジメントの知識・実践方法	534	408 76.4%	84 15.7%	59 11.0%	18 3.4%
その他	534	4 0.7%	-	26 4.9%	504 94.4%

図表 171 福祉用具専門相談員としての知識・技術等の向上に向けた教育・指導について
「その他」の主な自由記述

▶ 高齢者の特性と相談技術 ▶ 契約等ロールプレイ ▶ BCPに関して相談員の動き

3) 教育・指導にあたっての課題等について

a. 福祉用具専門相談員指定講習受講者への基礎的な学び、実務に就くための指導など、福祉用具貸与事業所(管理者、教育・指導担当者)として工夫していること

福祉用具専門相談員指定講習受講者への基礎的な学び、実務に就くための指導など、福祉用具貸与事業所(管理者、教育・指導担当者)として工夫していることを回答いただいた自由記述は図表 172 の通り。

図表 172 福祉用具専門相談員指定講習受講者への基礎的な学び、実務に就くための指導など、福祉用具貸与事業所(管理者、教育・指導担当者)として工夫していること 主な自由記述

OJT の実施	▶ 講習を受講する前から福祉用具専門相談員との同行を繰り返し、現場を体験することで、講習中にイメージしやすくする ▶ 現場業務を6ヵ月～10ヵ月程、経験して福祉用具が少しわかる様になった時に指定講習を受ける。社内のPT、OTとの日頃からのOJTで身体的な方面からの知識をつけていく ▶ 福祉用具や保険制度への理解度・経験に応じた専任職員の同行研修を実施しています ▶ 同行をして、対応をする際のアフターフォロー、現場での指導。ロープレ ▶ 社内研修後、教育係と利用者宅へ訪問同行及び自社の介護支援専門員と同行 ▶ 営業トレーニー制度を設けています。(若手のみ)約一年は座学や先輩社員との同行研修を実施し、エリア担当後の不安を可能な限り解消する工夫をしております ▶ 実際の現場を同行しその場での指導を心がけている。場数をふむことで覚えてもらう ▶ 店舗間で協力をし同行を行う。1人が教えると考え方や対応などがかたよってしまう為 ▶ 複数人の先輩の専門相談員と同行させ、多角的な物事の見方、考え方を理解してもらう ▶ 現場での同伴、一連の業務を何度も行うことで覚える。複数のスタッフと同伴し違い、良し悪しを新人目線からも確認し、一定以上のサービスの質の向上を図っている ▶ 実際に利用者宅に同伴し、経験をつむ事が、大事だと思います。利用者は、身体状況も、必要な用具も個々によって違い、利用する人に、合った物を、選定する。満足して頂くには、机の上での勉強よりも、自分達で、出向いて場数を増やす方が、良いと考えます ▶ 1年間は先輩に同行し、福祉用具専門相談員の知識を身に付けられるようにしている ▶ 先輩社員についていき、現場での実際のやり取りや各利用者様、それぞれの在宅環境に合った提案が行っていきけるように同行訪問を行っています。また一緒に行動する中でメインで動いてもらい足りない所は補助しながら自分で考える力を身につけさせます ▶ 他の相談員との同行訪問を行い、疑問等を帰社後に営業所内でミーティングを行っている ▶ 研修等は基礎的なことの修得にはよいが、やはり現場実務を数多くこなし、新たな経験をする度に学び担当者会議等の出席によって顔を広くする、これが大切だと思います ▶ 独り立ちの目標はあるが、修得できていない業務は、同行する。ロープレができそうな業務内容があれば、ロープレで身につける ▶ 実践、経験、体験を重視、他メンバーとの実例を共有する事 ▶ 経験談や実体験にもとづいて現場での対応を実践的に指導する ▶ OJT役を選任し、専門相談員が日常的に行っている業務と照らし合わせながら教育している ▶ とにかく現場指導、来店、TEL対応を含めて何度も試してもらい、見合うものにたどり着く様親身に対応する。十人十色の利用者様は一人一様であることに気づか
---------	--

	せる ▶ 色々な現場に同行させ、福祉用具メーカー、卸元さんの協力のもと、実践に重きをおいています。他支店とのzoomやチャットでの情報交換も行い、できるだけ肌で感じさせる様にしています ▶ 新任者には必ず実務経験のあるスタッフと一緒に動いてもらい、その都度、指導する方法をとっている。また、利用者への用具の選定等は、事業所内スタッフ同士でディスカッションし、利用者に合った用具を提供できる様にしている ▶ 所属する職員数が少ないため、業務をしながらの指導となることも多いので単純な対応でも繰り返し経験することで身につくようにしている。指導担当をつけるが訪問には担当者でなくとも連れて歩くようにしている ▶ 同行・教育の期間を長く取り、独り立ちまでに多くの現場を経験させる。卸業者・メーカー等が開催する展示会や勉強会はなるべく参加できるようにしている ▶ (語弊がありますが)簡単な歩行器のみ、手すりのみなどの方から担当をまかせた ▶ 商品の特性などの理解をしてもらう為、メンテナンス業務にまずは就いてもらう ▶ 福祉機器の機種別の用途及び取り扱いについて現場(在宅)での研修を実施している ▶ チューター制度にて基礎から実務まで1対1の関係で指導・教育を実施。必要に応じて、まわりもサポート ▶ 個別のレアなケースを含め、実際に経験した成功例・失敗例を継承している ▶ アセスメント～選定や実際の商品説明については、実務の経験でしか得る事ができないので、そこは重点的に行っています ▶ 書類作成など事務所内で指導できる業務と平行しながら同行訪問で現場を数多く見てもらうようにする。当事務所は個人成績での評価がない非担当制の為、全体で収益向上を図れる
福祉用具を用いた練習・体験等の実施	▶ できるだけ福祉用具の実物を見て、触って組み立てる練習をしてもらう ▶ 実際に用具にふれ合いながら使い方や細かな説明をする ▶ 実際に福祉用具を体験する機会を設ける ▶ 新入社員研修での実機体験(ショールームにて)・動画研修 ▶ 座学での教養よりも福祉用具の実具を用いての教養を優先して、即戦力となるようにしています ▶ まずは、ベッド等の組立、分解、車への積み込み手順、用具の特徴、機能、操作方法、実際に商品を使う、新規現場での私の対応をしっかりとみせています ▶ できる限り商品に触れる事で、利用者の状態に適した商品選定、提案が出来るようにしている ▶ まずは用具の基本を知る必要があるため、ベッドの組み立てや車イスの分解等のが出来るよう、繰り返し行わせている。そして、モニタリング業務のみを最初に取り組ませモニタリングの重要性を理解してから担当を持つようにしている
社外研修等の活用	▶ 定期的にセミナー等に参加し、そこで得た知識を共有できるようにして、実務に活かせるようにする ▶ 社外の勉強会等なるべく参加するようにしている ▶ 社内に限らず、外部研修への参加への取組 ▶ Webなどのセミナーを活用 ▶ 多職種を含む講習会や展示会への積極参加 社内での情報共有 ▶ 新商品の説明会を社内・社外問わず積極的に参加し利用者様に合った商品を提案できるように商品知識を深めている ▶ 福祉用具の商品知識や、接遇など実務に役立つ内容を個別に指導しています。従業者が少ない為、外部研修に頼っています ▶ メーカーより新商品の案内や勉強会、又、展示会等には積極的に参加させるようにしている ▶ メーカーの研修、勉強会の開催 他店舗との勉強会実施等 ▶ 外部(メーカーさんなど)の展示会や研修に参加させる
社内研修等の実施	▶ 社内研修を定期的に行ったり、日頃の業務の中で情報共有を行い、「このケースの場合、どういう対応法があるのか？」などを考え、答えてもらうように工夫している ▶ 社内研修時間を作り、中途社員も同じ研修を行っています ▶ 事務所内で職員がご家族様、ご利用者様役になり応酬話法(相談業務、契約等)を行っている ▶ 商品説明のロープレ・選定する為のポイント

	▶ 自社に福祉用具の消毒・メンテナンスを行う施設を設けているのでそこで約3週間、研修を行っている ▶ 極力用具にふれる体験型の講習カリキュラムを受けている。外部講師として、理学療法士とコンサル契約を結び、より専門的な知識を新人の頃からえられる様にしている ▶ 新人研修として取り引きしているレンタル御事業所で取り扱っている福祉用具の組み立て・解体・調整及び故障しやすい部品の修理方法・ヒヤリハット事例等の研修をしています ▶ 各ベッド、車イス、手すり、床ずれ防止メーカーさんもしくは、レンタル卸会社さんに来ていただき、商品の特徴、組み立てなどの勉強会を定期的に行う ▶ 実際に用具を用いての指導、勉強を経験が無いちは積ませる。レンタルメーカーに問い合わせて個別に勉強会の実施をしている ▶ 福祉用具の知識を深めるため、メーカーや業者様の協力を得て福祉用具の使い方や注意事項を教わっている。また、業務での相談が受けやすいような体制を整え協議する場を設けている ▶ 福祉用具卸・メーカーに協力してもらい、1日、商品のメンテナンス・組立・修理等、研修させてもらっています。非常に役に立つので受講者は、大変喜んでます ▶ それぞれの用具についてなどは外部の業者と連携をとり学ぶようにしている。社内での情報共有を密におこなうことで、個人プレーにならないようにしている ▶ ウェブツールを利用することで一斉に研修を受けられるようになった。これにより、事業所ごとに指導の差は減ったのではないかと思います。プラスアルファ実技面の指導の充実が当事業所においての課題に感じる ▶ 一般企業と同じ内容の指導などをとりいれ教育しています ▶ 福祉用具の機能・構造また、基本的動作、日常生活の場面に応じた特徴を動画などを利用して理解していく ▶ 実際にあった事例等、事業所で営業会議等を通じスタッフへ周知しています ▶ 特に日々のお客様対応でのヒヤリハット等を日々伝えるようにしている ▶ 日常の会話から事例の話、相談をするようにし、日々学びの向上に意識をしております ▶ 研修を専門的に行うチームを組織として持っている ▶ 1. 福祉用具使用事の事故事例の教育、2. 利用者の状況にマッチした福祉用具の選定 ▶ 福祉用具と共に医療、介護の基礎知識技術等 ▶ 用具の取り扱いの注意点の周知・研修の実施 ▶ オンラインにて月に1度営業員(事務員を含む)むけに研修を行っている ▶ 営業所内にて事例検討会を行っている
利用者等とのコミュニケーションに関する指導	▶ 利用者様、介護関係者様とのコミュニケーションの重要性 ▶ 高齢者とのコミュニケーションの取り方。高齢等の介護技術。異業種との連携 ▶ お客様への接遇をメインに、お客様が困らないようにどうするか、という事を、指導している ▶ 対人職種が初めての場合もあるので、接遇・マナーの研修も重要としている ▶ 対人援助の基本となる「バイスティックの7原則」を実行し、利用者様、他事業所様とより良い関係を築く指導を心掛けている ▶ コミュニケーション能力が必要で利用者のニーズなど困っている事を聞き出す事や商品知識など反復の継続が必要 ▶ 利用者が何を必要としているか、気が付き提案する事 ▶ 利用者さんCMさんが必要と言っている事が正解ではなく、なぜ必要なのかまで把握する為の聞き取り方の指導 ▶ 相手(利用者)本位で対応することであり、自己満足にならないこと。利用者の変化に気付けるように、導入時と導入後と比較し、気付くようにしていくように指導しています ▶ モニタリングへの重要性の周知・利用者様、ケアマネジャー、福祉用具専門相談員、この三者の円滑なコミュニケーション力の向上 ▶ 福祉用具専門相談員として、利用者家族と接する際にあまり専門用語は使わずに相手の知識や経験に合わせた対応をするように心掛けている ▶ 自分自身が利用者様になった事を思い、選定、定案、説明、点検を行う様に指導しています ▶ 福祉用具の機能や必要性判断を主とするのではなく、利用者の生活環境などへの

	理解を深めた上で必要となる用具の選定が出来る様進めている ▶ ご利用者様の住環境を踏まえた上で、ご利用者様のニーズをどこまで引き出せるか？ご利用者様に寄り添いご利用者様の声を傾聴していくか？を大切にしています ▶ 専門用語を覚える一方で、御利用者様、御家族様には、一般的な言葉で説明をする事、ケアマネ方々と言い方を分ける ▶ 現場で利用者や家族の表情をよく見て、話すトーンからニーズを掘起こすよう指導
マニュアル等の作成	▶ 指導もれがないよう指導マニュアルを作成し、それに沿って繰り返し実施している ▶ 指導担当者に対しての指導スキルの研修を受けてもらう ▶ 当社でのマニュアルを参考に全ての項目に対して理解・実行ができるかをOJTでチェックしている ▶ マニュアル作成し、マニュアルを見てもらいながら指導。具体的に事例を通して説明 ▶ 様々なマニュアルを作成し、個々にいつでも学習できるようにしている ▶ 新人教育カリキュラムを作成して実施 同行研修や外部研修の積極的な活用
最新情報の周知・共有	▶ 次から次へとでてくる商品や法律の改正はすぐ全員に周知、徹底している ▶ 法改正による注意すべき点などを早めに共有し、変更が必要になったときに備えている ▶ 医療や、多職種との連携を密にし、また、常に新しい情報(法や制度)を入手し、周知する事に工夫をしている
その他	▶ 毎日の報告書(研修)を提出することで覚えていること不安に感じていることを把握し、指導していきます ▶ 何が理解していて、何が理解できていないかを互いに確認する為に研修中の学び、理解、今後の活用を書面にして、苦手箇所、得意箇所の把握を行っている ▶ 日々の業務においてわからないことは、指導しています。業務で時間に追われてしまうのでパンフレットなど渡して、目を通してもらうようにしています ▶ 他業種から入社してきたスタッフは受講したとしても、実務において理解する事に時間がかかっている。一度伝えたからと安心せずに、都度声かけをし、状況を確認している ▶ 商品知識及び説明方法、モニタリング時の点検、書類作等の日常業務に欠かせないスキルを優先して指導しております。個々の能力に合わせた指導を意識しております ▶ 様々な福祉用具があり、利用者もそれぞれ違いがあるため機器の選択の方法 ▶ 業務ルーティンを可視化する事で内容への理解度を高めている ▶ 指導担当者を決め指導担当者を中心にセンター全体で育成しております ▶ 新任者に対しては、特に高齢者・認知症への正しい知識を教えている。出来るだけ家族を含めて説明が行える事。不可能ならば、ヘルパーさんの居る時間に訪問出来る様に工夫することを伝えている ▶ 定期的に情報交換や問題共有の機会を設けコンプライアンスチェックを行っている ▶ 新商品の知識向上だけでなく、旧商品の知識も同時に勉強する事、メンテナンスやクレーム対応能力の向上の為 ▶ 介護保険制度の理解向上・福祉用具毎の特徴とメンテナンス技術・利用者への関わり方の指導

b. 福祉用具専門相談員指定講習受講者への教育・指導にあたり、福祉用具貸与事業所(管理者、教育・指導担当者)としての課題

福祉用具専門相談員指定講習受講者への教育・指導にあたり、福祉用具貸与事業所(管理者、教育・指導担当者)としての課題を回答いただいた自由記述は図表 173 の通り。

図表 173 福祉用具専門相談員指定講習受講者への教育・指導にあたり、福祉用具貸与事業所(管理者、教育・指導担当者)としての課題 主な自由記述

指導者側のスキルに関する課題	▶ 指導する側のスキルアップ ▶ 教育・指導者によって、伝える内容に相違があり、新人スタッフが混乱する場合があります、一貫した指導の難しさ ▶ 研修の為の講師役を、社員で行っているが、属人化になりつつある ▶ 講習を実施する団体や講師によってレベルが違う。(教える内容)個人の資質にもよるが受講者のレベルにも影響があるのでもう少し平均化してほしい ▶ 一人の社員が教えた方が良いのか、複数の社員が関わった方が良いのか悩む ▶ 教育、指導の教育を受けていないため新人に対して正しい教育、指導が出来ていないのではないかと不安がある
教育・指導時間の確保に関する課題	▶ 業務が多忙かつ、法令への対応、研修が多く人手が足りない、人手を増やす余裕もない。求められるものばかり多く、処遇の改善が難しい中で、やる気を持って取り組んでもらうのが大変 ▶ 人数が少ないため、時間がある時に相談、勉強会を実施している。(多くの時間をとれない) ▶ 業務上時間調整が難しい 世の中の働き方改革と相反した感じである ▶ 知識・スキル定着のための時間の確保 ▶ 十分な実習、教育の時間が確保できていない ▶ 仕事優先の為教育の時間にバラつきが出来やすい ▶ 担当者会議への参加や福祉用具サービス計画書の作成、モニタリングに忙殺され社員教育やきちんとした顧客対応が出来ない点 ▶ 教育しなければならない事が多いが、時間の確保が困難。他事業所と連携できない。自社のやり方をより良くする情報が入らない ▶ 通常業務の量が多すぎてなかなか指導する時間がないので福祉用具業界の運営方法なども課題があると思う ▶ 日々の業務に追われ、制度の改正などを早めに把握し、事業所としてどのように対応していくかなどが充分にできていないと言えないので、スタッフへも情報をスムーズに伝えられていないと思う ▶ 一方的に研修で学ぶだけではなくワーク学習のようなことももっとやっていきたい ▶ 教育担当者がいないので、営業が同行して教えているが、しっかり教える時間がない状況 ▶ 私自身も現場で動いているので指導する時間が限られてしまう事と、教育できる人間の人材不足 ▶ 人員不足で、丁寧に指導する時間のない時あり、なかなか定着が難しい現状があります ▶ 多忙なため、定期的に研修会を実施できていない ▶ 管理書類や役場、ケアマネジャー等の提供書類が多すぎるため、実務関係の指導に時間がさけない ▶ 相談員の資格を取得する時にもう少し社内で研修時間を作り送り出す事で受講時間を有意義に利用できると考えます ▶ 有資格者との現場同行と並行して受講できれば理解が深まると考えるが実現できていない ▶ チューター制度による、教育指導担当者も、担当業務を受け持っており、日々の業務に追われている。十分に教育時間がとれず、育成に時間をかなり要する ▶ 少人数の為、複数の業務を行う為に時間をかけて、教育する事が難しい ▶ 各事業所の配置スタッフが少数の所は、同行や指導にける時間の確保が難しい。またカンファレンスなど病院によっては参加人数を制限している所もあり、経験を積みせにくい

	▶ 貸与に関わる一連の業務以外に事務処理が膨大な量であるため、物理的に時間が不足している状況にある ▶ 現時点では必要人数のみで対応を行っている為、人員や時間を、教育・指導等に充てられる余裕がもてていない ▶ 管理者兼専門相談員として活動しているが実務が多く、新人等の指導に時間を割けないのが現実としてある。専門相談員の業務が増えすぎていると感じる
人材不足に関する課題	▶ 受講後の退職 ▶ 離職率の高さ ▶ 入社1～3年未満のスタッフの定着 ▶ 人材が集まらない・受講後数ヶ月で辞める等、あり、人間関係を構築するまでが時間がかかる ▶ 介護保険制度内における業務にて記録(書類、計画書、その他シート類)の多さにより実務と相まって多忙を極め、新人担当者にとっては負担の多い仕事であり、離職率が高い ▶ 人員の確保・維持が難しくなりつつある。個々の業務が年々増加する ▶ 教える側の人材不足。景気回復とともに大手を除く福祉業界は新卒・中途を含め採用に苦しんでいる実情があると思います ▶ どの産業も人手不足だと思いますが、福祉用具貸与事業所も特に不足しています。福祉用具専門相談員の魅力を若い方に伝えきれていない ▶ 転職などによる人材不足、社内において日常的なマンパワー不足 ▶ 教育・指導により前に、求人を出しても応募者がいないのが一番の問題です
講習後のフォロー等に関する課題	▶ 独り立ちした後の継続的なバックアップ ▶ どの程度の知識が付いているのか、福祉用具専門相談員としての確かな提案や対応ができていないのかを見極めることが課題かと思っています ▶ 資格を取っても一人前とは言えないため、業務経験や社内教育を積んでいくことが大切だと感じています ▶ 受講を完了することが目的ではなく、この仕事への興味を持たせてあげること ▶ 新人さんが働きがいのある事業所の環境を作っていく ▶ 介護保険未経験での入社した場合の教育に個人差が大きい。又年齢によるICT活用への習熟度合がかなり異なる ▶ 学びの後の実務にどれだけ活かしているのかの実績が取りづらい事 ▶ 継続的な学習意欲の確保 ▶ サービスを提供する過程で介護保険制度の説明を理解されず、理不尽な要求や感情的に威圧されるケースもあり、精神的な不安を抱え込まないよう、配慮を必要とする ▶ 現場に出る数を増やし、ケアマネジャーやレンタル卸の人からも学ぶ。学んだことから、また勉強する、お客様のお困り事を解消する、ただそのために精神的ストレスが増える、そのケアに腐心している ▶ 新人に教育していく事は多くあり、何を教えたか、どこまで理解できているのか、など見えない部分も多い事が課題で、教育不足の福祉用具専門相談員が増える事で、事故やクレームなども多くなり、最終的にはご利用者様が被害に遭う事や、質の低いサービスしか受けられなくなる事を心配しております。教育の見える化、定期的な試験なども必要と思います ▶ 講習で学ぶ相談員の業務内容と事業所の相談員として働く業務とに差があり、聞いてきたこと、思っていたことと違うと感じる者がみられる。用具や介護の知識とは別に、営業職としての役割も多く、そこに重圧を感じる者も多い
福祉用具専門相談員の質の向上に関する課題	▶ 提供先の状況が毎回違う為、相談員の質を統一することが難しい ▶ 個々の意欲やスキルに違いがあることから、現場への出場数に偏りが生まれ、差が出てくる ▶ 計画書やモニタリング等の書類作成は、経験がないと個別のニーズに沿った書類作成が困難です。また、実務経験の多い営業員と内容に差が出やすいのが現状です ▶ 経験の少ない営業員でも内容の充実した対応及び書類作成が行える体制を整える事が課題です ▶ 利用者様に適切な提案ができるまでの時間がかかり相談員としての質を上げていくことが難しい ▶ 入社してきた年齢や、経歴で価値観が異なり、意思の統一が難しい ▶ 経験年数による差が生じてしまうので、できるだけ共有し、福祉用具専門相談員と

	しての質の確保と向上を目指します
内容・知識面 に関する課題	▶ 人材育成をするにあたっては地方での資格取得はだいたいリモートになってしま う。実際の福祉器具に触れる時間を持っていないため、会社独自で勉強会が必要 になり、人材育成時間が長くなる ▶ 最近ではウェブツールも発達し、法人内事業所において一斉に研修ができるとい う利便性は感じている。その一方で実務以外で実技的な指導をする場が減ったよ うに思う ▶ 介護保険制度の理解や、福祉用具への機能の理解を指導、教育するのがむずかし い ▶ 介護保険の制度が複雑で、何も知らない方がほとんどなので、せめて制度はしっ かり頭に入れた状態だと、現場でも役立つので、福祉用具専門相談員講習でも しっかり指導してもらえると助かります ▶ 介護保険の制度については、講習だけで理解できない。内容が少ない為。介護保 険とは、の部分事業所全体で確認する必要がある ▶ 事業所の売上も大事だが、前提として、介護保険サービス上でのサービスを行っ ているということを職員全体に理解してもらうこと ▶ リフトなど触る機会が少ない商品をおこなうことができない ▶ 福祉用具を使用した介護技術について時間を設けられず行えていない ▶ 移乗・移動支援での用具の提案及び選定(リフト等)の実力をつける ▶ 要介護4～5のマネジメント能力。身体状況が悪化するにつれてスキルの向上が必要 になるので ▶ 商品知識がない中で、選定提案の内容や比較する商品が決まってしまうことが課題 ▶ 実務的な福祉用具の導入の流れ。在宅からか、退院のときなどパターンは、決まっ ているので実務の流れや具体的な例を紹介してもよいと思う。制度の話ばかりな ので ▶ 商品の相談だけでなく、生活全般に対する、相談を受ける事が多いので、そう言っ た教育が難しいと思っています ▶ 福祉用具の歴史 特に廃番商品→後継機種の伝え方 ▶ 様々な知識を身につけてもらうことに時間が要する ▶ 商品が多い為、一つ一つ特長をおしえるのが大変、人員不足も課題です ▶ 自分達ではあたり前と思っていても、受講者にとっては分からないことが多くある ため、基礎的な部分の知識や技術の取得をしっかりと行わせることが課題です ▶ 人数が少ない為社内での研修では取り入れられる情報に限界がある ▶ 専門相談員の仕事の幅が多岐にわたる為なかなか成長しない ▶ 業務において不足する専門外の知識や情報、技術等を修得 ▶ する手段や機会が少ない事 ▶ (利用者さんの対応について)正確な答えがないケースもあるので1人1人の対応 について頭を悩ます事も多いです ▶ 客観的な判断ではなく、この人の個人レベルでより良い有効的手段や方法で提案 できる実力の開拓方法 ▶ 利用者の身体的な面と住宅環境を踏まえた用具等の選定 ▶ 福祉用具の性能、特長について理解させ、利用者象とどう結びつかせるかを説明 と経験から学ばせるか ▶ 生活環境や身体状況なども理解したうえで適切な福祉用具をお届けする事を課題 としています。きめ細やかな対応 ▶ 知識や、アセスメントが不足し、適していない福祉用具を提案しないようにする必 要があります。情報共有、モニタリングを行うことが大事だと思います ▶ 特殊な事例や特殊な環境で、福祉用具の選定に迷った場合、相談できる所がなく、 お試し利用での良いか悪いかでの判断になっており、決定するまで時間が掛かっ てしまう ▶ 選定が難しい場合(場数を踏んでいないと、商品知識が少ないと難しい) ▶ 現場で実際に介護、介助など実技研修などがあれば、提案などしやすいと思う ▶ 国保連関係(請求等)についての理解、知識が不足しているため、CMとの対応が 苦手 ▶ ケアマネや居宅事業所次第で、ケアマネの業務も依頼されたり、値引きを要求され る事もあり、その都度の対応や、ケアマネとの信頼関係の継続や維持を考えると、 そういった場合の教育や指導方法が難しい

	▶ ケアマネ及びその他事業者との付き合い方 ▶ ケアマネ等、個々のニーズの違いによるサービス内容のバラツキ、(保険外自費による、福祉用具貸与)→負担割合によって生じる価格設定がケアマネによって理解のバラツキがある ▶ 社会人としてのマナー教育 ▶ 事業所内の業務だけでなく、個人宅への訪問もあるため、あいさつ・マナー等にも気を配り声かけしている。訪問先での困りごとを社内でフィードバックして、今後に活かせるようにしている ▶ 周囲に気遣いや声掛け等の人として、社会人としての立ち居振る舞いの指導 ▶ 専門性への比重が高くなりすぎる(専門性が高い=選ばれていると思っている)ニーズを把握する為に必要なコミュニケーション能力を向上させる事が課題 ▶ 新商品の機能と特徴等の把握に時間が掛かる 福祉用具専門相談員としての業務が多岐にわたる為、修得し独り立ちまでに時間が掛かる ▶ 修得すべき内容が多岐にわたり、ひと通りのカリキュラムを終えるのに時間を要する事 ▶ 知識や技術はもちろんのこと利用者が安心して相談できるような接遇を行うこと ▶ 福祉用具への知識の収集はさることながら、基本的な、社会に対応する貢献意識、ご利用者様に対する感謝の念、CMや関係会社に対する協力意識などからお伝えしていくことが苦なくできるようになること ▶ 福祉用具の知識は徐々にでも、時間経過と共に身につけていくが、対人援助職としてのコミュニケーションで躓くケースが多々ある ▶ 福祉用具専門相談員に必要な知識や技能、また業務フロー等、通常業務に差し支えない程度の育成についての教育体制を構築できたとしても、現場レベルで必要な対人援助スキルや臨機応変な対応能力の向上については、現場での経験値に委ねる傾向にあるため、このあたりを教育段階で底上げできる育成計画を構築できたらと思う
最新情報の把握・共有等に関する課題	▶ 新制度等の把握が早急にできず、伝え遅れがある ▶ 日々更新される制度や商品知識の修得 ▶ 新商品が毎年出る為、覚える事が多い ▶ 新商品の福祉用具に対応できるようにするには、どのようにすればいいか ▶ 取扱商品が年々増加してきているため、商品知識を補うことが、課題になってきている ▶ 最新の情報など入手する方法が限られている。機器の知識よりも価格や納品の早さなどに力を入れている業者が多く、教育が思う様に進みにくい ▶ 次々と新しい福祉用具がレンタルされる中常にその機能に注視し利用者への選定に役立てたい ▶ 管理者も含めてですが新商品が出た場合は、メーカー及びレンタル御事業所の社員に来て頂き当社職員全員で勉強会をしております ▶ 法改正や、新商品、製品情報、価格変更が、近年では特に多く対応力や業務をこなしながらの研修や、教育がスムーズに出来ない ▶ 新しい知識を取得する時間がない ▶ 制度改正時の理解度の向上、今後様々な機器へ導入されるIT技術、介護ロボット・ICTを活用した福祉用具の理解と指導 ▶ 今と昔との制度などの違いが大きく、自分達も勉強しているが、分からない内容等があり、指導者として憤りを感じることがあります
その他	▶ 地方での研修の機会が少ない ▶ 研修に使用する資料が欲しい ▶ マニュアルがない・指導時のわかりやすい資料がなく、いつもバラバラ ▶ 各ハラスメントへの注意・放置しない、常に声をかける ▶ 講習・研修会等、社員の参加意志の低さから、日程調整をしても急な不参加などがある。オンライン動画等により、いつでも受けられる教材が必要 ▶ 福祉用具専門相談員としてスキルアップをするために研修に積極的に参加すること ▶ 福祉用具専門相談員としてチームアプローチに参加できているかを日々の中で全て把握できていないこと ▶ いまでもケアマネ主導の所も多く、専門家としての立場が確立されていない。技術等の再講習や福祉業界での地位の向上が必要 ▶ コロナ等により、御利用者様宅又病院又リハビリ施設に行けず、身体状況の確認が

	取れず、商品の選定等に時間が掛かってしまいました。又メーカー等の研修の機会も減ってしまった ▶ 事業の地域性や福祉用具相談員としての比較対象が何もない為自分のスタイルが福祉用具専門相談員として正しいものなのかを確認するすべがない ▶ 同業種の他事業との連携、情報収集 他業種との連携
--	---

c. 新任者への教育・指導に関する職能団体等への要望

新任者への教育・指導に関する職能団体等への要望は、「福祉用具専門相談員としてのスキルアップを図るための研修・資格等の案内」が 45.7%と最も多く、次いで「法改正・製品情報等に関する情報提供」が42.3%であった(図表 174)。

「その他」の自由記述は図表 175 の通り。

図表 174 新任者への教育・指導に関する職能団体等への要望【複数回答】

件数	現場実務に関する研修会等の開催	の法人派遣・事業所内での研修会講師等	用法人・事業所内での研修会等に活用できる資料等の提供	情報提供機関等で実施する研修会等の	提供改正・製品情報等に関する情報	等福祉用具専門相談員としての研修・資格等の案内	その他	特になし	無回答
534	199 37.3%	106 19.9%	199 37.3%	131 24.5%	226 42.3%	244 45.7%	12 2.2%	50 9.4%	58 10.9%

図表 175 新任者への教育・指導に関する職能団体等への要望 主な自由記述

▶ ヒヤリハット、利用者の特性などが分かりやすい映像の提供 ▶ 法人・事業所内での研修会等に活用できる資料等の提供→DVDなど ▶ 負担増となる活動や書類ではなく現場に時間をよりかけられる効率化を行える、情報提供を頂きたい ▶ 廃番商品のカタログ ▶ メーカー等による研修会 ▶ 目標となる資格がほしい。プランナーや住環境コーディネーターだけでなくもっとレベルの高い資格 ▶ 協会への入会を事業所単位で行えるようにして頂きたい ▶ ユーチューブ等、いつでも見られる研修会があればと思います ▶ 対人援助に関する研修や専門職との連携に必要な基礎知識修得の為の研修
--

3.3 ヒアリング調査の概要

(1) 調査の目的

検討委員会において検討中の指定講習カリキュラム見直しの具体案と付随する諸要件等の変更点について提示を行い、教育・指導担当者からの意見を収集し、カリキュラム見直し等の検討に繋げることを目的に実施した。

(2) 調査対象

アンケート調査の回答を踏まえ、以下5事業者の福祉用具専門相談員をヒアリング調査対象とした。

図表 176 ヒアリング調査の対象(福祉用具貸与事業所)

調査対象	法人全体の福祉用具貸与事業所数	ヒアリング調査事業所の福祉用具専門相談員数 (経験年数別)					
		合計	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上
A 事業所	10 事業所以上	45 人	3人	6人	10 人	6人	20 人
B 事業所	10 事業所以上	17 人	1人	1人	0人	1人	14 人
C 事業所	3～5事業所	22 人 ※2	3人	4人	5人	5人	5人
D 事業所	1事業所	5人	0人	2人	0人	0人	3人
E 事業所	10 事業所以上	11 人	1人	3人	2人	2人	3人

※1 調査対象の概要はアンケート調査票への回答内容

※2 5 事業所合計の福祉用具専門相談員数

(3) 調査時期

令和5年 11 月～令和6年1月(予定)

(4) 調査方法

訪問またはオンラインにより実施した。

(5) 主なヒアリング項目

主なヒアリング項目は以下の通り。

図表 177 主なヒアリング項目(福祉用具専門相談員)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 基本情報<ol style="list-style-type: none">(1) 法人・事業所の概要(事業所数、営業エリア、福祉用具専門相談員数等)(2) 指定講習受講者の概要(年間受講者数、受講者の背景(新卒・中途採用等)等)2. 新任者を対象とした教育について<ol style="list-style-type: none">(1) 指定講習カリキュラムを修了した新任者の習熟度に対する教育・指導担当者の評価(2) 指定講習カリキュラム修了後の法人・事業所としての教育体制(3) 新任者への教育に対する課題3. 指定講習カリキュラム見直し(案)に対するご意見・ご要望<ol style="list-style-type: none">(1) 追加・修正予定の内容(科目・内容等)(2) 全体構成・時間配分(3) その他4. 現行の指定講習カリキュラムでの開催にあたってのご意見・ご要望<ol style="list-style-type: none">(1) カリキュラムについて(2) 講師要件について(3) 開催方法について(4) その他5. その他 |
|--|

3.4 ヒアリング調査結果

3.4.1 基本情報

1) 指定講習受講者の概要

指定講習受講者である新卒者、中途入社(介護業界経験者/未経験者)いずれの場合にも、入社後すぐ、または一定期間現場経験をした上で指定講習を受講するなど事業所の方針によって異なっていた。また、多くは事業所近隣の指定講習事業者が開催する研修を受講していたが、一部、遠方の指定講習事業者が開催するオンライン研修を受講するなど、即戦力として現場で活躍いただくための受講を促していた。

図表 178 ヒアリング調査結果(年間受講者数、受講者の背景(新卒・中途採用等)等)

事業所	主なヒアリング調査結果
A 事業所	- 今年の指定講習受講者は3名。1名は新卒入社、1名は異業種を定年退職後に中途入社、1名は内勤から外勤に職種変更のため受講した。毎年2～3名程度は受講者がいる。 - 他県で受講することはあまりない。3名のうち新卒入社の1名は県内の指定講習事業者が主催する集合型の指定講習を、残りの2名は全科目オンライン形式の指定講習を受講した。
B 事業所	2022年に指定講習を受講したのは中途入社の社員である。2023年に入社した社員はいない。 - 新卒入社の場合は、指定講習を受講した後に営業所に配属される場合と、営業所に配属されてから指定講習を受講する場合があり、期によって異なる。 - 中途入社の場合の受講時期は、指定講習の開催時期によっても異なるが、直近で受講した社員は、<u>入社後3～4か月現場を経験した後に指定講習を受講した</u>。介護業界からの転職ではなく、未経験の方である。 - 直近の指定講習受講者は、オンライン形式で、平日のみの日程で受講した。
C 事業所	- 直近の指定講習受講者は中途採用者3名であり、1名は訪問入浴関連からの転職であり介護業界経験者だったが、他の2名は未経験者である。年間2～3人受講している。退職や増員により新規採用しているため毎年受講者がいる。 - 直近受講者の3名全員 Zoom によるオンライン研修を受講した。1名は東京の指定講習事業者が開催したもの、2名は隣県の指定講習事業者が開催したものだった。いずれも全科目オンラインでの受講だった。 <u>以前はある程度現場経験を積んだうえで受講していたが、今は入社後翌月または翌々月には受講するように指示している</u>。退職者の発生により、人材が不足しているため即戦力が必要になっているためである。

D 事業所	・ 直近(2021 年)の指定講習受講者は 1 名で、異業種からの中途採用入社である。 ・ 当社の場合は市内の指定講習事業者が開催する指定講習(集合型)しか受講させておらず、年1回の開催である。 ・ 入社時期にもよるが<u>一定期間現場に同行して雰囲気を感じてから受講</u>しているため、何も知らない状態から学ぶより知識を修得しやすいのではないかと思う。指定講習開催時期の直前に入社した場合には受講を見送って翌年の指定講習を受講させている。 ・ 受講料は全額会社負担であるため、受講後すぐに退職してしまうことに対する懸念も入社後すぐに指定講習を受講させない理由の一つである。
E 事業所	・ 新卒の採用の場合、4月に入社し1カ月後に事業所に配属され、<u>3～4カ月をかけて先輩社員に同行し、自分たちが今後どのように仕事をしていくのかをイメージしてから指定講習の受講計画を立てる</u>。新卒以外の中途採用のケースでも一定期間現場を知ってから受講してもらっているようにしている。 ・ 自分の業務をイメージしながら講習を受講する場合と、現場を知らずに漠然と聞くのとでは差があるのではないかと推測する。

3.4.2 新任者を対象とした教育について

1) 指定講習カリキュラムを修了した新任者の習熟度に対する教育・指導担当者の評価

いずれの事業所も指定講習に対し、介護保険の制度の理解や疾病等、基礎的な知識の修得を期待していた。受講後の新任者については、基礎的な知識は修得できているように感じている事業者が多く、特に、受講前に一定の現場経験をした上で受講すると、現場のイメージを持ちながら各科目の内容を理解できているとの声があった。

また、集合型研修において実際に福祉用具に触れて「福祉用具貸与計画書等の作成に関する基礎知識」を学んだことで、受講前よりも幅広い品目を候補に入れて選定ができるようになった、福祉用具の特徴が理解でき、選定理由等の記載内容にも反映されるようになったとの声もあった。

図表 179 ヒアリング調査結果(指定講習カリキュラムを修了した新任者の習熟度等)

事業所	主なヒアリング調査結果
A 事業所	・ 中途入社の場合は、同行訪問をしながら現場の流れをある程度理解したうえで指定講習を受講するが、<u>受講後は制度に関する内容を全て理解しなければならないのかと不安に思う声があった</u>。また、集合型の場合は実技があるためある程度福祉用具の扱い方を学べるが、実際の現場で行う「分解する」「組み立てる」といった実務までは落とし込めていないため、現場経験に頼らざるを得ない。 ・ <u>1～2か月間現場に同行してから指定講習を受講することにより、点と点がつながるようなイメージで受講内容を理解でき、全く経験のない場合よりは理解がしやすいのではないか</u>。
B 事業所	・ 受講前は介護保険制度の基礎も知らない状態であったため、<u>基礎的な知識は修得できていたように感じた</u>。指定講習受講前に現場で伝えていたことを指定講習の中で復習でき、介護

	保険制度については詳しくなって戻ってきたと思う。
C 事業所	- 介護保険の基本的な流れや疾病に関する部分は学んできて欲しいという思いがある。しかし福祉用具に関する知識も必要な業務であるため、戻ってきた際には外部研修でベッドの組み立て方、車いすの調整の仕方を学ぶ必要があると思っている。 - 福祉用具専門相談員として、福祉用具とその役割について法人内でも伝えているが、第三者からきちんと説明してもらおうと取り組みやすいと思う。 - 住環境と住宅改修に関する基礎知識について、福祉用具専門相談員にとって最も難しい業務として住環境整備だと思っている。大切にしている住宅に手すりをつけるということは、クレームに繋がることも多いと感じている。プランナー研修等で学ぶべきことかもしれないが、住宅改修に関する基礎知識を建築関係の方にしっかり説明してもらえると安心すると思う。新人にとっては住宅改修の案件が発生するととても不安に感じる人が多い。よって、住宅改修はもっと体系的に学べるようにしてもらえるとよい。
D 事業所	- 多少実務を学んだうえで受講しているため、基礎的な知識と照らし合わせて受講することで知識を深められている印象はある。 「福祉用具貸与計画書等の作成に関する基礎知識」について、指定講習(集合型)受講後は、品目に関する知識を修得することで、受講前よりも幅広い品目を候補に入れて選定ができるようになってきていると感じる。実際に触れることで特徴も理解でき、選定理由等の記載内容にも反映されていると思う。
E 事業所	- 現行の研修内容で概ね必要な知識は網羅されていると思っている。 - 実際に現場で利用者対応をしていくなか、新人の福祉用具専門相談員の場合、利用者の家庭の事情や業務に直接関与しないことまで対応しているケースが見受けられる。よって、介護保険制度を理解してもらい、その範疇で対応してもらうように心がけている。

2) 指定講習カリキュラム修了後の法人・事業所としての教育体制

いずれの事業所においても指定講習受講後、現場での OJT や外部研修等の受講を通じて、新人教育を実施していた。個々の習熟度に合わせて、数カ月～1年程度かけて指導していることがわかった。

また、指定講習受講後のステップアップとして、福祉用具選定士、福祉用具プランナー、福祉用具サービス計画 SV 養成研修等、会社として様々な研修を受講するように促しているという事業所もあった。

図表 180 ヒアリング調査結果(法人・事業所としての教育体制等)

事業所	主なヒアリング調査結果
A 事業所	- 入社後は教育担当者を決めて3か月間のカリキュラムを組む。1～2か月目は順番で同行し、3か月目は専任の教育担当者に同行して OJT を行っている。 - 外部研修としては、メーカーの実機を使った研修に参加している。コロナ以前は様々な講習会・研修会があったため参加を促していた。 - 会社の取組として、営業担当者研修会で介護支援専門員やセラピストの方等を招いてチームアプローチに関する講習を企画している。

	・「事故・ヒヤリハット等の把握、リスクマネジメントの知識・実践方法」は、営業担当者が集まる合同研修で学ぶ機会がある。また、月に1度管理者が集まる会議で事故情報を共有しており、その後に各事業所の従業員に対して周知している。 ・管理者・教育指導者として理解してきて欲しい内容として「福祉用具と福祉用具専門相談員の役割・職業倫理」を重視している。現在は専門職としてどのような倫理観や役割を持つべきかというのが一番重要と考えているためである。さらに「介護保険制度に関する基礎知識」についても、介護保険制度は都度改定があり、新人にとっては現在の介護保険制度が標準となるが、歴史的な経緯も含めて理解したほうが新しい制度や改定についても理解しやすいと考えている。 ・独り立ちするまでの期間は、理想は6か月と考えているが、実際は 10～12 か月程度は要している。新卒入社と中途入社でも多少の違いはある。
B 事業所	・法人として新人の指導・成長を支援する仕組みがある。研修期間は人によって異なり、習熟度を所長やリーダーが確認したうえで終了となる。 ・独り立ちの程度にもよるが、利用者と話してその場で選定・納品等の対応ができるようになるまでは、本人のスキルや事業所側の育成・支援の体制にもよるが早くて 3 か月、遅くとも 1 年以内と考えている。 ・外部研修にも任意で参加しても良いと伝えている。また、メーカーによっては会社に来て研修をしてくれる場合もあり、そういった機会に研修を受けてもらったり実機を触ってもらったりしている。 ・指定講習受講後のステップアップのため、会社として様々な研修を受講するように促している。<u>福祉用具選定士、福祉用具プランナー、福祉用具サービス計画作成 SV 養成研修等、本人が持っている資格などを踏まえて相談しながら決めている。</u> ・管理者・教育指導者として理解してきて欲しい内容のうち、「福祉用具と福祉用具専門相談員の役割・職業倫理」、「介護保険制度に関する基礎知識」、「高齢者と介護に関する基礎知識」を特に重視する。これらは現場でも培ってほしい内容ではあるが、根幹として重要な知識であり、それらの内容が理解できてからそれ以降の内容が補完されていくものとするためである。福祉用具専門相談員としての役割や福祉用具専門相談員として関わる人に対してどのように関わっていくのかといった基礎の部分をしっかり理解して欲しいと考えている。
C 事業所	・本来は1年間の期間を設けて指導していく必要があると思うが、人手不足もある。<u>指定講習受講後、福祉用具卸事業者の商品の組み立て方などの研修を開催してもらい、参加してもらっている。</u>その後、習熟度が高い人には3か月後目途に独り立ちしてもらう。 ・独り立ちとはいっても少ない利用者・少ない居宅介護支援事業所を担当し、少しずつ増やしていくようにしている。計画に基づいた指導というよりは、個人の能力に応じて OJT にて対応している。
D 事業所	・法人内での研修体制は、基本的には OJT で実施しているが、外部研修があれば参加させている。また、毎週水曜日に全社員での勉強会を開催している。1 か月(4週)を 1 テーマとして担当者を決め開催している。 ・管理者・教育指導者として理解してきて欲しい内容のうち、特に重視する内容は「福祉用具と福祉用具専門相談員の役割・職業倫理」である。倫理観や尊厳は重要であり、わかっていた

	としても改めて学び直してきて欲しいと考えるためである。また、「相談業務・対人援助に関する基礎知識」は、高齢の方にわかりやすいコミュニケーションの取り方、説明の仕方などを理解できると良いと考える。 「介護保険法等、制度改正に関する知識」は都度事業所内に情報発信をしている。「新商品の機能・特徴等の理解」はメーカーや協会等の研修に参加してもらっている。「事故・ヒヤリハット等の把握、リスクマネジメントの知識・実践方法」は勉強会での事例検討だけでなく、見直しが必要なものは都度対応している。
E 事業所	- 受講後も先輩社員の指導が継続される。また、<u>事業所配属後も本社で新入社員研修の予定が計画されている</u>。1年目、2年目、3年目の研修が法人として設けられている。社内の研修カリキュラムは毎年異なり、時間も異なる(1日、半日など)。1年目は外部講師を招いて、社会人の基礎を学ぶカリキュラムが含まれている。2年目は経営やコミュニケーション、3年目は各支店との交換研修を行っている。毎年実施する期間は決まっているが、内容等は決まっていない(毎年異なる)。 - 外部研修は、メーカーに依頼して開催してもらい、外部の展示会・セミナーに参加する、WEB上で開催されるセミナー等を受講するなどである。<u>自己研鑽のため、法人として各自で積極的に参加するように促している</u>。あくまで任意での受講である。 - 認知症、身体拘束、法令順守に関するテーマは、各種団体が開催している研修に参加する。 - 研修受講後、実際の利用者とのコミュニケーションにおいて、新人の福祉用具専門相談員がわからないままに回答してしまう、言った・言わないという認識齟齬が発生するなどがあり、管理者として注意が必要と感じている。

3) 新任者への教育に対する課題

新任者への教育に対する課題として、認知症やターミナルの方などへの対応に関する教育の必要性や、介護業界としての DX 等の新たな取組に関する教え方が挙げられた。

また、書類作成や他職種との連携について、現場の実務として新人では対応が難しい点も課題として挙げられた。

図表 181 ヒアリング調査結果(新任者への教育に対する課題等)

事業所	主なヒアリング調査結果
A 事業所	基礎的な研修・教育は事業所で担う部分だが、業界的に様々な方と関わる。<u>認知症の方、ターミナルの方に対する対応は失敗があってはならないため、そういった点はしっかり伝えるようにしている</u>。
B 事業所	<u>認知症の方に触れる機会が多くなってきているため、そういった内容の研修を手厚くしたほうが良いのではないか</u>。現場でも教える必要があるのではないかと思っている。また、<u>DX 等が進んできた際にどのように取り入れていくか</u>といった考え方なども、伝え方、教え方が今後の課題と感じる。

C 事業所	- 介護保険制度では書類の作成が多くあり、これまで退職した人の中には<u>書類作成が遅く、業務についていけない方もいた。</u> - 各自治体で内容も異なるが、基本的な申請資料や添付資料(写真・図面)の準備や書き方、申請フロー(事前申請が必要)や受領委任払い・償還払いなども理解できると嬉しい。
D 事業所	介護保険では介護支援専門員経由で仕事が発生するが、介護支援専門員も福祉用具に関する知識があまりないため、カタログ等を見て福祉用具を決めることが多い。福祉用具専門相談員としての業務の幅があまりなく、複数提案もあまりできていないと感じる。本来は介護支援専門員と家族と福祉用具専門相談員が相談し、福祉用具専門相談員のアドバイスで決められるとよい。<u>新人では介護支援専門員へ提案していくことが難しい。</u>
E 事業所	- 多岐にわたり研修を実施するが、それぞれの現場(行政区)の対応、介護保険の流れの中での書類等が異なっているため、<u>基本的な流れを講習の中でしっかり学んでもらいたい。</u> - 事故防止・リスクマネジメントについては、事故を防ぐということだけでなく、事故が起こった際にどういったペナルティがあるのか、どういった責任が問われるのかなども理解した上で対応してもらいたいと思っているところである。

3.4.3 指定講習カリキュラム見直し(案)に対する意見・要望

第2回検討委員会に提示した「指定講習カリキュラム見直し(案)」を基に、福祉用具貸与事業所から意見や要望についてヒアリングを行った。

1) 追加・修正予定の内容(科目・内容等)について

追加・修正予定の内容について、認知症への理解やリスクマネジメント、介護予防に関するテーマは重要な内容であり、指定講習において学んでもらいたいという意見があった。さらに、介護保険制度における福祉用具と障害給付制度の日常生活用具給付等事業や補装具費支給制度との関係のほか、介護施設や高齢者住宅の種類によって介護保険の福祉用具サービス提供が認められているか否かについて、福祉用具専門相談員が理解できていない点や理解しておくべき点として、指定講習カリキュラムへの追加の意見があった。

一方、対人援助は、指定講習において基礎的な内容は学んで欲しいという意見と、現場の事業所で指導することであるという意見に分かれた。

図表 182 ヒアリング調査結果(追加・修正予定の内容等)

事業所	主なヒアリング調査結果
A 事業所	「1. 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理・介護の基本的視点」は、福祉用具貸与事業所は4～5年に一回運営指導・実地指導を受けるが、その際に必要な情報が含まれている。管理者だけでなく現場もどういった運営指導・実地指導を受けるかは知っておくべきであり、必須の知識と思う。どこまで深掘りするかにもよるが、存在は知っておくべきと思う。 「2. 介護保険制度等に関する基礎知識」のケアマネジメントの考え方は、利用者が介護保険サービスを利用するプロセスを理解するために重要な知識と思う。また、実際サービスを利

	用するまでの流れやそれに対する相談の受け方、計画作成の仕方等の仕組みを理解していれば、業務としてアプローチをする際にPRすべきポイントがわかるため、ぜひ学んでほしい。 ・「3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知識」について、ヒヤリハットはサービス計画書作成の教育の際に留意点は十分に伝えるようにしている。これまでの事例を学べれば勉強になり、事故発生防止にもつながる。また、軽微な事故であっても行政に報告しなければならないことを知って欲しいと思う。 ・<u>信頼関係を築くための基本的なコミュニケーション技術も非常に重要である。全てを網羅することは難しいと思うが、基礎的な知識は修得してほしい。新卒採用の場合は外部研修等で学ぶ機会があるが、中途採用の場合はあまり機会がない。指定講習の中で学べると良い。</u> ・「福祉用具貸与計画等による支援プロセスの理解・作成と活用」は、あまり福祉用具に触った経験のないまま受講するため、福祉用具の具体的な内容よりは、PDCA の一連の流れを重視し、多くの事例を経験してほしいと感じる。
B 事業所	・<u>リスクマネジメントについても非常に重要と思う。認知症の方が増えていることもあり、福祉用具を使用する上での注意点をきちんと伝えておかなければ、重大事故につながってしまう可能性もある。福祉用具専門相談員としては新人もベテランも一個人として対応しなければならないため、経験年数に関わらず同じことを伝えられるよう、指定講習の中でも伝えることは重要であると思う。</u> ・「介護保険制度等の考え方と仕組み」に介護におけるテクノロジー活用推進の動向に関する内容が追加されていたが、テクノロジーの活用推進は今後進んでくる部分であり、LIFEについても介護支援専門員や施設担当者と話すうえで知識をもっておくことは重要と思う。今後新たな環境の中で福祉用具専門相談員として国の流れに沿って相談・説明を行っていく必要があるため、新たな情報を追加していただけるのは有り難い。現場でこのような内容を伝えるのは難しい印象を受ける。若手の職員が新たな情報に触れる機会があれば良い。 ・<u>今後認知症の方が増えてくるため、認知症の方への対応において現場の担当者が困る部分に関しての知識を手厚く教えてもらえると有り難い。</u>また、介護予防の考え方についても、今後認知症の初期段階のような方が増えることが想定されるため、そういった方の症状がより進行しないようにするためには介護予防の考え方が重要であると考え。介護給付費のことを考えても介護予防の段階で食い止めることが重要と考えるため、福祉用具専門相談員として知識を持っておく必要があると考える。
C 事業所	・<u>以前より福祉用具専門相談員が知らなければならないことが増えている。また、人権や認知症の方への対応の仕方など、現場職員が苦手な部分であるため、カリキュラムに入れていただいているのは良いと感じた。</u> ・「安全利用・リスクマネジメント」は、現場がわかっていないと理解できないかもしれない。しかし、<u>福祉用具の利用が増えていくと事故の危険性も増えると思うため、福祉用具専門相談員指定講習の中でも危機感を伝えるために指導してもらおうとよいのではないか。</u>可能であれば、福祉用具に関する事例や裁判になった例など、自分たちがしっかりやらないとこんなことになる、ということをきちんと伝えてもらえると助かる。 ・<u>介護施設の形態が増えている。施設サービス形態によって介護保険の福祉用具サービスが利用できるか否かが決まっているが、初任者が理解できておらず現場に出てから困ることが</u>

	<u>多い。指定講習で教えるべき内容ではないか。</u> • <u>現場に出れば介護保険サービスの相談だけでなく補装具や日常生活用具の相談も多いが、制度に関する内容だけは初任者も理解しておいてほしい。利用者の条件によって福祉用具に関する制度の優先順位がどのようになるのか、障害給付制度と介護保険サービスとの関係性について、指定講習の段階で確りと教えてもらいたい。</u> • <u>対人援助に関する教育は事業所内でやるべきことだと思う。接遇は人による部分でもあるため、カリキュラムに含める必要はないのではないか。</u>
D 事業所	• 虐待防止に関する内容は、関連する研修も増えてきており受講した経験もあるため、指定講習の中でも取り上げたほうが良いと感じた。また、<u>認知症は介護支援専門員や他サービス事業所との差を感じる部分があるため、業界として知識を向上できるのであれば取り上げて良いのではないかと感じた。</u> • 感覚ではあるが、福祉用具は事故・ヒヤリハットはあまり把握していないように思う。指定講習で聞いても実際に発生した時に対応できるものか。しかし、必要な知識ではあるため、まずは触れて事業所で継続的に教える必要があるのだと思う。事業所の視点では、土台を指定講習で学んでくれたほうが教えやすい。
E 事業所	• 制度の流れについて手厚くなっていること、基本的に知っておかなければならない介護の視点など、必要な点が掘り下げられている。また、福祉用具貸与計画の作成については、最も指導が大変なところであるため、大変よいものになっていると感じる。 • <u>福祉用具貸与計画の意義や作成方法を詳しく説明してもらい、しっかり理解してもらえると現場としてはありがたい。実際に現場で OJT を通じて更に学んでいくが、初めに意義をしっかりと知っておくと、理解も早いのではないか。</u> • 研修内容は、幅広い内容になっているため、テキストを配布されて読むだけではなく、テキストの内容を踏まえて講師に補足いただければよいと思う。指定講習受講後に全て理解できるものではなく、現場でのフォローも必要なことは当然である。よって、項目として今回の見直し(案)でよいのではないか。 • <u>リスクマネジメントは質の向上にも繋がる部分であるため、新たに追加してもらい、詳しく説明してもらえるとよい。</u>

2) 講師要件・開催方法について

「リスクマネジメント」についての講師要件は、現場の経験も踏まえ、福祉用具専門相談員が良いのではないかと意見があった。

また、開催方法は対面形式とオンライン開催を希望する意見に分かれた。対面形式は、オンラインではあまり質問等もできないのではないかと、知識だけでなく同業者との関係性の構築等の付加価値があるなどの意見が挙げられた。一方、オンライン開催を希望する声では、受講者の移動負担や感染症に対する心理的負担軽減の効果、また、福祉用具貸与事業所としての現場業務への負担軽減(人材不足)を踏まえた意見だった。

図表 183 ヒアリング調査結果(講師要件・開催方法等)

事業所	主なヒアリング調査結果
A 事業所	企業体力にもよると思うが、<u>時間数が増えたとしてもできれば対面で行ってほしい。集合型のほうが同じ志を持った仲間が受講しており、実技もあるため集中して受講できると思う。</u>
B 事業所	<u>リスクマネジメントに関する内容は、様々な重大事故の情報、事故の経緯等の情報提供をしてもらえるのであれば福祉用具専門相談員から伝えたほうがよいかもしれない。</u>現場で一番福祉用具のことを知っているのは福祉用具専門相談員であるため、現場目線でも注意したほうが良いことなどを伝えられた方が納得感があると感じた。 - 開催形式についてアンケートでは「<u>オンラインのほうが良い</u>」と回答した。その理由としては、<u>移動負担や新型コロナウイルス等感染症流行時の受講者本人の心理的負担が軽減される</u>と考えた。また、<u>現場での仕事もあるため、事業所の人員としての負担</u>という観点も含めて回答した。
C 事業所	- 以前受講していた際は土日開催・対面受講であり、1か月、土日休みがつぶれてしまっていたため負担だった。今は平日開催であり、業務時間中に受講できるようになった。 - 会場まで片道1～2時間かかる事業所もあり、毎日通うのは負担のため宿泊が必要になる。事業所としても宿泊費の負担が発生する。かつ、受講者にも負担が大きい。<u>都市部と地方部では受講のしやすさや負担感も異なる。</u> - 演習は対面で受講できた方が良いと思う。しかし、最近はYouTubeなどで福祉用具の選定方法が発信されていたり、当社でもWEB上で選定が検討できる仕組みを構築している。演習を対面で実施しても福祉用具専門相談員指定講習は学ぶことが多く、その場では理解しきれないと思う。車いすからベッドへの移乗方法など実務に関する部分は現場に戻ってからのOJTの方が理解できるのではないかな。
D 事業所	<u>リスクマネジメントの講師は、最初の段階では損保系の保険会社なども想定されるかもしれないが、ある程度慣れてきた段階では福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員でも良いかもしれない。</u> - 基本的には集合型で実施するほうが良いと考える。オンラインの場合は修得できたかを把握するのが難しいと考える。<u>わからないことがあってもオンラインではあまり質問等もできないのではないかな。</u>当社社員が受講する指定講習は比較的少人数であるため、講師には質問できなくても受講者同士で相談できる。<u>集合型のほうが知識だけでなく同業者との関係性の構築等の付加価値がある</u>と考える。
E 事業所	<u>オンラインではなかなか質問がしにくいのではないかな。</u>研修を受講する際には、<u>質問し、内容を理解してきて欲しい</u>と思っている。

3) 全体構成・時間配分について

全体構成・時間配分について、合計時間が増加する点については懸念の声もあったが、新たに追加した科目・内容はどれも重要であり、必要であるとの意見があった。特に、住宅改修、高齢者介護・医療に関する基礎知識、介護保険制度に関する内容等は、現行よりも内容・時間をより拡充してもらいたいとの意見もあった。

時間が増加する点については、現場で教えづらい点を体系的に教えていただけることで、現場で教える時間が減り相殺できるかもしれない、よって、より中身の濃いものにして欲しいと要望があった。

図表 184 ヒアリング調査結果(全体構成・時間配分等)

事業所	主なヒアリング調査結果
A 事業所	・ 合計 55 時間となることに対して、<u>各界の高名な先生方の講義を聴くことの出来る貴重な機会であるため、重要なものであると理解して送り出せば、55 時間は長いとは思わない。</u> ・ 現行のカリキュラム見直し(案)では住宅改修の時間が2時間となっている。住宅改修を受注できる人は福祉用具貸与の受注にもつながると感じているため、住宅改修に関する内容により時間を割きたい。住宅改修に特化した研修もあまり多くないため、初期教育の段階でもう少し知識が修得できると良い。 ・ 「3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知識」は、高齢者特有の病気、廃用・フレイル等の基礎知識を修得できるとより良いと考える。 ・ 「介護保険制度等の考え方と仕組み」は、2時間のままであれば、福祉用具に関する部分に焦点を絞ったほうがよい。一方で全体像が理解できていないのも不安であるため、増やせるのであれば、全体的に増やしたほうが良いと考える。 ・ 時間数は増えることによって受講ハードルが高くなる側面は勿論あるだろう。事業所が受講料を負担するか、個人が負担するかとの兼ね合いによっても納得感が違うのではないかな。
B 事業所	・ アンケート調査では 50 時間で良いと回答したが、見直し案を見ると<u>追加されている内容はどれも必要と感じた。本当は 50 時間がよいが、他を削ることが難しそうであるため 55 時間となってもやむを得ない</u>と考える。 ・ 時間数が増えることによる負担は開催方法等によっても異なるが、いずれも重要な内容であるためそれに見合ったものとなるのではないかな。<u>現場で教えづらい点を体系的に教えていただけることで、現場で教える時間が減り相殺できるかもしれない。</u>
C 事業所	・ 理想としては月～金まで9時間×5日=45 時間程度で完了できると嬉しい。
D 事業所	・ 時間数は、経営者の立場では、従業員を研修に出したうえで研修費用も会社が負担するため、<u>5時間増やすのであればその分中身の濃いものにしてほしい。</u>
E 事業所	・ 以前は月～土曜日に連続して受講してもらったことや、最近では週1回、10 日間受講してもらっている。<u>それが1日または半日増える程度であれば、時間が増える点は特に問題はない</u>と思っている。

3.4.4 現行の指定講習カリキュラムでの開催にあたっての意見・要望

現行の指定講習カリキュラムでの開催にあたっての意見・要望として、現役の福祉用具専門相談員が講師として関わると良いという声があった。また、講師をすることで福祉用具専門相談員自身も勉強し直す機会になるとの意見もあった。

図表 185 ヒアリング調査結果(現行の指定講習カリキュラムでの開催にあたっての意見・要望)

事業所	主なヒアリング調査結果
A 事業所	- 講師は、<u>現役の福祉用具専門相談員が何らかの形で関わると良い</u>のではないかと。講師となる福祉用具専門相談員自身も勉強し直す機会になるであろう。以前「福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成」のアシスタントとして入った経験があり、自身も復習の機会になった。 - 開催方法は、オンラインを完全になくすと実務に携わることの出来ない期間が長くなってしまいうため、方法としてはあったほうが良いと思うが、可能な限り集合型が良いと考える。
B 事業所	個人の資質にもよるが、福祉用具や利用安全に関する内容は現場の経験も踏まえて教えることはできると思う。<u>福祉用具貸与計画書の作成は書き方、考え方も含めて教えることになる</u>と思うため、実際に福祉用具に携わる方が講師をしたほうがよいと考える。
C 事業所	<u>住環境を整える住宅改修について、介護支援専門員などの講義を受けた記憶がある</u>。しかし、以前より制度等も変わってきているため、<u>現場感のある方、建築系の方などから深掘した内容での指導を受けられると助かる</u>。
D 事業所	現在受講している指定講習は、地元の状況が分かっている講師ばかりであるというのも有効と感じている。あまりないとは思いますが、受講後も講師に相談に行ける関係になれば非常に良いと思う。
E 事業所	指定講習事業者によって異なると思うが、以前は受講者が、<u>がっかりして帰ってくるようなケースがあったと聞いている</u>。質の高い内容で講義をしていただける講師から説明をしてもらった方が理解度も高い。よって、<u>講師の質の担保をお願いしたい</u>。

3.4.5 その他

その他、以下のような意見があった。

図表 186 ヒアリング調査結果(その他)

事業所	主なヒアリング調査結果
A 事業所	医療職との連携について、退院前カンファレンスは直近3～4年間はコロナ禍で無かった。以前は最初の家屋調査や退院前カンファレンスの際に関わっていた。しかし、更新・変更の際にはセラピストが出席していない場合はある。最初は関わっていても、経過が経つにつれて連携が薄くなっていく印象を受ける。家屋調査やカンファレンスの機会があれば OJT の中で同行させることができるが、各職種の業務や役割等に関する生の声を指定講習の段階で勉強できると、OJT でも理解がしやすいと感じる。

3.5 福祉用具専門相談員(教育指導担当)向け調査のまとめ

3.5.1 新任者を対象とした教育の現状について

新任者が指定講習を受講する時期については、新卒者、中途入社(介護業界経験者/未経験者)いずれの場合にも、入社後すぐ、または一定期間現場経験をした上で指定講習を受講するなど事業所の方針によって異なることがヒアリング調査を通じて把握された。特に、受講前に一定期間現場経験をした上で受講している場合、現場のイメージを持ちながら各科目の内容を理解できているといった声もあった。

指定講習受講後の法人・事業所内での教育・指導体制については、基本的にはいずれの内容においても法人内研修により教育を実施している場合が多かったが、「個々の福祉用具の機能・特徴等の理解」、「福祉用具の組立・調整に関する知識」、「福祉用具の点検・メンテナンスに関する知識」や「新商品(介護ロボット・ICT機器等を含む)の機能・特徴等の理解」、「新商品に関する点検・メンテナンスの実施方法」等、個別の福祉用具に関する知識の修得を目的とした教育については、メーカーやレンタル卸業者等が開催する外部研修等を活用している場合もあった。ヒアリング調査においても、いずれの事業所でも、指定講習受講後、現場での OJT や外部研修等の受講を通じ、個々の習熟度に応じて数カ月～1年程度かけて新人教育を実施している実態が把握された。

福祉用具専門相談員指定講習受講者への教育・指導における福祉用具貸与事業所(管理者、教育・指導担当者)としての課題としては、通常業務と並行して教育・指導時間を確保することの難しさや、指導者側のスキルに関する課題、現場で求められる様々な知識・スキルを教えることの難しさや負担の大きさ、最新情報の把握・共有等に関する課題などがアンケート調査を通じて挙げられた。ヒアリング調査においては、認知症やターミナルの方などへの対応に関する教育の必要性や、介護業界としての DX 等の新たな取組に関する教え方、書類作成や他職種との連携の難しさ等が挙げられた。

3.5.2 指定講習カリキュラム見直し(案)に対する意見・要望について

アンケート調査においては、管理者・教育指導者として福祉用具専門相談員指定講習で理解してきて欲しい内容として、「介護保険制度に関する基礎知識」が最も多く、次いで「福祉用具と福祉用具専門相談員の役割・職業倫理」、「事故防止・リスクマネジメントに関する基礎知識」が多く挙げられた。また、ヒアリング調査においては、認知症への理解やリスクマネジメント、介護予防に関するテーマは重要な内容であるとして、新たに設けた福祉用具の安全利用とリスクマネジメントの科目をはじめ、見直し(案)で追加・修正予定の内容について賛同する意見があった。さらに、介護保険制度における福祉用具と障害給付制度の日常生活用具給付等事業や補装具費支給制度との関係のほか、介護施設や高齢者住宅の種類によって介護保険の福祉用具サービス提供が認められているか否かについて、福祉用具専門相談員が理解できていない点や理解しておくべき点として、指定講習カリキュラムへの追加の意見があった。一方、対人援助は、指定講習において基礎的な内容は学んで欲しいという意見と、現場の事業所で指導することであるという意見に分かれた。

講師については、ヒアリング調査において現役の福祉用具専門相談員が講師として関わると良いという声があり、特に今回新たに追加することが想定される「リスクマネジメント」については、現場の経験を踏まえて福祉用具専門相談員が講師を務めるのが良いのではないかと意見があった。

指定講習の時間数については、アンケート調査では約8割が「現在の時間数が良い」あるいは「現在

の受講時間数が多い」と回答していた。一方、ヒアリング調査で見直し(案)の内容を踏まえた上で受講時間数の増加について見解を伺ったところ、受講時間数の増加に対する懸念はありつつも、新たに追加した科目・内容はどれも重要であり、必要であるとの意見や、現場で教えづらい点を体系的に教えていただけることで、現場で教える時間が減り相殺できるかもしれないといった肯定的な意見もあった。

開催方法については、アンケート調査において約半数が「オンラインが良い」と回答しており、その理由としては受講に伴う移動や宿泊等も含めた時間的・金銭的負担や感染拡大防止、福祉用具貸与事業所としての現場業務の負担軽減等が挙げられた。一方で、実際に福祉用具に触れた実技・演習の必要性や、受講者同士の交流を通じた同業者との関係性の構築、講師とのコミュニケーションの取りやすさ等の観点から、集合型を重視する声も本調査を通じて把握された。

4. 指定講習カリキュラム等の見直し(案)の検討

4.1 見直しの背景と検討方法

4.1.1 見直しの背景

平成 27 年度以降、指定講習カリキュラムの見直しが実施されていないが、「社会保障審議会介護給付費分科会」における令和3年度介護報酬改定に関する審議報告や、令和4年9月にまとめられた「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」のこれまでの議論の整理では、福祉用具の利用安全の促進、福祉用具専門相談員に必要な能力の向上等の観点から、見直しについて指摘がされている。

これらの指摘を踏まえ、見直しにあたっての方針や課題を整理した上で、カリキュラムの見直しについて検討委員会での議論を基にカリキュラム(案)、講師要件(案)の作成を行った。

さらに、社会環境の変化(福祉用具製品の種類の増加、WEB 会議システムの充実等)なども踏まえ、アンケート調査結果やヒアリング調査結果による現場の意見も把握し、より効果的な運営に向けた実施方法等についても検討を行った。

図表 187 (参考)平成 27 年度に実施された指定講習カリキュラムの見直しの概要

(参考) 福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しについて

○ 改正の概要(平成26年厚生労働省告示第250号)

- ・福祉用具貸与計画等に関する内容を追加。
- ・現行カリキュラムをベースとして、受講者にとって分かりやすい科目への整理を行う。
- ・介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定し、最低限の内容を網羅的に学ぶことに重点を置く。
- ・時間数については、現行の40時間に10時間を加えた、計50時間とする。
- ・学習内容の習熟度を確保するため、修了評価(1時間)の仕組みを設ける。

⇒平成27年3月までに、見直し後のカリキュラムによる指定講習事業者の指定が必要。

【現行】平成27年3月まで

科目	内容	時間
1. 老人保健福祉に関する基礎知識	老人保健福祉制度の概要	2
2. 介護と福祉用具に関する知識	介護に関する基礎知識	20
	介護技術	
	介護場面における福祉用具の活用	
3. 関連領域に関する基礎知識	高齢者等の心理	10
	医学の基礎知識	
	リハビリテーション概要	
4. 福祉用具の活用に関する実習		8
合 計		40

【見直し後】平成27年4月から

科目	科目名	時間
1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	福祉用具の役割	1
	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1
2. 介護保険制度等に関する基礎知識	介護保険制度の考え方と仕組み	2
	介護サービスにおける視点	2
3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	からだところの理解	6
	リハビリテーション	2
	高齢者の日常生活の理解	2
	介護技術	4
	住環境と住宅改修	2
4. 個別の福祉用具に関する知識・技術	福祉用具の特徴	8
	福祉用具の活用	8
5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	福祉用具の供給の仕組み	2
	福祉用具貸与計画等の意義と活用	5
6. 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	5
合 計		50

※筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施

出所)厚生労働省第 115 回介護給付費分科会「福祉用具の報酬・基準について(案)」(平成 26 年 11 月 19 日)

4.1.2 見直しに向けた課題整理

本事業において指定講習カリキュラム見直しに向けて検討が必要と考えられる課題について以下の通り抽出し、検討委員会での議論を行った。

1) 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告に対する対応

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において福祉用具貸与事業所及び、福祉用具専門相談員にとって必要な知識・対応と考えられる介護保険制度の改正（感染症や災害および認知症への対応力向上に向けた取組推進等）を整理した。検討に向けて抽出した課題は以下の通り。

図表 188 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告における課題整理

項目	記載内容(★は介護予防についても同様の措置を講ずることを指す)
1. 感染症や災害への対応力強化	(1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進 ① 感染症対策の強化 【全サービス★】 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。 ア 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施 イ その他のサービス(訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス)について、<u>委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等</u> ② 業務継続に向けた取組の強化 【全サービス★】 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、<u>業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける</u>。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。
2. 地域包括ケアシステムの推進	(1) 認知症への対応力向上に向けた取組の推進 ② 認知症に係る取組の情報公表の推進 【全サービス(介護サービス情報公表制度の対象とならない居宅療養管理指導を除く)★】 介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、<u>研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表すること</u>を求めることとする。 ④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ 【全サービス(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、<u>福祉用具</u>

項目	記載内容(★は介護予防についても同様の措置を講ずることを指す)
	<u>貸与、居宅介護支援を除く</u>)★】 <u>認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられる。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。なお、認知症基礎研修については、質を確保しつつ、e ラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。</u> (4)在宅サービスの機能と連携の強化 ⑦退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進 【居宅介護支援、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】 退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図る観点から、居宅介護支援の退院・退所加算や施設系サービスの退所時の支援に係る加算において求められる退院・退所時のカンファレンスについて、<u>退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加することを明確化する。</u>
3. 自立支援・重度化防止の取組の推進	(2)介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進 ①CHASE・VISIT 情報の収集・活用とPDCA サイクルの推進 【ア・イ:施設系サービス(介護療養型医療施設を除く)、通所系サービス★、多機能系サービス★、居住系サービス★ <u>ウ:全サービス★</u>】 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から、以下の見直しを行う。 ウ 介護関連データの収集・活用及び PDCA サイクルによる科学的介護を推進していく観点から、全てのサービス(居宅介護支援を除く)について、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。居宅介護支援については、各利用者のデータ及びフィードバック情報のケアマネジメントへの活用を推奨する。
4. 介護人材の確保・介護現場の革新	(1)介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進 ⑦ハラスメント対策の強化 【全サービス★】 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、<u>全ての介護サービス事業者は、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとする。</u> (2)テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進 <テクノロジーの活用>

項目	記載内容(★は介護予防についても同様の措置を講ずることを指す)
	<u>④会議や多職種連携における ICT の活用</u> 【全サービス★】 運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等(利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く)について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。 ア 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。 イ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
6. その他の事項	<u>①介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化</u> 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】 介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、以下の対応を行う。 ア 市町村によって事故報告の基準が様々であることを踏まえ、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、国において報告様式を作成し周知する。 イ 安全対策を恒常的なものとする観点から、施設系サービスの事業者を対象に、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めておくことを義務づける。その際、6月の経過措置期間を設けることとする。 ウ 運営基準における事故発生の防止又はその再発防止のための措置(指針の作成、安全対策委員会の設置・開催、従業員研修の実施、安全対策の担当者の設置(上記イ))が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、6月の経過措置期間を設けることとする。 エ 安全対策をより一層強化する観点から、安全対策部門を設置するとともに、外部の安全対策に係る研修を受講した安全対策の担当者を配置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることを評価する新たな加算を設ける。 <u>②高齢者虐待防止の推進</u> 【全サービス★】 障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、<u>全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。</u>その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

出所)厚生労働省社会保障審議会(介護給付費分科会)「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」(2020年12月23日(令和2年12月23日)) 抜粋

2) 「介護保険制度における福祉用具貸与販売種目のあり方に関するこれまでの議論の整理」の指摘事項

令和4年9月にまとめられた「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」のこれまでの議論の整理において、指定講習カリキュラムの見直しが必要とされている項目を整理した。検討に向けて抽出した課題は以下の通り。

図表 189 介護保険制度における福祉用具貸与販売種目のあり方に関するこれまでの議論の整理における課題整理

項目	記載内容
2 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策	(1)貸与時における福祉用具の適切な選定の促進・利用 (福祉用具の選定の判断基準(ガイドライン)) ○ 平成 16 年度に策定された「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」について、適正化の方策のために、現在の給付事例等を踏まえて、多くの関係者がより活用できるようにすることも踏まえて見直しをするべきである。 ○ 見直しの内容としては、疾病・疾患、身体機能の評価(特に転倒防止に関するアセスメントの充実)等による分類、用具別の取扱いの注意事項を明記 といった判断基準内容の事例を細分化、更には、<u>多くの関係者が選定基準を活用できる研修の実施等の意見があった。</u> ○ また、目視で確認できる破損や調整の不具合等をまとめた、種目ごとの製品チェックシート表の追加、アセスメントの時期等のチェック項目など、利用者にとっても適切な利用につながるようなものへの見直しについての意見もあった。
2 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応	(1)福祉用具利用による事故を未然に防ぐ取組の促進、事故情報等の活用 【現況】 ○ 福祉用具利用による事故を未然に防ぐため、福祉用具専門相談員は貸与時に身体状況等に応じた福祉用具の調整使用方法の指導等を行うとともに、貸与後も福祉用具の使用に関するモニタリングを実施しており、利用によって事故が生じた場合は福祉用具貸与事業所等から市町村に報告することになっている。 ○ 令和3年度の調査研究事業では、自治体や事業所等が把握している事故やヒヤリハットの内容、原因や事故防止に資する必要な情報等の整理を行い、 ・ 在宅は 介護職員等が配置されている 施設等と異なり、事故の把握が困難なこともあり、報告件数が施設での事故報告より少ない ・ <u>事業所や相談員によって、事故やヒヤリハットとして認識する範囲が異なる</u> 等の課題や指摘があったことから、用具に関する事故の報告様式案を作成 ○ また、他省庁・他団体の取組として、消費者庁や独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)において製品事故に関する注意喚起やメーカー等への対策を働きかける等の対応が行われているほか、公益財団法人テクノエイド協会では事故に至らなかったケースも含めたヒヤリハット情報等を収集し、要因分析を実施している

項目	記載内容
	【検討の方向性】 (福祉用具貸与・販売 事業所における 利用安全の促進) ○ 福祉用具の利用安全を促進するため、製品面の安全性を確保することに加え、利用者が使用方法を適切に理解することも必要であることから、福祉用具貸与・販売貸与・販売事業所において、<u>防止のための支援の実施や、ヒヤリハットや事故情報を積極的に把握するための取組を促進するべきである。</u> ○ 具体的には、事故、ヒヤリハットの有無の確認記録があるモニタリングシート等の活用状況を介護サービス情報公表システムで項目化、共通化された報告様式の整理・活用、転倒に関するリスクアセスメントの強化、使用状況等の客観的なデータ使用を確認できる用具の推奨、ヘルパーや家族等による事故情報等の発信の必要性、<u>ヒヤリハットを予防するための研修の構築・実践等の意見があった。</u> (2)サービスの質の向上に資する福祉用具専門相談員等に係る取組 【現況】 ○ 福祉用具貸与計画は、利用者の状態に応じた福祉用具の選定や介護支援専門員等との他職種連携を強化するため、利用者ごとに作成の上、介護支援専門員への交付が義務化されているが、<u>より PDCA サイクルに即した支援を実施するため、これまでの調査研究事業により、計画書等に記載情報を整理し、計画作成時の評価視点、記載の基準、書式の標準化に向け、計画書等の様式例の改訂案が作成された。</u> ○ 他職種連携については、従来より、サービス担当者会議に加え、必要に応じて介護支援専門員等に報告等を行っていたが、平成 30 年度の上記計画の交付義務化に加え、令和3年度介護報酬改定では、居宅介護支援の退院・退所加算等に福祉用具専門相談員等の関係職種の関与を明示した。 ○ 福祉用具専門相談員の知識・技能の向上について、現在、福祉用具貸与事業所に従事している福祉用具専門相談員のうち、<u>都道府県が指定する者が実施する講習カリキュラム(介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定し、最低限の内容を網羅的に学ぶことに重点を置く)を受講した者が約8割となっている。</u> ○ 更に、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識が求められることから、事業所における研修機会の確保について規定しているほか、相談員が福祉用具に関する必要な知識の修得及び能力の向上等の自己研鑽を常に行う努力義務を課している。 【検討の方向性】 (福祉用具の提供における PDCA サイクルに基づく支援の提供) ○ ケアプランや福祉用具貸与計画の作成、サービス提供、福祉用具の使用に関するモニタリング、メンテナンス、提供されるサービスのチェック、適正な評価等を通じて PDCA サイクルを行う仕組みを構築することが重要である。 ○ 具体的には、福祉用具貸与計画に加えて<u>福祉用具の使用に関するモニタリング書式も充実等の上、評価項目、評価基準の作成、経験が浅い福祉用具専門相談</u>

項目	記載内容
	<u>員や介護支援専門員が参考にできる評価のポイントやプロセスの要点等を整理すべきとの意見があった。</u> ○ 更に、多職種連携における PDCA サイクルについて、現在の状況を検証、状態に変化が見られた場合等に、主治医やリハビリテーション専門職等が専門的な視点に基づいて評価を行う仕組みを創設するなど、<u>医療職等も含めた多職種連携（チームケア）の効果的な実施を促進すべきである。</u> ○ また PDCA サイクル等について、新たな制度の創設ではなく、既に地域で構築されている多職種連携、地域見守りネットワークを活用しながら、福祉用具専門相談員が積極的に関与できるようにするなど、保険者が関与した地域の取組の強化を進めるべき等の意見もあった。 （指定講習カリキュラム、現に従事している福祉用具専門相談員への研修について） ○ 制度の知識、商品の知識、事故情報等々を常に最新のものを熟知する必要があるため、利用安全等に関する指定講習カリキュラムの見直しに加え、現に従事している福祉用具専門相談員への講習等の促進についても検討を進める必要がある。 ○ 現に従事している福祉用具専門相談員に対する研修促進の具体的な意見としては、定期的な研修機会の確保や充実化、一定期間毎の講習受講の義務づけ、福祉用具専門相談員の更新制等の意見があった。加えて、これらの研修の実施にあたっては、地域の保険者が支援・協力することが有益であること、各種団体が既に取り組んでいる現に従事している者向けの研修について、団体における更なる取組の促進についての意見もあった。 ○ また、福祉用具専門相談員に必要な具体的な講習・研修の内容として、新製品を含む多様な福祉用具に関する知識、的確なアセスメント能力、利用者・家族とのコミュニケーション能力、サービス担当者会議での提案等の能力、介護・ケアマネジメントの向上に対する知識や技術等があげられており、座学のみならず、実地研修も不可欠等の意見があった。 ○ 更に、指定講習カリキュラムにおいては、福祉用具の活用（8時間）について、種目別の事故、リスクマネジメント、事故発生の事例や転倒リスク等の講義・演習の追加が考えられるとの意見があった。

出所)厚生労働省介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方に関するこれまでの議論の整理」(2022年9月14日(令和4年9月14日)) 抜粋

3) 平成 27 年以降の介護保険制度の改正等を踏まえた対応

平成 27 年度以降、指定講習カリキュラムの見直しが実施されていないことを踏まえ、対応すべき改正等を整理した。検討に向けて抽出した課題は以下の通り。

図表 190 平成 27 年度以降の介護保険制度の改正等

改正等の時期	主な内容
平成 30 年 4 月	貸与件数が月平均 100 件以上の商品について、貸与価格の上限設定を実施(上限価格を超える貸与については、給付対象としない)
	福祉用具の選定において、複数提案を導入(同一種目において機能や価格の異なる複数の福祉用具に関する情報提供等を提供)
	福祉用具貸与・販売計画書のケアマネジャーへの交付を義務化
平成 30 年 10 月	貸与件数が月平均 100 件以上の商品について、貸与価格の上限設定を実施
令和 4 年 4 月 1 日	特定福祉用具販売の対象種目に「排泄予測支援機器」が追加
令和 6 年 4 月 1 日 (予定)	一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制が導入される予定。

4) その他

社会環境の変化等、上記以外の検討課題は以下の通り。

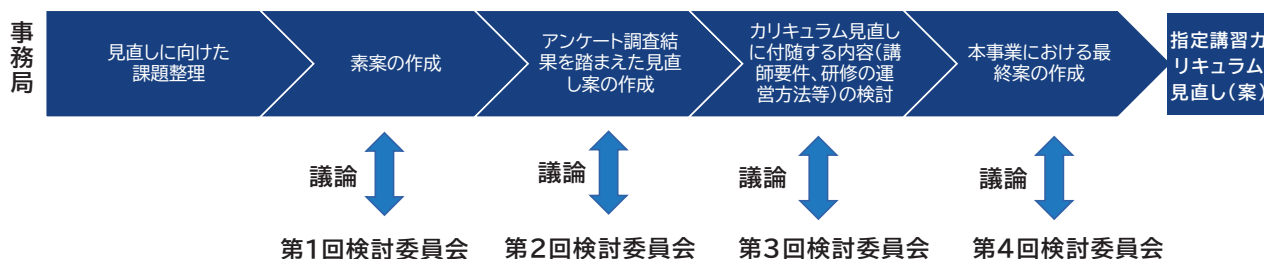
図表 191 その他の検討課題

課題	検討すべき内容
軽度者(要介護1・要支援)の福祉用具利用者数が増加傾向にある	自立支援に向けた「介護予防福祉用具貸与」の重要性が高まっている。
福祉用具貸与において選択できる商品数が増加している	福祉用具専門相談員として、多くの商品の中から、利用者の状態等を踏まえた適切な福祉用具の選定・提案を行うための知識が必要である。
テクノロジーの発展により、給付対象種目の追加や機能の拡充(自動制御機能等)が進んでいる	福祉用具専門相談員として、給付対象となる福祉用具の種目や商品の機能等、基礎知識として理解しておく必要がある。

4.1.3 検討フロー

現行の指定講習カリキュラムを基に、社会課題の変化や福祉用具専門相談員に求められる役割等を踏まえ、指定講習事業者における実態及び課題、福祉用具貸与事業所での教育の実態及び課題等も把握し、以下のフローで指定講習カリキュラムの見直し(案)の作成を行った。

図表 192 検討フロー



4.1.4 見直しにあたっての方針・目的

指定講習カリキュラムの見直しに当たっては、①平成27年度以降の介護保険制度の改正(感染症や災害および認知症への対応力向上に向けた取組推進等)や、②社会環境の変化、③あり方検討会・審議会での付記事項(安全利用促進に向けた福祉用具専門相談員の知識・技術の向上と、多職種協働に向けた福祉用具専門相談員の役割の変化)を反映することを基本方針とした。こうした環境変化は福祉用具専門相談員の役割の増大と捉え、知識・技術の向上と、多職種協働の中での役割を発揮できることを目的とした。

検討委員会での議論を基に、現行の指定講習カリキュラムの位置づけ・基本的な考え方については踏襲し、制度改正や社会課題の変化等を踏まえ、学ぶべき項目の追加や時間配分の見直し、受講方法等について検討していくこととした。受講者については、介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定し、介護保険制度によるサービス提供を行う専門職として、基本的な知識・技術を網羅的に学ぶことに重点を置くこととした。

更に、指定講習カリキュラムは、「基本的な知識・能力」について修得する位置づけと考え、「基本的な知識・能力」を修得した上で、各事業所におけるOJTなどを通じ、福祉用具専門相談員として継続的な知識・技術を修得し、継続的なスキルアップに繋がられるよう、カリキュラムの内容に加えることとした。

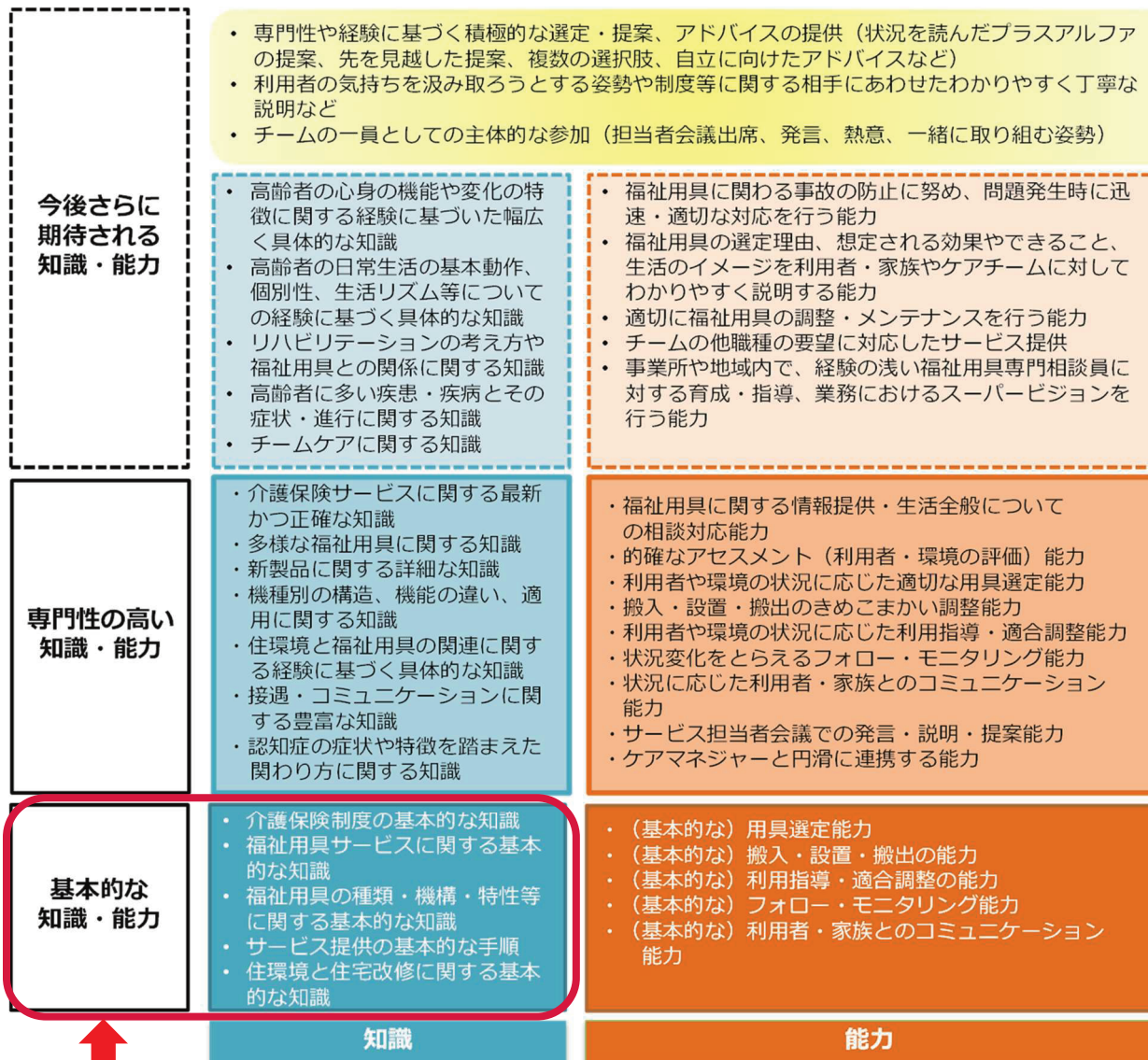
図表 193 本事業の見直しにあたっての方針(検討委員会での主なご意見)

- ・ カリキュラムの見直しにおいて、専門職の範疇で読み込める内容に留めるのか、それを超えて新しい内容を付加するのかが検討の条件になる。
- ・ 指定講習の受講者は全くこの分野を知らない方が多い。わずか50時間程度の研修で福祉用具専門相談員としての最終形までもっていくというのは現実的ではない。
- ・ 指定基準に書かれているようなプロセスをどのように新任に教えるか、その先は社員教育の中でどれだけ補完していくかだと思う。指定基準の中でモニタリングやPDCAの評価などを福祉用具専門相談員としてどのように進めていくのかというところを丁寧に説明し、そこから先は社員教育

の中でどうしていくのかを整理した方が良いのではないか。

- ・ 福祉用具専門相談員指定講習は、初めて業務に就く人、あるいは他業種の人や学生らが受講することも考えて、ファーストステップという位置づけとする。業務に就いた後に「自己研鑽の努力義務」があることなど、福祉用具専門相談員の役割を知ってもらうことが基本と考える。

図表 194 指定講習カリキュラムの位置づけ



本事業にて検討すべき対象
指定講習カリキュラムの位置づけ

出所)「専門的知識を有する福祉用具専門相談員の養成に向けた研修内容に関する調査研究事業」(平成 26 年度老健事業 一般社団法人日本福祉用具供給協会)より図抜粋

4.2 カリキュラム見直し(案)

本事業を通じて取りまとめた指定講習カリキュラム見直し(案)は以下の通り。

図表 195 指定講習カリキュラム見直し(案)(概要)

科目	形式	時間数
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		2時間
福祉用具の役割	講義	(1時間)
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	講義	(1時間)
2 介護保険制度等に関する基礎知識		4時間
介護保険制度等の考え方と仕組み	講義	(2時間)
介護サービスにおける視点	講義	(2時間)
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識		16.5時間
からだところの理解	講義	<u>(6.5時間)</u>
リハビリテーション	講義	(2時間)
高齢者の日常生活の理解	講義	(2時間)
介護技術	講義・ <u>演習</u>	(4時間)
住環境と住宅改修	講義・ <u>演習</u>	(2時間)
4 個別の福祉用具に関する知識・技術		17.5時間
福祉用具の特徴	講義・ <u>演習</u>	(8時間)
福祉用具の活用	<u>講義</u> ・演習	(8時間)
<u>福祉用具の安全利用とリスクマネジメント</u>	講義・ <u>演習</u>	<u>(1.5時間)</u>
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・総合演習		13時間
福祉用具の供給とサービスの仕組み	講義	<u>(3時間)</u>
福祉用具による <u>支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用</u>	講義・ <u>演習</u>	<u>(10時間)</u>

53時間

※現行カリキュラムからの変更点は下線・太字の箇所である

図表 196 指定講習カリキュラム見直し(案)(詳細)

※新たに追記・修正した内容は下線・太字の箇所である

科目	目的	到達目標	内容
1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割			
福祉用具の役割 【講義】 (1時間)	福祉用具の定義と、高齢者等の暮らしを支える上で果たす役割を理解する。	- 福祉用具の定義について、<u>介護予防</u>と自立支援の考え方を踏まえて概説できる。 - 福祉用具の種類を概説できる。 - 高齢者等の暮らしを支える上で福祉用具の果たす役割をイメージできる。	○福祉用具の定義と種類 - 介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類 <u>※福祉用具の対象種目については、最新の情報を踏まえた講義内容とする。</u> ○福祉用具の役割 - 利用者の日常生活動作(ADL)等の改善 <u>・介護予防</u> <u>・自立支援</u> ・介護負担の軽減 ○福祉用具の利用場面 ※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 【講義】 (1時間)	- 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割を理解し、<u>高齢者等を支援する専門職であることを認識する。</u> - 福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性を理解する。	- 福祉用具による支援の手順に沿って、福祉用具専門相談員の役割を列挙できる。 - 介護保険制度の担い手として職業倫理の重要性を理解し、<u>サービス事業者としての社会的責任について留意点を列挙できる。</u>	○介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割 ○福祉用具専門相談員の<u>業務内容</u> - 福祉用具による支援(利用目標や選定の援助、<u>福祉用具貸与計画等の作成</u>、使用方法の指導、機能等の点検等) ○福祉用具専門相談員の<u>職業倫理と介護サービス事業者としての責務</u> <u>・指定基準(人員基準・設備基準・運営基準)</u> <u>・介護サービス事業者としての社会的責任(法令順守、継続的なサービス提供体制の確保と業務継続計画等)</u> <u>・地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携とチームアプローチ</u> ・福祉用具専門相談員の倫理(法令順守、守秘義務、<u>説明責任</u>、利用者本位、専門性の向上、<u>社会貢献</u>等) <u>・自己研鑽の努力義務(必要な知識及び技能の修得、維持及び向上)</u>

科目	目的	到達目標	内容
2. 介護保険制度等に関する基礎知識			
介護保険制度等の考え方と仕組み 【講義】 (2時間)	・ 介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを理解する。 ・ 地域包括ケアに係る関連施策について理解し、福祉用具専門相談員はその担い手の一員であることを自覚する。 ・ 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について理解する。	・ 介護保険制度等の理念、給付や認定の方法及び介護サービスの種類・内容を列挙できる。 ・ 地域包括ケアの理念を概説できる。 ・ 地域包括ケアの構成要素と、支える主体を列挙できる。 ・ 地域ケア会議の役割・機能を概説できる。 ・ 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を列挙できる。	○介護保険制度等の目的と仕組み ・ 介護保険法の理念(尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等) ・ 介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) ・ 介護サービスの種類と内容 <u>※最新の情報を踏まえたものとする。</u> ・ <u>介護サービスのテクノロジー活用推進の動向(科学的介護情報システム等)</u> ・ 高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度(障害者総合支援法等)の概要 ○地域包括ケアの考え方 ・ 地域包括ケアの理念(住み慣れた地域での生活の継続、包括的な支援等) ・ 構成要素(医療・介護・予防・住まい・生活支援)と多様な支え方(自助・互助・共助・公助) ・ 地域ケア会議の役割・機能 ・ 医療・介護に関わる各専門職の役割
介護サービスにおける視点 【講義】 (2時間)	・ 介護サービスを提供するにあたって基本となる視点を修得する。 ・ ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具に係るサービスの位置付けや多職種連携の重要性を理解する。	・ 利用者の人権と尊厳を保持した関わりを<u>持つ上で配慮すべき点を列挙</u>できる。 ・ ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を概説できる。 ・ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を概説できる。 ・ 国際生活機能分類(ICF)の考え方を概説できる。	○人権と尊厳の保持 ・ プライバシー保護、ノーマライゼーション、クオリティオブライフ(QOL) ・ <u>虐待防止(早期発見の努力義務、発見から通報までの流れ)</u> ・ <u>身体拘束禁止と緊急やむを得ない場合の対応</u> ○ケアマネジメントの考え方 ・ ケアマネジメントの意義・目的(人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現) ・ ケアマネジメントの手順(アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング) ・ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性 ・ 介護予防の目的と視点 ・ 国際生活機能分類(ICF)の考え方

科目	目的	到達目標	内容
			・多職種連携の目的と方法(介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議、 <u>退院退所前カンファレンス等における医療・介護職からの情報収集や連携の具体例</u>)
3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知識			
からだところの理解 【講義】 (6.5 時間)	・高齢者等の心身の特徴と日常生活上の留意点を理解する。 ・認知症に関する基本的な知識を踏まえ、認知症高齢者との関わり方を理解する。 ・<u>感染症に関する基本的な知識を踏まえ、必要となる感染症対策を理解する。</u>	・加齢に伴う心身機能の変化の特徴を列挙できる。 ・高齢者に多い疾病の種類と症状を列挙できる。 ・認知症の症状と心理・行動の特徴を理解し、<u>認知症ケアの実践に必要な基礎的事項を概説できる。</u> ・<u>主な感染症と感染症対策の基礎的事項、罹患した際の対応を概説できる。</u>	○加齢に伴う心身機能の変化の特徴 ・身体機能の変化の特徴(筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防衛反応の低下、廃用症候群等) ・<u>フレイルと健康寿命</u> ・心理機能の変化の特徴(喪失体験、環境への不適応等) ・<u>介護保険に定める特定疾病</u> ○認知症の人の理解と対応 ・<u>認知症の人を取り巻く状況</u> ・<u>認知症ケアの基礎となる理念や考え方</u> ・認知症の症状 ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応 ○<u>感染症と対策</u> ・<u>感染症の種類、原因と経路</u> ・<u>基本的な感染症対策と罹患した際の対応</u>
リハビリテーション 【講義】 (2時間)	・リハビリテーションの考え方を理解する。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性を理解する。	・リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性と、リハビリテーションに関わる専門職との連携におけるポイントを列挙できる。	○リハビリテーションの基礎知識 ・リハビリテーションの考え方と内容 ・リハビリテーションに関わる専門職の役割 ○リハビリテーションにおける福祉用具の役割 ・リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類と内容 ・リハビリテーション専門職との連携
高齢者の日常生活の理解 【講義】 (2時間)	・高齢者等の日常生活の個性や家族との関係など、生活全般を捉える視点を<u>修得する。</u>	・日常生活には個性があることを理解し、生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等を列挙できる。	○日常生活について ・生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等 ○基本的動作や日常生活動作(ADL)の考え方

科目	目的	到達目標	内容
	基本的動作や日常生活動作(ADL)・手段的日常生活動作(IADL)の考え方、日常生活を通じた介護予防の視点を理解する。	- 基本的動作や日常生活動作(ADL)・手段的日常生活動作(IADL)の種類を列挙できる。 - 自宅や地域での日常生活を通じた介護予防を列挙できる。	- 基本的動作の種類と内容(寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等) - 日常生活動作(ADL)、手段的日常生活動作(IADL)の種類と内容 - 自宅や地域での日常生活を通じた介護予防
介護技術 【講義・演習】 (4時間)	日常生活動作ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合にあたって着目すべき動作のポイントを理解する。	- 日常生活動作(ADL)に関連する介護の意味と手順について列挙できる - 各介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割を列挙できる。	○日常生活動作(ADL)(※)における基本的な介護技術 ・介護を要する利用者の状態像 ・日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具 ※食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動・移乗、コミュニケーションなど
住環境と住宅改修 【講義・演習】 (2時間)	- 高齢者の住まいにおける課題や住環境の整備の考え方を理解する。 - 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。	- 高齢者の住まいの課題を列挙できる。 - 住環境の整備のポイントを列挙できる。 - 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを概説できる。	○高齢者の住まい ・住宅構造・間取り・設備の種類等の高齢者の住まいにおける課題 ○住環境の整備 ・住環境整備の考え方 ・基本的な整備のポイント(トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取付け等) ○介護保険制度における住宅改修 ・住宅改修の目的、範囲、手続きの手順等
4. 個別の福祉用具に関する知識・技術			
福祉用具の特徴 【講義・演習】 (8時間)	- 福祉用具の種類、機能及び構造を理解する。 - 基本的動作や日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴を理解する。	- 福祉用具の種類、機能及び構造を概説できる。 - 基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の関わりや福祉用具の特徴を列挙できる。	○福祉用具の種類、機能及び構造 ※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具及びテクノロジーを活用した機能を有する福祉用具等、最新の情報を踏まえた講義内容とする。 ○基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴

科目	目的	到達目標	内容
福祉用具の活用 【講義・演習】 (8時間)	- 福祉用具の基本的な選定・適合技術を修得する。 - 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を修得する。	- 各福祉用具の選定・適合を行うことができる。 - 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を概説できる。	○各福祉用具の選定・適合技術 ・福祉用具の選定・適合の視点と実施方法 ・福祉用具の組み立て・使用方法 ○高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法
福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 【講義・演習】 (1.5 時間)	- 福祉用具を安全に利用する上で必要となるリスクマネジメントの重要性を理解する。 - 福祉用具事故・ヒヤリハットに関する情報収集の方法や事故報告の流れを理解する。	- 福祉用具利用のリスクマネジメントについて理解し、事故防止の取組や事故発生時の対応について概説できる。 - 福祉用具を安全に利用する上での留意点を理解し、重大事故や利用時に多いヒヤリハットを例示できる。	○福祉用具利用安全に関わる情報収集の重要性と具体的方法 ・消費生活用製品安全法における重大事故の報告義務 ・重大事故の情報収集、ヒヤリハット情報収集 ○福祉用具事業者の事故報告義務 ・事故報告の仕組みと事故報告様式 ・事故要因分析と再発防止策 ○危険予知とリスクマネジメントの取組 ・福祉用具を安全に利用する上での留意点(誤った使用方法、典型的な事故や重大事故) ・様々な福祉用具を組み合わせ活用している等、実際の介護場面に潜む危険の予測
5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・総合演習			
福祉用具の供給とサービスの仕組み 【講義】 (3時間)	- 福祉用具の供給やサービスの流れ、及びサービス提供を行う上での留意点について理解する。 - 清潔かつ安全で正常な福祉用具を提供する意義と整備方法を理解する。	- 福祉用具の供給やサービスの流れと各段階の内容を列举できる。 - 介護保険制度等における福祉用具サービス提供時の留意点を概説できる。 - 福祉用具の整備の意義とポイントを列举できる。	○福祉用具の供給やサービスの流れ ・介護保険法における福祉用具サービスの内容(貸与・特定福祉用具販売) ・福祉用具の供給(サービス)の流れ ○福祉用具サービス提供時の留意点 ・機能や価格帯の異なる複数商品の提示、選定の判断基準、要支援・要介護1の者等への給付制限と例外給付の対応、貸与・販売の選択制対象種目への対応 ・介護施設・高齢者住宅の区分・種類に応じた福祉用具サービス提供の可否 ・介護保険制度における福祉用具サービスと補装具・日常生活用具給付制度との適応関係等 ○福祉用具の整備方法

科目	目的	到達目標	内容
			・<u>清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具提供のための消毒、保守点検等の方法と留意点</u>
福祉用具による<u>支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用</u> 【講義・演習】 (10 時間)	- 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けを理解する。 - 福祉用具貸与計画等の作成と活用方法を理解する。 - 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解する。 - モニタリングの意義や方法を理解する。 <u>福祉用具の支援プロセスにおける安全利用推進の重要性を理解する。</u> - 事例を通じて、福祉用具貸与計画等の基本的な作成と活用技術を修得し、PDCA サイクルに基づく福祉用具サービスのプロセスを理解する。	- 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けについて概説できる。 - 福祉用具貸与計画等の項目の意味と内容について概説できる。 - 福祉用具貸与計画等の<u>作成と活用における主要なポイント</u>を列挙できる。 - 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解し、概説できる。 - モニタリングの意義や方法を概説できる。 <u>福祉用具の支援プロセスにおける安全利用推進の重要性について概説できる。</u> - 福祉用具貸与計画等の作成・活用方法について、福祉用具による支援の手順に沿って列挙できる。 <u>個別の状態像や課題に応じた福祉用具による支援の実践に向</u>	○福祉用具による支援と <u>PDCA サイクルに基づく手順の考え方</u> - アセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具貸与計画等の作成・交付、適合・使用方法の説明、<u>モニタリングと記録の交付</u> - 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性 ○福祉用具貸与計画等の意義と目的 - 記録の意義・目的(サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、<u>リスクマネジメント</u>) ○福祉用具貸与計画等の記載内容 - 利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該用具を選定した理由、<u>モニタリング実施時期、その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項等)</u> ○福祉用具貸与計画等の活用方法 - 利用者・家族や多職種連携による情報共有とチームアプローチ ○モニタリングの意義と方法 - モニタリングの意義・目的 - モニタリング時における確認事項(<u>福祉用具の利用状況や安全性の確認、目標達成度の評価、貸与継続の必要性、計画変更等</u>) ○状態像に応じた福祉用具の利用事例(<u>福祉用具の組合せや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等</u>) ○事例による総合演習 - 事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計画等の作成と<u>モニタリング</u>の演習

科目	目的	到達目標	内容
	・ <u>多職種連携において福祉用具専門相談員が果たす役割を理解するとともに、継続して学習し研鑽することの重要性を認識する。</u>	<u>けて、多職種連携の重要性を理解し、福祉用具専門相談員としての目標や自己研鑽の継続課題を列举できる。</u>	・利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等の<u>わかりやすい説明</u>及びモニタリングに関するロールプレイング ※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種からの<u>情報収集等による連携の重要性</u>に対する理解が深まるものが望ましい。 <u>※講習の締め括りとしての講義・演習であることから、全体内容の振り返りとともに継続的に研鑽することの必要性を理解できることが望ましい。</u>

監修 国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野教授 東畠弘子氏

4.2.1 指定講習科目(案)

今回の見直しにおいては指定講習科目の内容のみではなく、その実施方法や時間についても見直しを実施した。特にこれまで講義のみ、演習のみとされていた科目について、講義・演習を組み合わせることで目的を踏まえた到達目標の達成、受講者の理解がより促進されると想定されるためである。演習については、実際の福祉用具を用いた実技のみに限らず、受講者同士でのディスカッション等、受講者同士、受講者と講師の相互でのやりとりによる指導を期待するものである。

図表 197 演習の実施方法・内容(例)

- 実技
 - ・実際の福祉用具を用いた操作説明、実演、など
- 個人ワーク
 - ・事例検討、など
 - ・個人ワーク後、発表の機会を設ける(講師による講評を実施する)
- グループワーク
 - ・事例検討、など
 - ・グループワーク後、発表の機会を設ける(講師による講評を実施する)
- 動画視聴
 - ・動画視聴後、個人ワークを実施し、発表の機会を設ける(講師による講評を実施する)
 - ・動画視聴後、受講者同士での意見交換・発表の機会を設ける(講師による講評を実施する)
 - ・動画受講後、講師からの問いかけによる意見交換を実施する

「到達目標」は修了評価において受講者の知識・スキルの修得度を評価するための指標であり、本事業では改めて以下の通り用語の意図を記載する。

図表 198 「到達目標」用語の意図

- 到達目標とは、各科目で求められている「目的」をどの程度達成できているかを評価するための指標であり、修了評価においてその達成度を評価する指標である。
 - 「列挙できる」とは、講義内容を知り、理解したうえで、その内容を他者に説明できることを意図している。
 - 「概説できる」とは、講義内容を知り、理解できているだけでなく、その内容の概要を整理し、他者に説明できること、または活用できることを意図している。

次頁より、科目別に本事業にて検討した見直しにあたってのポイントを整理し、指定講習事業者への講義・演習にあたっての要望事項を付記した。なお、新たに追記・修正した内容は下線・太字の箇所である。

【福祉用具と福祉用具専門相談員の役割】

① 福祉用具の役割

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 軽度者(要介護1・要支援)の福祉用具利用者数が増加傾向にあり、自立支援に向けた「介護予防福祉用具貸与」の重要性が高まっている。「福祉用具貸与」だけでなく、「介護予防福祉用具貸与」の目的や福祉用具の役割を適切に理解することが必要であるため「介護予防」「自立支援」を内容に追加した。
- ・ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売の種目・商品については追加・変更が行われる可能性があるため、指定講習事業者及び講師には常に最新の情報を基に講義をお願いしたい。

a) 時間

- ・ 1時間

b) 形式

- ・ 講義

c) 目的

- ・ 福祉用具の定義と、高齢者等の暮らしを支える上で果たす役割を理解する。

d) 到達目標

- ・ 福祉用具の定義について、介護予防と自立支援の考え方を踏まえて概説できる。
- ・ 福祉用具の種類を概説できる。
- ・ 高齢者等の暮らしを支える上で福祉用具の果たす役割をイメージできる。

e) 内容

○ 福祉用具の定義と種類

- ・ 介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類
※福祉用具の対象種目については、最新の情報を踏まえた講義内容とする。

○ 福祉用具の役割

- ・ 利用者の日常生活動作(ADL)等の改善
- ・ 介護予防
- ・ 自立支援
- ・ 介護負担の軽減

○ 福祉用具の利用場面

- ・ ※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。

② 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 貸与と販売の選択制導入にあたり、福祉用具専門相談員は多職種からの情報を適切に把握し、利用者へ説明することもこれまで以上に重要な役割となる。よって専門職として理解しておくべき事項を具体的な内容に追記した。
- ・ また、BCP(業務継続計画)が義務付けられる中、介護サービス事業者としての社会的責任、責務は重要であり、その認識を深めるために、「目的」に「高齢者等を支援する専門職であることを認識する」と位置付け、専門職としての自己研鑽、介護サービス事業者の責務・役割を追記した。地域包括ケアシステムの深化の中で、医療・介護連携とチームアプローチの必要性、重要性について講師よりご説明頂きたい。

a) 時間

- ・ 1時間

b) 形式

- ・ 講義

c) 目的

- ・ 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割を理解し、高齢者等を支援する専門職であることを認識する。
- ・ 福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性を理解する。

d) 到達目標

- ・ 福祉用具による支援の手順に沿って、福祉用具専門相談員の役割を列举できる。
- ・ 介護保険制度の担い手として職業倫理の重要性を理解し、サービス事業者としての社会的責任について留意点を列举できる。

e) 内容

- 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割
- 福祉用具専門相談員の業務内容
 - ・ 福祉用具による支援(利用目標や選定の援助、福祉用具貸与計画等の作成、使用方法の指導、機能等の点検等)
- 福祉用具専門相談員の職業倫理と介護サービス事業者としての責務
 - ・ 指定基準(人員基準・設備基準・運営基準)
 - ・ 介護サービス事業者としての社会的責任(法令順守、継続的なサービス提供体制の確保と業務継続計画等)
 - ・ 地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携とチームアプローチ
 - ・ 福祉用具専門相談員の倫理(法令順守、守秘義務、説明責任、利用者本位、専門性の向上、社会貢献等)
 - ・ 自己研鑽の努力義務(必要な知識及び技能の修得、維持及び向上)

【介護保険制度等に関する基礎知識】

③ 介護保険制度等の考え方と仕組み

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 高齢者・障害者等の支援を行うために、テクノロジーの活用の推進が行われているところであり、介護現場での活用動向について、内容に追記した。
- ・ なお、テクノロジーの活用等は日々進化しているところであるため、指定講習事業者及び講師には常に最新の情報を基に講義をお願いしたい。

a) 時間

- ・ 2時間

b) 形式

- ・ 講義

c) 目的

- ・ 介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを理解する。
- ・ 地域包括ケアに係る関連施策について理解し、福祉用具専門相談員はその担い手の一員であることを自覚する。
- ・ 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について理解する。

d) 到達目標

- ・ 介護保険制度等の理念、給付や認定の方法及び介護サービスの種類・内容を列挙できる。
- ・ 地域包括ケアの理念を概説できる。
- ・ 地域包括ケアの構成要素と、支える主体を列挙できる。
- ・ 地域ケア会議の役割・機能を概説できる。
- ・ 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を列挙できる。

e) 内容

○ 介護保険制度等の目的と仕組み

- ・ 介護保険法の理念(尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等)
- ・ 介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等)
- ・ 介護サービスの種類と内容 ※最新の情報を踏まえたものとする。
- ・ 介護サービスのテクノロジー活用推進の動向(科学的介護情報システム等)
- ・ 高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度(障害者総合支援法等)の概要

○ 地域包括ケアの考え方

- ・ 地域包括ケアの理念(住み慣れた地域での生活の継続、包括的な支援等)
- ・ 構成要素(医療・介護・予防・住まい・生活支援)と多様な支え方(自助・互助・共助・公助)
- ・ 地域ケア会議の役割・機能
- ・ 医療・介護に関わる各専門職の役割

④ 介護サービスにおける視点

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 令和3年度報酬改定では、介護サービスを提供する者として、虐待の早期発見・報告が努力義務とされている、また、身体拘束についてもその正しい理解と発見した場合の対応については、福祉用具専門相談員として知っておくべき事項であるため追加した。
- ・ また、令和3年度から退院退所前カンファレンス等への福祉用具専門相談員の参加についても、具体的に明示されたことから、医療・介護職等からどのような情報連携をすべきかなども含め、理解してもらうことが重要と考え、内容に追加した。

a) 時間

- ・ 2時間

b) 形式

- ・ 講義

c) 目的

- ・ 介護サービスを提供するに当たって基本となる視点を修得する。
- ・ ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具に係るサービスの位置付けや多職種連携の重要性を理解する。

d) 到達目標

- ・ 利用者の人権と尊厳を保持した関わりを持つ上で配慮すべき点について列挙できる。
- ・ ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を概説できる。
- ・ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を概説できる。
- ・ 国際生活機能分類(ICF)の考え方を概説できる。

e) 内容

○ 人権と尊厳の保持

- ・ プライバシー保護、ノーマライゼーション、クオリティオブライフ(QOL)
- ・ 虐待防止(早期発見の努力義務、発見から通報までの流れ)
- ・ 身体拘束禁止と緊急やむを得ない場合の対応

○ ケアマネジメントの考え方

- ・ ケアマネジメントの意義・目的(人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現)
- ・ ケアマネジメントの手順(アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング)
- ・ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性
- ・ 介護予防の目的と視点
- ・ 国際生活機能分類(ICF)の考え方
- ・ 多職種連携の目的と方法(介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議、退院退所前カンファレンス等における医療・介護職からの情報収集や連携の具体例)

【高齢者と介護・医療に関する基礎知識】

⑤ からだとこころの理解

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 令和3年度介護報酬改定では、全介護保険サービス事業者に対し、認知症基礎研修を受講させることが義務とされたが、「福祉用具貸与」は対象外とされている。しかし、福祉用具専門相談員においても認知症利用者との関わる機会は増えており、福祉用具を安全に利用いただくためにも、理解しておくべき事項である。従来からも認知症の理解と対応として取り上げてきたが、認知症ケアの基礎となる理念や考え方など、内容を追記した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の発生により、感染症対策も高齢者との関わりにおいては重要な事項である。よって、内容を追加するとともに時間を増加した。

a) 時間

- ・ 6.5 時間

b) 形式

- ・ 講義

c) 目的

- ・ 高齢者等の心身の特徴と日常生活上の留意点を理解する。
- ・ 認知症に関する基本的な知識を踏まえ、認知症高齢者との関わり方を理解する。
- ・ 感染症に関する基本的な知識を踏まえ、必要となる感染症対策を理解する。

d) 到達目標

- ・ 加齢に伴う心身機能の変化の特徴を列挙できる。
- ・ 高齢者に多い疾病の種類と症状を列挙できる。
- ・ 認知症の症状と心理・行動の特徴を把握し、認知症ケアの実践に必要な基礎的事項を概説できる。
- ・ 主な感染症と感染症対策の基礎的事項、罹患した際の対応を概説できる。

e) 内容

- 加齢に伴う心身機能の変化の特徴
 - ・ 身体機能の変化の特徴(筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防衛反応の低下、廃用症候群)
 - ・ フレイルと健康寿命
 - ・ 心理機能の変化の特徴(喪失体験、環境への不適応等)
 - ・ 介護保険に定める特定疾病
- 認知症の人の理解と対応
 - ・ 認知症の人を取り巻く状況
 - ・ 認知症ケアの基礎となる理念や考え方

- ・ 認知症の症状
- ・ 認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応
- 感染症と対策
 - ・ 感染症の種類、原因と経路
 - ・ 基本的な感染症対策と罹患した際の対応

⑥ リハビリテーション

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 見直し事項はないが、介護予防や軽度者への支援にあたり、リハビリテーション専門職等との連携は重要であるため、リハビリテーションの基礎、補装具や自助具等を含む福祉用具の役割について、指定講習事業者及び講師には、理解を促してもらいたい。

a) 時間

- ・ 2時間

b) 形式

- ・ 講義

c) 目的

- ・ リハビリテーションの考え方を理解する。
- ・ リハビリテーションにおける福祉用具の関係性を理解する。

d) 到達目標

- ・ リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。
- ・ リハビリテーションにおける福祉用具の関係性と、リハビリテーションに関わる専門職との連携におけるポイントを列挙できる。

e) 内容

- リハビリテーションの基礎知識
 - ・ リハビリテーションの考え方と内容
 - ・ リハビリテーションに関わる専門職の役割
- リハビリテーションにおける福祉用具の役割
 - ・ リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類と内容
 - ・ リハビリテーション専門職との連携

⑦ 高齢者の日常生活の理解

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 見直し事項はないが、高齢者の日々の生活とそこでの行動や、動作の状況をイメージできるようになり、必要な福祉用具の選定・提案をするための知識が必要である。自宅内での生活だけでなく、社会参加も意識し、介護予防の視点での選定・提案の基礎となる知識について、指定講習事業者及び講師から理解を促してもらいたい。

a) 時間

- ・ 2時間

b) 形式

- ・ 講義

c) 目的

- ・ 高齢者等の日常生活の個別性や家族との関係など、生活全般を捉える視点を修得する。
- ・ 基本的動作や日常生活動作(ADL)・手段的日常生活動作(IADL)の考え方、日常生活を通じた介護予防の視点を理解する。

d) 到達目標

- ・ 日常生活には個別性があることを理解し、生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等を列挙できる。
- ・ 基本的動作や日常生活動作(ADL)・手段的日常生活動作(IADL)の種類を列挙できる。
- ・ 自宅や地域での日常生活を通じた介護予防を列挙できる。

e) 内容

○ 日常生活について

- ・ 生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等

○ 基本的動作や日常生活動作(ADL)の考え方

- ・ 基本的動作の種類と内容(寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等)
- ・ 日常生活動作(ADL)、手段的日常生活動作(IADL)の種類と内容
- ・ 自宅や地域での日常生活を通じた介護予防

⑧ 介護技術

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 実際に福祉用具を見る・触るなどの機会を設けるなど、演習も組み合わせた講義を行うことで、受講者の理解促進につながると考え、形式に「演習」を追加した。
- ・ 介護を要する利用者の状態像を踏まえた利用者とのコミュニケーションや対応にあたって配慮すべき点など、受講者同士でのシミュレーションなど通じて、指定講習事業者及び講師から理解を促してもらいたい。

a) 時間

- ・ 4時間

b) 形式

- ・ 講義・演習

c) 目的

- ・ 日常生活動作ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合に当たって着目すべき動作のポイントを理解する。

d) 到達目標

- ・ 日常生活動作(ADL)に関連する介護の意味と手順について列挙できる。
- ・ 各介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割を列挙できる。

e) 内容

○ 日常生活動作(ADL)(※)における基本的な介護技術

- ・ 介護を要する利用者の状態像
- ・ 日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具

※食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動・移乗、コミュニケーションなど

⑨ 住環境と住宅改修

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 住宅改修のイメージをつかめるよう、高齢者にとっての住まいにおける課題等について受講者同士でディスカッションを行う、実際の住宅改修の事例や写真等を使用して事例検討を行うなどの演習も含められるよう、形式に「演習」を追加した。
- ・ 介護保険制度における住宅改修の制度や目的、仕組みを理解し、利用者の生活動線を踏まえた、住環境整備の基礎知識について、指定講習事業者及び講師から理解を促してもらいたい。

a) 時間

- ・ 2時間

b) 形式

- ・ 講義・演習

c) 目的

- ・ 高齢者の住まいにおける課題や住環境の整備の考え方を理解する。
- ・ 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。

d) 到達目標

- ・ 高齢者の住まいの課題を列举できる。
- ・ 住環境の整備のポイントを列举できる。
- ・ 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを概説できる。

e) 内容

- 高齢者の住まい
 - ・ 住宅構造・間取り・設備の種類等の高齢者の住まいにおける課題
- 住環境の整備
 - ・ 住環境整備の考え方
 - ・ 基本的な整備のポイント(トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取付け等)
- 介護保険制度における住宅改修
 - ・ 住宅改修の目的、範囲、手続きの手順等

【個別の福祉用具に関する知識・技術】

⑩ 福祉用具の特徴

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 福祉用具の種類や機能及び構造は日々進化していることを踏まえ、指定講習事業者及び講師には常に最新の情報を基に講義をお願いしたい。特にテクノロジーを活用した福祉用具も増えてきており、利用者が安全に使用するため、福祉用具の機能や構造による注意事項等も正しく理解し、利用者に説明できるよう、受講者同士でのシミュレーションなど通じて理解を促せるよう、形式に「演習」を追加した。
- ・ (可能であれば)実際に福祉用具を見る・触るなどの機会を設け、使用方法や留意点を理解できるとよい。

a) 時間

- ・ 8時間

b) 形式

- ・ 講義・演習

c) 目的

- ・ 福祉用具の種類、機能及び構造を理解する。
- ・ 基本的動作や日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴を理解する。

d) 到達目標

- ・ 福祉用具の種類、機能及び構造を概説できる。
- ・ 基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の関わりや福祉用具の特徴を列挙できる。

e) 内容

○ 福祉用具の種類、機能及び構造

※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具及びテクノロジーを活用した機能を有する福祉用具等、最新の情報を踏まえた講義内容とする。

○ 基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴

⑪ 福祉用具の活用

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 福祉用具の機能や構造を理解した上で、利用者の状態像を踏まえた福祉用具の選定・提案の考え方を理解する必要があるため、形式に「講義」を追加した。
- ・ (可能であれば)実際に福祉用具を見る・触るなどの機会を設け、組み立てや使用方法、誤った使用例などを体験し、留意点を理解できるとよい。

a) 時間

- ・ 8時間

b) 形式

- ・ 講義・演習

c) 目的

- ・ 福祉用具の基本的な選定・適合技術を修得する。
- ・ 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を修得する。

d) 到達目標

- ・ 各福祉用具の選定・適合を行うことができる。
- ・ 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を概説できる。

e) 内容

- 各福祉用具の選定・適合技術
 - ・ 福祉用具の選定・適合の視点と実施方法
 - ・ 福祉用具の組み立て・使用方法
- 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法

⑫ 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント <追加>

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 介護保険制度における福祉用具貸与販売種目のあり方検討会の議論において、「福祉用具利用による事故を未然に防ぐ取組の促進、事故情報等の活用」は重要な対応事項となっているため、新人の福祉用具専門相談員においても、リスクマネジメントの重要性や、事故防止と事故発生時の対応については知っておくべき事項であるため、本事業の見直しにおいて新たな科目として追加した。
- ・ 指定講習事業者及び講師には、事故・ヒヤリハットの情報収集・把握の方法や、情報を把握した後の対応・報告などの基本的なルールとともに、福祉用具の使用にあたり、種目別に起こりやすい事故を説明いただき、ヒヤリハット収集の必要性を促し、利用者や家族へ注意喚起ができるよう、事故事例や注意点を丁寧に説明頂きたい。
- ・ なお、以下のようなツールを活用した演習を行うことで、福祉用具を使用する介護現場を想像し、危険を予測する意識が醸成されることを期待する。
 - 福祉用具ヒヤリハット 研修教材(公益財団法人テクノエイド協会) など

a) 時間

- ・ 1.5時間

b) 形式

- ・ 講義・演習

c) 目的

- ・ 福祉用具を安全に利用する上で必要となるリスクマネジメントの重要性を理解する。
- ・ 福祉用具事故・ヒヤリハットに関する情報収集の方法と事故報告の流れを理解する。

d) 到達目標

- ・ 福祉用具利用のリスクマネジメントについて理解し、事故防止の取組や事故発生時の対応について概説できる。
- ・ 福祉用具を安全に利用する上での留意点を理解し、重大事故や利用時に多いヒヤリハットを例示できる。

e) 内容

- 福祉用具利用安全に関わる情報収集の重要性と具体的方法
 - ・ 消費生活用製品安全法における重大事故の報告義務
 - ・ 重大事故の情報収集、ヒヤリハット情報収集
- 福祉用具事業者の事故報告義務
 - ・ 事故報告の仕組みと事故報告様式
 - ・ 事故要因分析と再発防止策
- 危険予知とリスクマネジメントの取組
 - ・ 福祉用具を安全に利用する上での留意点(誤った使用方法、典型的な事故や重大事

故)

- ・ 様々な福祉用具を組み合わせて活用している等、実際の介護場面に潜む危険の予測

【福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・総合演習】

⑬ 福祉用具の供給とサービスの仕組み

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 実際に福祉用具を提供するための制度やサービス提供プロセスを理解し、福祉用具専門相談員によるサービス提供における必要な役割・知識を理解することが必要であるため、内容を具体的に追記した。
- ・ 介護保険制度等が複雑化しており、福祉用具の提供にあたっては複数提案や貸与・販売の選択制の導入など供給(サービス)の流れの基礎知識をしっかりと学び、理解する必要があるため、今回の見直しにおいて時間数も増加(2時間→3時間)した。
- ・ 福祉用具専門相談員にとって理解することが難しい点であり、「⑭福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用」に至る段階として、福祉用具がどのような供給・サービスであるのかの全体を把握できるよう、指定講習事業者及び講師には、受講者への理解を促してもらいたい。

a) 時間

- ・ 3時間

b) 形式

- ・ 講義

c) 目的

- ・ 福祉用具の供給やサービスの流れ、及びサービス提供を行う上での留意点について理解する。
- ・ 清潔かつ安全で正常な福祉用具を提供する意義と整備方法を理解する。

d) 到達目標

- ・ 福祉用具の供給やサービスの流れと各段階の内容を列挙できる。
- ・ 介護保険制度等における福祉用具サービス提供時の留意点を概説できる。
- ・ 福祉用具の整備の意義とポイントを列挙できる。

e) 内容

- 福祉用具の供給やサービスの流れ
 - ・ 介護保険法における福祉用具サービスの内容(貸与・特定福祉用具販売)
 - ・ 福祉用具の供給(サービス)の流れ
- 福祉用具サービス提供時の留意点

- ・ 機能や価格帯の異なる複数商品の提示、選定の判断基準、要支援・要介護1の者等への給付制限と例外給付の対応、貸与・販売の選択制対象種目への対応
 - ・ 介護施設・高齢者住宅の区分・種類に応じた福祉用具サービス提供の可否
 - ・ 介護保険制度における福祉用具サービスと補装具・日常生活用具給付制度との適応関係等
- 福祉用具の整備方法
- ・ 清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具提供のための消毒、保守点検等の方法と留意点

⑭ 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 福祉用具による支援プロセスと福祉用具貸与計画の意義や作成を受講者が理解しやすいよう、現行カリキュラムにおける「福祉用具貸与計画等の意義と活用」(講義)と「福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成」(演習)を効果的に組み合わせ、一体的に実施している事業者があった。検討委員会の議論においても、講義・演習を一体的に実施できた方が、教えやすく、受講者も理解しやすいとの意見があったところであり、本事業の見直しにおいて統合した。
- ・ 指定講習事業者及び講師においては、講義と演習を効果的に組み合わせることで、サービス提供プロセスごとに必要な視点や記録等を知り、現場での実践がイメージできるよう指導いただきたい。
- ・ また、福祉用具貸与計画等の作成に関する演習では、実際の現場で多く対応するであろう複数事例について体験することにより、福祉用具専門相談員の役割や多職種連携の重要性などを再認識できるよう指導いただくことで、指定講習の内容の振り返りとなるよう配慮いただきたい。

a) 時間

- ・ 10時間

b) 形式

- ・ 講義・演習

c) 目的

- ・ 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けを理解する。
- ・ 福祉用具貸与計画等の作成と活用方法を理解する。
- ・ 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解する。
- ・ モニタリングの意義や方法を理解する。
- ・ 福祉用具の支援プロセスにおける安全利用推進の重要性を理解する。
- ・ 事例を通じて、福祉用具貸与計画等の基本的な作成と活用技術を修得し、PDCAサイクルに基づく福祉用具サービスのプロセスを理解する。
- ・ 多職種連携において福祉用具専門相談員が果たす役割を理解するとともに、継続して学習

し研鑽することの重要性を認識する。

d) 到達目標

- ・ 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けについて概説できる。
- ・ 福祉用具貸与計画等の項目の意味と内容について概説できる。
- ・ 福祉用具貸与計画等の作成と活用における主要なポイントを列挙できる。
- ・ 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解し、概説できる。
- ・ モニタリングの意義や方法を概説できる。
- ・ 福祉用具の支援プロセスにおける安全利用推進の重要性について概説できる。
- ・ 福祉用具貸与計画等の作成・活用方法について、福祉用具による支援の手順に沿って列挙できる。
- ・ 個別の状態像や課題に応じた福祉用具による支援の実践に向けて、多職種連携の重要性を理解し、福祉用具専門相談員としての目標や自己研鑽の継続課題を列挙できる。

e) 内容

- 福祉用具による支援と PDCA サイクルに基づく手順の考え方
 - ・ アセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具貸与計画等の作成・交付、適合・使用方法の説明、モニタリングと記録の交付
 - ・ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性
- 福祉用具貸与計画等の意義と目的
 - ・ 記録の意義・目的(サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネジメント)
- 福祉用具貸与計画等の記載内容
 - ・ 利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該用具を選定した理由、モニタリング実施時期、その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項等)
- 福祉用具貸与計画等の活用方法
 - ・ 利用者・家族や多職種連携による情報共有とチームアプローチ
- モニタリングの意義と方法
 - ・ モニタリングの意義・目的
 - ・ モニタリング時における確認事項(福祉用具の利用状況や安全性の確認、目標達成度の評価、貸与継続の必要性、計画変更等)
- 状態像に応じた福祉用具の利用事例(福祉用具の組合せや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等)
- 事例による総合演習
 - ・ 事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計画等の作成とモニタリングの演習
 - ・ 利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等のわかりやすい説明

及びモニタリングに関するロールプレイング

※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種からの情報収集等による連携の重要性に対する理解が深まるものが望ましい。

※講習の締め括りとしての講義・演習であることから、全体内容の振り返りとともに継続的に研鑽することの必要性を理解できることが望ましい。

4.2.2 修了評価について

修了評価については、「全科目の修了時に、「福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針」に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価すること」とされており、その実施方法は以下の通りである。

- ・ 筆記の方法による修了評価を1時間程度実施する（修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めない）
- ・ 科目の修得度については、各科目で設ける到達目標に照らして評価を行う
- ・ 到達目標に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努める

指定講習カリキュラムは、福祉用具専門相談員に就くために学ぶ、基本的な事項を網羅するものである。従って修了評価は講義内容の修得度を確認するため、一定の評価（合格基準）は必要ではあるが、評価に達していない場合には、指定講習事業者は評価に達するよう支援が必要である。

修了評価は各科目での学びが「到達目標」に達しているかを確認するものであるため、指定講習事業者が修了評価を行う上での基準となる「到達目標」について理解が深まるよう、受講者にどこまでの知識・技術の修得度を求め、指定講習事業者としてどのように評価すべきか、検討委員会にて議論を行った。その結果を踏まえ、現行の指定講習カリキュラムで求める「到達目標」で用いられている「列举できる」「概説できる」については、アウトプットすることが重要であることを認識いただけるよう、用語の意図を改めて図表 198 のとおり整理した。

本事業で実施した指定講習事業者向け調査結果から、「到達目標」の評価方法への悩み（正しく評価できているのか）、設問が毎年同じものを使用している事業者がある、合格基準が決められておらず指定講習事業者を管轄する都道府県によって異なるなどの課題が挙げられている。これらの課題に対し、都道府県及び指定講習事業者に対し、修了評価の目的や評価の方法等、本事業で議論された内容を含め改めて周知し、理解を求めることとした。

また、評価に使用している設問については、テキストの出版社が提供しているものを使用している事業者や、毎年、事務局が各講師と作成している事業者があった。テキストの出版社についても本事業におけるカリキュラムの見直しのポイントを踏まえた更新と、修了評価の目的を理解した設問作成をお願いしたい。

¹ 「福祉用具専門相談員について」（平成 18 年 3 月 31 日付け厚生労働省老健局振興課長通知、平成 26 年 12 月 12 日最終改正）

4.2.3 講師要件の見直し(案)

指定講習事業者は、カリキュラムの内容を踏まえ、科目別に十分な知識・技術や経験に基づき、かつ当該科目のねらい等に沿って適切に講義・演習を実施できる講師を確保する必要がある。

カリキュラム見直しと併せ、改めて現行カリキュラムにおける講師要件を確認し、アンケート調査及びヒアリング調査結果を踏まえ、検討委員会で議論し、講師要件の見直し(案)を以下の通り作成した。

図表 199 指定講習の講師要件の見直し(案)

科目名	講師要件
福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
福祉用具の役割	・保健師 ・看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者(以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。) ・大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。) ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	
介護保険制度等に関する基礎知識	
介護保険制度等の考え方と仕組み	・高齢者保健福祉を担当している行政職員 ・保健師 ・看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・社会福祉士 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
介護サービスにおける視点	
高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
からだところの理解	・医師 ・保健師 ・看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・精神保健福祉士 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
リハビリテーション	・医師 ・ 看護師 ・ 理学療法士 ・作業療法士 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
高齢者の日常生活の理解	・保健師 ・看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・介護福祉士 ・介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員(以下「介護機器相談指導員」という。) ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
介護技術	
住環境と住宅改修	・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・福祉住環境コーディネーター1級・2級合格者 ・福祉用具プランナー研修修了者 ・1級・2級建築士 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
個別の福祉用具に関する知識・技術	
福祉用具の特徴	・保健師 ・看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・介護福祉士 ・福祉用具専門相談員 ・福祉用具プランナー研修修了者 ・介護機器相談指導員 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
福祉用具の活用	
福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	・ 理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・福祉用具プランナー研修修了者 ・介護機器相談指導員 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・総合演習	
福祉用具の供給とサービスの仕組み	・保健師 ・看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・介護福祉士 ・福祉用具専門相談員 ・福祉用具プランナー研修修了者 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画の作成と活用	

※下線・太字の箇所が現行からの見直し(案)

4.2.4 新旧対照表

図表 200 カリキュラムの新旧対照表

【現行の指定講習カリキュラム】

科目	形式	内容
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		
福祉用具の役割	講義	○福祉用具の定義と種類 ・介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類 ○福祉用具の役割 ・利用者の日常生活動作(ADL)等の改善 ・介護負担の軽減 ○福祉用具の利用場面 ※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	講義	○介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割 ○福祉用具専門相談員の仕事内容 ・福祉用具による支援(利用目標や選定の援助、使用方法の指導、機能等の点検等) ○職業倫理 ・福祉用具専門相談員の倫理(法令順守、守秘義務、利用者本位、専門性の向上等)
2 介護保険制度等に関する基礎知識		
介護保険制度等の考え方と仕組み	講義	○介護保険制度等の目的と仕組み ・介護保険法の理念(尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等) ・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) ・介護サービスの種類と内容 ・高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度(障害者総合支援法等)の概要 ○地域包括ケアの考え方 ・地域包括ケアの理念(住み慣れた地域での生活の継続、包括的な支援等) ・構成要素(医療・介護・予防・住まい・生活支援)と多様な支え方(自助・互助・共助・公助) ・地域ケア会議の役割・機能 ・医療・介護に関わる各専門職の役割
介護サービスにおける視点	講義	○人権と尊厳の保持 ・プライバシー保護、身体拘束禁止、虐待防止、ノーマライゼーション、エンパワメント、クオリティオブライフ(QOL) ○ケアマネジメントの考え方 ・ケアマネジメントの意義・目的(人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現) ・ケアマネジメントの手順(アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング) ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性 ・介護予防の目的と視点 ・国際生活機能分類(ICF)の考え方 ・多職種連携の目的と方法(介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議等での連携の具体例)

【カリキュラム見直し(案)】

科目	形式	内容
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		
福祉用具の役割	講義	○福祉用具の定義と種類 ・介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類 ※福祉用具の対象種目については、最新の情報を踏まえた講義内容とする。 ○福祉用具の役割 ・利用者の日常生活動作(ADL)等の改善 ・介護予防 ・自立支援 ・介護負担の軽減 ○福祉用具の利用場面 ※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	講義	○介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割 ○福祉用具専門相談員の業務内容 ・福祉用具による支援(利用目標や選定の援助、福祉用具貸与計画等の作成、使用方法の指導、機能等の点検等) ○福祉用具専門相談員の職業倫理と介護サービス事業者としての責務 ・指定基準(人員基準・設備基準・運営基準) ・介護サービス事業者としての社会的責任(法令順守、継続的なサービス提供体制の確保と業務継続計画等) ・地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携とチームアプローチ ・福祉用具専門相談員の倫理(法令順守、守秘義務、説明責任、利用者本位、専門性の向上、社会貢献等) ・自己研鑽の努力義務(必要な知識及び技能の修得、維持及び向上)
2 介護保険制度等に関する基礎知識		
介護保険制度等の考え方と仕組み	講義	○介護保険制度等の目的と仕組み ・介護保険法の理念(尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等) ・介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) ・介護サービスの種類と内容 ※最新の情報を踏まえたものとする。 ・介護サービスのテクノロジー活用推進の動向(科学的介護情報システム等) ・高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度(障害者総合支援法等)の概要 ○地域包括ケアの考え方 ・地域包括ケアの理念(住み慣れた地域での生活の継続、包括的な支援等) ・構成要素(医療・介護・予防・住まい・生活支援)と多様な支え方(自助・互助・共助・公助) ・地域ケア会議の役割・機能 ・医療・介護に関わる各専門職の役割
介護サービスにおける視点	講義	○人権と尊厳の保持 ・プライバシー保護、ノーマライゼーション、クオリティオブライフ(QOL) ・虐待防止(早期発見の努力義務、発見から通報までの流れ) ・身体拘束禁止と緊急やむを得ない場合の対応 ○ケアマネジメントの考え方 ・ケアマネジメントの意義・目的(人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現) ・ケアマネジメントの手順(アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング) ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性 ・介護予防の目的と視点 ・国際生活機能分類(ICF)の考え方 ・多職種連携の目的と方法(介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議、退院退所前カンファレンス等における医療・介護職からの情報収集や連携の具体例)

※下線・太字の箇所が現行からの見直し(案)

【現行の指定講習カリキュラム】

3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識		
からだところの理解	講義	○加齢に伴う心身機能の変化の特徴 ・身体機能の変化の特徴(筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防衛反応の低下、廃用症候群等) ・心理機能の変化の特徴(喪失体験、環境への不適応等) ○認知症の理解と対応 ・認知症の症状 ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応
リハビリテーション	講義	○リハビリテーションの基礎知識 ・リハビリテーションの考え方と内容 ・リハビリテーションに関わる専門職の役割 ○リハビリテーションにおける福祉用具の役割 ・リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類と内容 ・リハビリテーション専門職との連携
高齢者の日常生活の理解	講義	○日常生活について ・生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等 ○基本的動作や日常生活動作(ADL)の考え方 ・基本的動作の種類と内容(寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等) ・日常生活動作(ADL)、手段的日常生活動作(IADL)の種類と内容 ・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防
介護技術	講義	○日常生活動作(ADL)(※)における基本的な介護技術 ・介護を要する利用者の状態像 ・日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具 ※食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動・移乗、コミュニケーションなど
住環境と住宅改修	講義	○高齢者の住まい ・住宅構造・間取り・設備の種類等の高齢者の住まいにおける課題 ○住環境の整備 ・住環境整備の考え方 ・基本的な整備のポイント(トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取付け等) ○介護保険制度における住宅改修 ・住宅改修の目的、範囲、手続きの手順等
4 個別の福祉用具に関する知識・技術		
福祉用具の特徴	講義	○福祉用具の種類、機能及び構造 ※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具及びその他の福祉用具 ○基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴
福祉用具の活用	演習	○各福祉用具の選定・適合技術 ・福祉用具の選定・適合の視点と実施方法 ・福祉用具の組み立て・使用方法と利用上の留意点(誤った使用方法や重大事故の例示を含む) ○高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法

【カリキュラム見直し(案)】

3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識		
からだところの理解	講義	○加齢に伴う心身機能の変化の特徴 ・身体機能の変化の特徴(筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防衛反応の低下、廃用症候群等) ・フレイルと健康寿命 ・心理機能の変化の特徴(喪失体験、環境への不適応等) ・介護保険に定める特定疾病 ○認知症の人の理解と対応 ・認知症の人を取り巻く状況 ・認知症ケアの基礎となる理念や考え方 ・認知症の症状 ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応 ○感染症と対策 ・感染症の種類、原因と経路 ・基本的な感染症対策と罹患した際の対応
リハビリテーション	講義	○リハビリテーションの基礎知識 ・リハビリテーションの考え方と内容 ・リハビリテーションに関わる専門職の役割 ○リハビリテーションにおける福祉用具の役割 ・リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類と内容 ・リハビリテーション専門職との連携
高齢者の日常生活の理解	講義	○日常生活について ・生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等 ○基本的動作や日常生活動作(ADL)の考え方 ・基本的動作の種類と内容(寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等) ・日常生活動作(ADL)、手段的日常生活動作(IADL)の種類と内容 ・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防
介護技術	講義・演習	○日常生活動作(ADL)(※)における基本的な介護技術 ・介護を要する利用者の状態像 ・日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具 ※食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動・移乗、コミュニケーションなど
住環境と住宅改修	講義・演習	○高齢者の住まい ・住宅構造・間取り・設備の種類等の高齢者の住まいにおける課題 ○住環境の整備 ・住環境整備の考え方 ・基本的な整備のポイント(トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取付け等) ○介護保険制度における住宅改修 ・住宅改修の目的、範囲、手続きの手順等
4 個別の福祉用具に関する知識・技術		
福祉用具の特徴	講義・演習	○福祉用具の種類、機能及び構造 ※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具及びテクノロジーを活用した機能を有する福祉用具等、最新の情報を踏まえた講義内容とする。 ○基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴
福祉用具の活用	講義・演習	○各福祉用具の選定・適合技術 ・福祉用具の選定・適合の視点と実施方法 ・福祉用具の組み立て・使用方法 ○高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法

※下線・太字の箇所が現行からの見直し(案)

【現行の指定講習カリキュラム】

5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識		
福祉用具の供給の仕組み	講義	○福祉用具の供給の流れ ・福祉用具の製造、輸入、販売及び貸与の流れ ・介護保険法における福祉用具貸与事業の内容 ○福祉用具の整備方法 ・消毒、保守点検等
福祉用具貸与計画等の意義と活用	講義	○福祉用具による支援の手順の考え方 ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性 ・アセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具貸与計画等の作成、適合・使用方法の説明、モニタリング等 ・状態像に応じた福祉用具の利用事例(福祉用具の組合せや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等) ○福祉用具貸与計画等の意義と目的 ・記録の意義・目的(サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネジメント) ○福祉用具貸与計画等の記載内容 ・利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該用具を選定した理由その他関係者間で共有すべき情報 ○福祉用具貸与計画等の活用方法 ・利用者・家族や多職種との情報共有とチームアプローチ ○モニタリングの意義と方法 ・モニタリングの意義・目的 ・モニタリング時の目標達成度の評価・計画変更
6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習		
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	演習	○事例演習 ・事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計画等の作成の演習 ・利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等の説明及びモニタリングに関するロールプレイング ※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種との連携に対する理解が深まるものが望ましい。

【カリキュラム見直し(案)】

福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	講義・演習	○福祉用具利用安全に関わる情報収集の重要性と具体的方法 ・消費生活用製品安全法における重大事故の報告義務 ・重大事故の情報収集、ヒヤリハット情報収集 ○福祉用具事業者の事故報告義務 ・事故報告の仕組みと事故報告様式 ・事故要因分析と再発防止策 ○危険予知とリスクマネジメントの取組 ・福祉用具を安全に利用する上での留意点(誤った使用方法、典型的な事故や重大事故) ・様々な福祉用具を組み合わせて活用している等、実際の介護場面に潜む危険の予測
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・総合演習		
福祉用具の供給とサービスの仕組み	講義	○福祉用具の供給やサービスの流れ ・介護保険法における福祉用具サービスの内容(貸与・特定福祉用具販売) ・福祉用具の供給(サービス)の流れ ○福祉用具サービス提供時の留意点 ・機能や価格帯の異なる複数商品の提示、選定の判断基準、要支援・要介護1の者等への給付制限と例外給付の対応、貸与・販売の選択制対象種目への対応 ・介護施設・高齢者住宅の区分・種類に応じた福祉用具サービス提供の可否 ・介護保険制度における福祉用具サービスと補装具・日常生活用具給付制度との適応関係等 ○福祉用具の整備方法 ・清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具提供のための消毒、保守点検等の方法と留意点
福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用	講義・演習	○福祉用具による支援とPDCAサイクルに基づく手順の考え方 ・アセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具貸与計画等の作成・交付、適合・使用方法の説明、モニタリングと記録の交付 ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性 ○福祉用具貸与計画等の意義と目的 ・記録の意義・目的(サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネジメント) ○福祉用具貸与計画等の記載内容 ・利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該用具を選定した理由、モニタリング実施時期、その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項等) ○福祉用具貸与計画等の活用方法 ・利用者・家族や多職種連携による情報共有とチームアプローチ ○モニタリングの意義と方法 ・モニタリングの意義・目的 ・モニタリング時における確認事項(福祉用具の利用状況や安全性の確認、目標達成度の評価、貸与継続の必要性、計画変更等) ○状態像に応じた福祉用具の利用事例(福祉用具の組合せや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等) ○事例による総合演習 ・事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計画等の作成とモニタリングの演習 ・利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等のわかりやすい説明及びモニタリングに関するロールプレイング ※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種からの情報収集等による連携の重要性に対する理解が深まるものが望ましい。 ※講習の締め括りとしての講義・演習であることから、全体内容の振り返りとともに継続的に研鑽することの必要性を理解できることが望ましい。

※下線・太字の箇所が現行からの見直し(案)

図表 201 科目・時間の新旧対照表

【現行の指定講習カリキュラム】		【指定講習リキュラム見直し(案)】	
科目	時間数	科目	時間数
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	2時間	1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	2時間
福祉用具の役割	(1時間)	福祉用具の役割	(1時間)
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	(1時間)	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	(1時間)
2 介護保険制度等に関する基礎知識	4時間	2 介護保険制度等に関する基礎知識	4時間
介護保険制度等の考え方と仕組み	(2時間)	介護保険制度等の考え方と仕組み	(2時間)
介護サービスにおける視点	(2時間)	介護サービスにおける視点	(2時間)
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	16時間	3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	16.5時間
からだところの理解	(6時間)	からだところの理解	(6.5時間)
リハビリテーション	(2時間)	リハビリテーション	(2時間)
高齢者の日常生活の理解	(2時間)	高齢者の日常生活の理解	(2時間)
介護技術	(4時間)	介護技術	(4時間)
住環境と住宅改修	(2時間)	住環境と住宅改修	(2時間)
4 個別の福祉用具に関する知識・技術	16時間	4 個別の福祉用具に関する知識・技術	17.5時間
福祉用具の特徴	(8時間)	福祉用具の特徴	(8時間)
福祉用具の活用	(8時間)	福祉用具の活用	(8時間)
		福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	(1.5時間)
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	7時間	5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・ 総合演習	13時間
福祉用具の供給の仕組み	(2時間)	福祉用具の供給とサービスの仕組み	(3時間)
福祉用具貸与計画等の意義と活用	(5時間)		
6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	5時間	福祉用具による 支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用	(10時間)
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	(5時間)		
50時間		53時間	

※下線・太字の箇所が現行からの見直し(案)

図表 202 講師要件の新旧対照表

【現行の講師要件】		【講師要件の見直し(案)】	
科目	講師の要件	科目名	講師要件
福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤福祉用具専門相談員 ⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者(以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。) ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。) ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	・保健師 ・看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者(以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。) ・大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。) ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理		福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	
介護保険制度等に関する基礎知識		介護保険制度等に関する基礎知識	
介護保険制度等の考え方と仕組み	①高齢者保健福祉を担当している行政職員 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧介護支援専門員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	介護保険制度等の考え方と仕組み	・高齢者保健福祉を担当している行政職員 ・保健師 ・看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・社会福祉士 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
介護サービスにおける視点		介護サービスにおける視点	
高齢者と介護からだとこころの理解	医療に関する基礎知識 ①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥精神保健福祉士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	高齢者と介護からだとこころの理解	医療に関する基礎知識 ・医師 ・保健師 ・看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・精神保健福祉士 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
リハビリテーション	①医師 ②理学療法士 ③作業療法士 ④大学院等教員 ⑤前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	リハビリテーション	・医師 ・ 看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
高齢者の日常生活の理解	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員(以下「介護機器相談指導員」という。) ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	高齢者の日常生活の理解	・保健師 ・看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・介護福祉士 ・介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員(以下「介護機器相談指導員」という。) ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
介護技術		介護技術	
住環境と住宅改修	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住環境コーディネーター1級・2級合格者 ⑤福祉用具プランナー研修修了者 ⑥1級・2級建築士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	住環境と住宅改修	・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・福祉住環境コーディネーター1級・2級合格者 ・福祉用具プランナー研修修了者 ・1級・2級建築士 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
個別の福祉用具に関する知識・技術		個別の福祉用具に関する知識・技術	
福祉用具の特徴	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧介護機器相談指導員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	福祉用具の特徴	・保健師 ・看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・介護福祉士 ・福祉用具専門相談員 ・福祉用具プランナー研修修了者 ・介護機器相談指導員 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
福祉用具の活用		福祉用具の活用	
福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識		福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・福祉用具プランナー研修修了者 ・介護機器相談指導員 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
福祉用具の供給の仕組み	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・総合演習	
福祉用具貸与計画等の意義と活用		福祉用具の供給とサービスの仕組み	・保健師 ・看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・介護福祉士 ・福祉用具専門相談員 ・福祉用具プランナー研修修了者 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
福祉用具の利用の支援に関する総合演習		福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画の作成と活用	
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者		

※下線・太字の箇所が現行からの見直し(案)

4.2.5 効果的な運営に向けた実施方法等について

前回見直しが実施された平成 27 年度以降、WEB 会議システムの充実や新型コロナウイルス感染症の流行により各種研修会や講習会等、オンラインで実施する機会が増加した。

本事業で実施した指定講習事業者向けアンケート調査でも一部の指定講習事業者で講義科目を中心にオンラインで実施していることがわかった。また、福祉用具専門相談員(教育指導担当)向けのアンケート調査でも回答者の約半数が「オンラインがよい」と回答し、ヒアリング調査の中でも受講者の移動負担等を理由にオンライン開催を希望する意見があった。一方、オンラインではあまり質問等もできないのではないか、知識だけでなく同業者との関係性の構築、実際に福祉用具に触れて実技・演習ができる等の付加価値がある等、集合型の有用性についても確認できたところである。

令和5年 12 月 21 日に発出された事務連絡「福祉用具専門相談員指定講習の実施に係るオンラインの活用について」(厚生労働省老健局高齢者支援課)では、「福祉用具専門相談員指定講習に関し、講習の受講はもとより、受講の申込みや修了証の発行等の講習に係る手続きについても、ICT 等を活用してオンラインで実施することは差し支えない。」とされている。

これらを踏まえ、運営方法については、集合型か、オンラインかのいずれかではなく、受講者の受講負担の軽減も考慮しつつ、福祉用具専門相談員として必要な知識・能力を備えることができる開催方法を指定講習事業者には選択いただき、修了評価等を通じて確認いただきたい。なお、アンケート調査及びヒアリング調査で把握したオンラインで行う際のポイント(例)を以下の通り整理した。

図表 203 オンラインで行う際のポイント(例)

【事前準備】

- ・ 受講者の中にはオンラインでの操作等に不慣れな方もいるため、事前にオリエンテーションの日を設けて基本操作の練習をしてもらう
- ・ 事前に紙ベースの資料を配布しておく
- ・ オンライン上にブレイクアウトルームを用意して意見交換出来るように準備しておく。

【講義・演習について】

- ・ 対面開催時にグループ内の顔合わせを行い、グループワークがスムーズに進むようにする
- ・ オンライン上では福祉用具に触れられない分、多くの動画を用意し広く知識を修得できるようにする
- ・ カメラ越しにできることは講師がやって見せて、実際に受講者にも画面越しにやってもらう

5. 本事業のまとめ、今後の課題

5.1 本事業のまとめ

(1) 本事業における指定講習カリキュラムの見直しについて

本事業では初めに平成 27 年度以降、見直しが実施されていない指定講習カリキュラムについて、近年の介護保険制度の改正や社会環境の変化等、現行カリキュラムに含まれていないが、福祉用具専門相談員として理解しておくべき制度やスキル等について幅広く情報収集を行い、指定講習カリキュラムの見直しが必要な点や、追加すべき項目等について素案を作成し、検討委員会で議論いただいた。新たに追加・修正すべき内容は福祉用具専門相談員として理解しておくべき事項であるが、福祉用具専門相談員に求められる知識・スキルは幅広く、本事業においてどこまでの範囲を見直すべきか、検討委員会でも様々な意見が挙げられた。更に、現行の指定講習カリキュラムに対し、科目や指導内容の追加を行うことで、時間数の増加、新たな講師の確保等が必要になることが想定され、指定講習事業者、受講者いずれにとっても負担の大きい見直しになることへ懸念する声もあった。

アンケート調査、ヒアリング調査による現場の実態も踏まえ、指定講習カリキュラムの見直しにあたり、現行の指定講習カリキュラムの位置づけ・基本的な考え方については踏襲し、かつ、介護分野の知識・技術を持たない受講者が、介護保険制度によるサービス提供を行う専門職として、基本的な知識・技術を網羅的に学ぶカリキュラムとすることとした。本事業で実施した指定講習カリキュラムの見直しの状況は以下の通りである。

図表 204 本事業における指定講習カリキュラムの見直しの概要

	内容
見直しの方針	介護分野の知識・技術を持たない受講者が、介護保険制度によるサービス提供を行う専門職として、基本的な知識・技術を網羅的に学ぶカリキュラムとする。
科目	現行カリキュラムの科目、構成を踏襲。一部、以下の見直しを実施。 追加：⑫ 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント(1.5 時間、講義・演習) ➤ 福祉用具貸与・販売の選択制導入もあり、福祉用具の安全利用とリスクマネジメントは全ての福祉用具専門相談員が理解しておくべきであるため追加した 統合：⑭ 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用(10 時間、講義・演習) ➤ 福祉用具による支援プロセスと福祉用具貸与計画の意義や作成を受講者が理解しやすいよう、現行カリキュラムにおける「福祉用具貸与計画等の意義と活用」(講義)と「福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成」(演習)を統合した。
形式	講義・演習を組み合わせることで目的を踏まえた到達目標の達成、受講者の理解がより促進されると想定される科目について、「講義」または「演習」を追加。

	➤ 「講義」を追加：⑩福祉用具の活用 ➤ 「演習」を追加：⑧介護技術、⑨住環境と住宅改修、⑩福祉用具の特徴
目的、到達目標	現行の科目については内容の見直しを踏まえ、目的・到達目標の見直し(表現を含む)を実施。修了評価での確認事項となるため、「列挙できる」「概説できる」のようなアウトプットできるものを「到達目標」としており、修了評価にて目的の達成状況を把握いただきたい。
内容	見直しに向けた課題整理を基に、検討委員会での議論も踏まえ基礎的な知識・技術として学ぶべき事項に絞って内容を見直し・拡充。 詳細は「4.2 カリキュラム見直し(案)」を参照。
修了評価	現行カリキュラムを踏襲。 但し、指定講習事業者には到達目標の達成状況を確認できるよう、修了評価の設問づくりや、合格基準に満たない受講者への支援をお願いしたい。
講師要件	⑥リハビリテーション「看護師」を追加。 ➤ 講師確保が困難な科目であるとの実態への対応。 ➤ 訪問看護等で業務経験があり、リハビリテーションの知識を有する看護師を想定。
受講時間	53 時間(+修了評価1時間程度)に変更(3時間拡充) ➤ 内容の見直し・拡充 ➤ 科目追加(⑫ 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント)

(2) カリキュラムの見直し(案)について

本事業では、現行の指定講習カリキュラムを基に、前回(平成 27 年)の見直し以降の介護保険制度の改正や社会環境の変化等から見直しに加えるべき点を整理し、かつ、アンケート調査による指定講習事業者、福祉用具専門相談員(教育指導担当者)での実態や要望等を把握した上で、検討委員会において計4回、議論を重ねてきた。今回の見直しの概要は図表 204 の通り。

検討の過程において、第2回検討委員会までの議論を踏まえたカリキュラム見直し(案)を基に指定講習事業者、福祉用具貸与事業所の管理者・教育指導者へのヒアリング調査を行い、見直し(案)に対する懸念事項や実現可能性、変更点に関する負担感等を把握し、検討委員会での議論も踏まえ、福祉用具専門相談員に求められる基礎知識・スキルを学べるものとし、更に福祉用具貸与事業所で求めている研修へのニーズを反映したカリキュラムを見直し案として取りまとめた。

指定講習事業者、福祉用具貸与事業所の管理者・教育指導者の双方から新たに追加した科目・内容はどれも重要であり、必要であると見直し(案)に対する肯定的な意見も得られた。福祉用具貸与・販売の選択制の導入もあり、介護保険制度等の正しい理解や多職種連携の重要性が増しているため、内容の見直し・拡充とともに、新たな科目として「福祉用具の安全利用とリスクマネジメント(1.5 時間、講義・演習)」を加えた。今後、新たなカリキュラムでの受講を通じ、1人でも多くの福祉用具専門相談員が誕生し、利用者への適切なサービス提供が行われることを期待したい。指定講習カリキュラムの見直し(案)詳細は「4.2 カリキュラム見直し(案)」を参照いただきたい。

(3) 講師要件の見直し(案)について

カリキュラムの見直し(案)を基に、講師要件についても検討委員会での議論や指定講習事業者及び、福祉用具貸与事業所の管理者・教育指導者へのアンケート調査、ヒアリング調査での実態把握の結果も踏まえ見直しを検討した。指定講習事業者としては、カリキュラムが見直されることや、全体の研修時間が増えることに対してはカリキュラムの組み直し、各科目内での追加・修正や科目の新設に伴う講師の確保等、運営面への課題を懸念する声があった。特に講師の確保の難しさに対しては、事業者の属性や既存の講師の専門性等によって見解が分かれたところであった。

よって、科目別に見直した内容も踏まえ、既存の講師要件から大きく変更するのではなく既存の要件を踏襲する方針とした。但し、「リハビリテーション」の科目については、理学療法士または作業療法士が講師を務めることが多いが、確保が難しいという声もあり、ヒアリング調査において訪問看護などの看護師も講師になり得るのではないかと提案があり、検討委員会での議論も踏まえ、新たに追加することとした。

また、今回新たに追加した「福祉用具の安全利用とリスクマネジメント」については、現場の実態や経験を踏まえて福祉用具貸与事業所などの現場経験者が講師を務めるのが良いのではないかと意見が指定講習事業者、福祉用具貸与事業所の管理者・教育担当者双方から得られた。よって、福祉用具に関する安全利用・リスクマネジメントを指導できる職種として、理学療法士、作業療法士とともに、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー研修修了者、介護機器相談指導員など、他の科目の講師要件にも該当する職種を要件として追加することとした。

詳細は「4.2.3 講師要件の見直し(案)」を参照いただきたい。

(4) 指定講習事業者における指定講習の実施状況について

1) 講習日程・開催形式等について

アンケート調査に回答した指定講習事業者が実施している指定講習の日数は平均 8.1 日で、「平日(月～金)のみの日程で開催」している事業者が半数以上であった。ヒアリング調査において現行カリキュラムの受講時間 50 時間から更に受講時間を追加する点について意見を伺った際、時間数によっては1日または半日追加が必要となり、それに伴い、会場確保、講師への謝金等、費用面での増加も想定され、受講者数の確保が困難になっている状況も踏まえ、受講料の増額も検討する必要があることが示唆された。これは受講者を送り出す側の福祉用具貸与事業所としての費用負担の増加にもなる。また、開催形式については「対面開催」が8割以上であり、「オンライン開催」をしている事業者の割合は1割に満たなかった。これについても福祉用具貸与事業所の近隣での指定講習開催がなければ、遠方の会場への移動や宿泊費の発生などの負担が発生するところである。また、年に1回のみの開催としている指定講習事業者もあることから、受講時期を逃すと翌年まで受講できないということも発生する。

新型コロナウイルス感染症発生以降、各種研修会の開催においてオンラインの活用が進んでいるところであるが、指定講習については実施率が低い。特に福祉用具の特徴や福祉用具貸与計画の作成等の演習については、対面開催よりもオンラインで開催する場合には事前の準備や、受講者が学びやすいようにオンライン上でもわかりやすいようにカメラや動画等による工夫が必要である。これらについては、実施経験がないことから普及が進んでいないものと考えられるが、一部の事業者では、全ての科目につ

いてオンラインで開催されている実態もある。福祉用具貸与事業所からはオンライン開催の希望も半数程度あったことから、受講しやすい時期や会場、開催方法等が選択できるようになると、受講者や福祉用具貸与事業所にとっても負担が少なく、学びの機会が得られるようになるのではないかと考えられる。

2) 使用している教材について

使用している教材については、いずれの科目でも「市販のテキスト」が最も多く用いられていたが、「講師が独自に作成した副教材」を使用している場合も3～4割程度あった。講師が適宜、パワーポイント資料を作成して具体的な事例等を示すなど、受講者の理解がより深まるように工夫していることが推察される。また、科目によっては講師の経験を踏まえて一部内容を追加している場合もあるとのことであり、受講者にとっては具体的な事例とともに講義や演習を受講できることは、現場に戻ってからのイメージが付きやすく、有効なものと考えられ、本事業におけるカリキュラム見直し(案)においても、講義だけでなく、演習も組み合わせた指導を目的に見直しを行ったところである。

また、福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業を主たる事業としている事業者では、「市販・公開されている動画」あるいは「講師が独自に制作した動画」を使用している場合もあり、特にオンライン開催をしている事業者では、実際に福祉用具に触れた演習を行うことが出来ない代わりに、福祉用具の活用における独自の動画作成を行う、多くの福祉用具に関する動画を用意する等の工夫が行われている場合もあった。可能であれば、指定講習の中でも福祉用具に触れる機会を設けることが望ましいと考えられるが、オンラインでの受講も希望されている実態を踏まえ、指定講習事業者においては、オンラインでの演習においても、福祉用具の特徴や留意事項等が受講者に伝わりやすい工夫をする、テキストだけでなく副教材を準備し、事前に配布するなど、工夫次第で効果的な運営も可能なのではないかと考えられる。

3) 講師の選任・確保について

指定講習事業者の調査結果では、科目によって講師の選任・確保が「難しい」または「やや難しい」と回答した事業者が約6割を占めた。選任・確保の難しい理由としては、講師要件を満たす専門的な知識や経験を持つ人材の不足や日程調整の難しさ等が挙げられ、特に理学療法士、作業療法士等の確保が難しいといった声がアンケート調査において多く挙がっており、本事業においては検討委員会での議論も踏まえ、リハビリテーションの科目において、「看護師」を追加した。講師選定の難しさの改善に繋がることを期待している。

また、今回の調査では福祉用具専門相談員が講師要件になっているものの、その活用があまりみられなかった。介護保険制度が開始され、20年以上が経過し、一定の経験やスキル、知識を持つ福祉用具専門相談員も増えてきていると考えられ、実際に現場でのサービス提供を実施している福祉用具専門相談員についても講師として指導者になり得るのではないかと推察する。福祉用具専門相談員(教育担当者)への調査でも、講師になることで自身の学び直しの機会にもなるとの意見があったことから、今後、講師としての活躍も期待したい。

(5) 修了評価について

本事業の調査結果から、修了評価の設問について、テキストの出版社が提供しているものを毎年使用している事業者と、独自に作成している事業者があることがわかった。独自に作成している事業者では毎年事務局が中心となり講師と相談しながら設問を作成しているとのことだったが、福祉用具専門相談員の理解度、目標の到達度を評価するにあたり、適切な設問になっているのか迷いがあるとの声があった。これを踏まえ、科目別の目的、到達目標の見直しについても検討委員会で議論いただいた。現行カリキュラムに記載されている「列挙する」「概説できる」などの表記については、各科目における「目的」の達成度を評価する指標として適切に設定されているため、見直しは行わないこととした。但し、「列挙する」「概説できる」としている意図が指定講習事業者に正しく伝わっていない(迷いを与えている)と考えられるため、指定講習カリキュラムの見直し(案)とともに、修了評価を設けている目的や到達目標に記載している「列挙する」「概説できる」の意図について周知していく必要がある。

修了評価の合格基準については、調査結果から7割前後を合格基準として、それに満たなかった場合は再テストや補講を実施していることが把握できた。しかし、合格基準が都道府県ごとに異なることや、そもそも合格基準を設けていないという事業者も1割程度存在する。

また、修了評価は一部の科目を欠席した場合には受けることができない。指定講習事業者によっては、欠席した科目について個別対応やレポート提出で代替している実態があったが、翌年に欠席科目のみまたは全科目の再度受講が必要になる実態も把握された。修了評価は落とすためのテストという位置づけではなく、あくまで受講者の理解度や到達目標に対する達成状況进行评估するものである。よって、合格基準に満たなかった場合には、個別に補講を行う、レポート提出を求める等の対応を実施するという指定講習事業者もあった。

修了評価については、統一した設問や合格基準、受講者へのフォロー体制などは決められていないため、指定講習事業者が迷わず対応できるような指針等が示されることが望まれる。

5.2 今後の課題

(1) 講義の質の均質化について

本事業を通じ講師の確保や質の均質化についても課題があることがわかった。指定講習事業者の多くは科目別に開催日程を踏まえ講師依頼を行っており、講義内容についても講師と事務局における1対1での調整になっているところが多い。しかし、本指定講習は全ての科目の内容を総合的に理解することで、福祉用具専門相談員として必要な知識・技術を学ぶものになっている。よって、カリキュラムの横断的な関係性も各講師には理解いただくことが重要である。指定講習事業者については、講師同士の連携の機会や指定講習への理解促進について配慮いただきたい。

また、講師確保に課題を持つ指定講習事業者においては現場経験が豊富な福祉用具専門相談員や事業所の管理者、講義・指導ができる福祉用具専門相談員(福祉用具サービス計画作成 SV 養成研修修了者等)を活用することも一案である。特に今回新たに追加した「福祉用具の安全利用とリスクマネジメント」については、高齢者の身体機能や動作等を学んでいる理学療法士や作業療法士などの有資格者だけでなく、実際に利用者と関わっている現任の福祉用具専門相談員に講師を依頼することで、実際の現場経験を踏まえた講義や演習の実施が期待できる。

さらに、講義・演習の内容の質の標準化に向けて、現在は市販のテキストとともに各講師が独自で作成した副教材を活用しているケースが多い。副教材は講師が講義用にわかりやすく説明資料を工夫していたり、講師の経験を基に具体的な事例を紹介いただいている一方、講師によってその濃淡が異なるため、質のばらつきに繋がっている可能性が推察される。よって、今後、指定講習事業者で共通で利用できる動画コンテンツや演習教材の配布、講師向けの指導ポイントをまとめるなど、受講者にとって指定講習で学ぶべき内容を確実に修得できる取組が必要である。

(2) 修了評価について

1) 評価基準について

指定講習の実施方法及び基準²として、「指定講習の修了評価については、指定講習修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要がある。」「修了評価の実施方法については、筆記の方法により一時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする」の記載に留まり、その具体的な内容や合格基準等は定められておらず、管轄する各都道府県によって異なる実態がある。

また、修了評価の設問を毎年同じものを使っている事業者があることも課題となっている。指定講習事業者によっては、毎年講師と相談の上、設問の見直しを実施している事業者もあったが、作成にあたり苦慮している実態もあった。よって、修了評価の標準化に向けて、指定講習事業者向けに修了評価の設問や解説、合格基準等を配布するなどの取組が必要である。

² 「福祉用具専門相談員について」(平成 18 年3月 31 日付け厚生労働省老健局振興課長通知、平成 26 年 12 月 12 日最終改正)

2) 欠席者や合格基準に満たなかった者への支援等について

指定講習事業者へのヒアリング調査では、年1回のみの開催の場合、欠席者への対応として別日に補講をする、レポート提出で代替するなどの対応により、修了評価の対象とする事業者があった。しかし、1科目でも欠席してしまうと修了評価の対象外となってしまう、翌年に欠席科目または全科目の再受講としている事業者もあり、福祉用具専門相談員の認定を受けることができないという実態もあった。介護現場の人材不足の実態もあり、1人でも多く現場で活躍いただくため、各指定講習事業者には欠席者への補講を行う体制づくりや修了評価で合格基準に満たなかった者への対応など、手厚い支援をお願いしたい。

ただし、年1回のみの開催としている指定講習事業者も多く、欠席者への個別フォローが難しいケースも想定される。欠席科目のみ他の指定講習事業者が開催する研修を受講できるようにするなどの対応が可能になれば、1日でも早く福祉用具専門相談員として就労できる。しかし、現在は指定講習事業者別に研修の運営方法や受講料等が決められており、指定講習事業者を指定する都道府県ごとに求める基準や対応内容が異なっていることも課題であり、指定講習の均質化に向けた基準の統一化に向けた研修のあり方等を検討していく必要がある。

また、受講者の個人情報の取り扱いや、科目別の出欠状況の確認、修了証の発行など、申込先の指定講習事業者と異なる指定講習事業者の研修を受講するには様々な課題があり、今後引き続き課題を整理し、その対応策について検討していく必要がある。

(3) ICT 等を活用したオンライン開催について

指定講習の効果的な運営方法として、ICT 等を活用したオンラインでの開催については、一部の指定講習事業者では既に導入されている実態があった。受講者負担の軽減も踏まえ、福祉用具貸与事業所からのニーズも一定把握できたところであり、受講のしやすさの観点からはオンライン開催も今後必要になってくるのではないかと推察される。既にオンラインによる開催を導入している指定講習事業者では様々な工夫を行い、質を担保して実施できるよう配慮されていたが、オンラインで実施した場合にも集合型の研修同様に福祉用具専門相談員として備えるべき知識や技術が得られているか、本事業の中では検証していない。よって、今後、オンラインで受講した場合の講義内容等の質の担保については検証が必要であり、新たにオンラインによる開催を検討している指定講習事業者に対し、オンライン開催にあたっての留意事項等も整理し、指定講習事業者間の差を生まない工夫が必要である。

また、指定講習事業者のうち、受講者アンケートを実施していない事業者が約5割という結果であった。指定講習事業者として受講者にとって効果的な運営に繋がるよう、受講者アンケートを通じて受講者ニーズへの対応・改善も期待したい。

(4) 福祉用具専門相談員の継続的なスキルアップに向けて

本事業で検討した指定講習は、介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定し、介護保険制度によるサービス提供を行う専門職として、基本的な知識・技術を網羅的に学ぶことに重点を置き、見直しを検討した。

指定講習受講後、受講者の多くは福祉用具貸与事業所内での OJT を中心とした指導を受けることで経験を積んでいる実態が本事業の調査結果からも明らかとなったが、一定の経験を積んだ後の更な

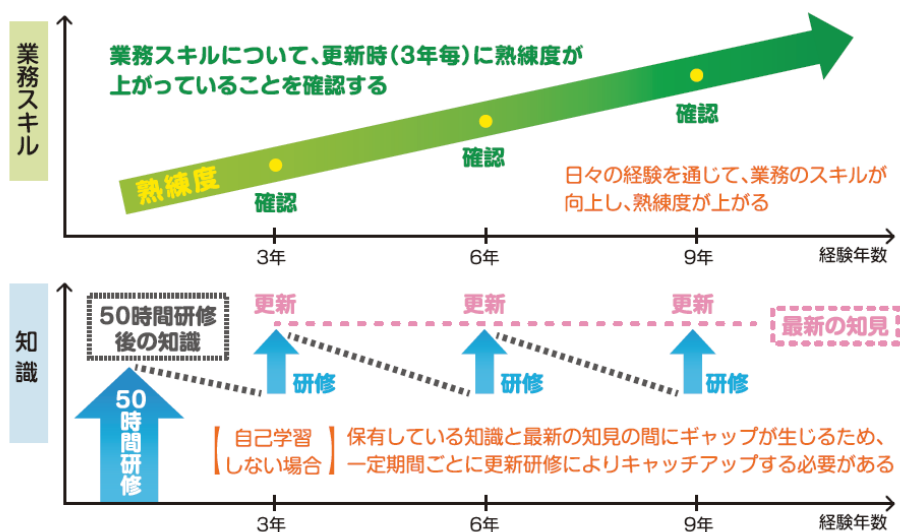
る知識やスキルを修得する方法や頻度などは福祉用具専門相談員個人に委ねられている。

そのため、本事業で見直しを行ったカリキュラム見直し案では、最後の講義・演習において全体内容の振り返りとともに継続的に研鑽することの必要性を学ぶ構成としている。修了評価での理解度を踏まえ、福祉用具専門相談員個人としても、自身の課題を整理し、不足する知識についてはテキストや副教材を振り返る、福祉用具に関する新たな情報や利用安全に関する情報の収集に努めるなど、福祉用具専門相談員として求められている知識・スキルの修得に継続的に取り組むことが重要である。

また、職能団体である当会では自主事業として福祉用具専門相談員の質の向上に向けて、最新の知識を修得するための更新研修(ふくせん認定)の実施や、サービス提供における標準様式の作成・周知、各種研修会の企画・開催や周知、学習ツールとして動画配信サービスやハンドブック等の作成を行っている。今回まとめられた指定講習カリキュラム案を実行に移すとしても、一定の準備期間が必要である。教材や修了評価などの課題に対し、職能団体として今後も学習ツールの作成や継続的な研修の実施を通じて支援していくが、指定講習機関・講師、事業所におかれても福祉用具専門相談員に求められる役割の重要性と質の向上のための講習について今後も尽力いただきたい。さらに、継続的な自己研鑽が進められるようお願いしたい。

図表 205 業務スキルと継続的な知識修得イメージ

- ・業務の経験を重ねることにより、福祉用具専門相談員としての熟達度は向上する。
- ・一方で、知識については、一定頻度で、最新の動向を踏まえて、新しい情報を獲得する必要があると考えられる。



(平成27年度老健事業「専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員の配置に向けた研修カリキュラム等に関する調査研究事業」より抜粋)

※更新研修(ふくせん認定)の受講イメージ図より抜粋

6. 参考資料

6.1 指定講習事業者向け調査票

「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」																																																		
指定講習事業者向け調査票																																																		
■ 本調査の目的 ・ 福祉用具専門相談員指定講習については、「社会保障審議会介護給付費分科会」における令和3年度介護報酬改定に関する審議報告や、令和4年9月にまとめられた「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」のこれまでの議論の整理において、福祉用具の利用安全の促進、福祉用具専門相談員に必要な能力の向上等の観点から、カリキュラムの見直しについて指摘がされています。 ・ 本調査では、各都道府県の指定講習事業者が行っている現行カリキュラムによる指定講習会の内容の実態を把握するとともに、見直しにあたり、求められる対応や課題等を把握することを目的としております。																																																		
■ 記入にあたってのお願いとご注意 ・ この調査票は貴団体において福祉用具専門相談員指定講習を担当している方がご記入ください。 ・ 特に指定のない限り、選択肢の番号1つを選んで○印をお付けください。 ・ () の箇所には、具体的に言葉や数字をご記入ください。 ・ 数字を記入する欄が0（ゼロ）の場合は空欄にせず「0」とご記入ください。 ・ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒で令和5年10月6日(金)までにご返送ください。																																																		
■ 調査に関するお問い合わせ先 「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」事務局 調査実施主体 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん） 担当：川口、池本 〒108-0073 東京都港区三田2-14-7 ローレル三田404号室 TEL：03-5418-7700 FAX：03-5418-2111（平日 9時～18時）																																																		
問1 貴事業者の基本情報について																																																		
(1) 指定を受けている都道府県（○はいくつでも）																																																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">1. 北海道</td> <td style="width: 16.6%;">2. 青森県</td> <td style="width: 16.6%;">3. 岩手県</td> <td style="width: 16.6%;">4. 宮城県</td> <td style="width: 16.6%;">5. 秋田県</td> <td style="width: 16.6%;">6. 山形県</td> </tr> <tr> <td>7. 福島県</td> <td>8. 茨城県</td> <td>9. 栃木県</td> <td>10. 群馬県</td> <td>11. 埼玉県</td> <td>12. 千葉県</td> </tr> <tr> <td>13. 東京都</td> <td>14. 神奈川県</td> <td>15. 新潟県</td> <td>16. 富山県</td> <td>17. 石川県</td> <td>18. 福井県</td> </tr> <tr> <td>19. 山梨県</td> <td>20. 長野県</td> <td>21. 岐阜県</td> <td>22. 静岡県</td> <td>23. 愛知県</td> <td>24. 三重県</td> </tr> <tr> <td>25. 滋賀県</td> <td>26. 京都府</td> <td>27. 大阪府</td> <td>28. 兵庫県</td> <td>29. 奈良県</td> <td>30. 和歌山県</td> </tr> <tr> <td>31. 鳥取県</td> <td>32. 島根県</td> <td>33. 岡山県</td> <td>34. 広島県</td> <td>35. 山口県</td> <td>36. 徳島県</td> </tr> <tr> <td>37. 香川県</td> <td>38. 愛媛県</td> <td>39. 高知県</td> <td>40. 福岡県</td> <td>41. 佐賀県</td> <td>42. 長崎県</td> </tr> <tr> <td>43. 熊本県</td> <td>44. 大分県</td> <td>45. 宮崎県</td> <td>46. 鹿児島県</td> <td>47. 沖縄県</td> <td></td> </tr> </table>			1. 北海道	2. 青森県	3. 岩手県	4. 宮城県	5. 秋田県	6. 山形県	7. 福島県	8. 茨城県	9. 栃木県	10. 群馬県	11. 埼玉県	12. 千葉県	13. 東京都	14. 神奈川県	15. 新潟県	16. 富山県	17. 石川県	18. 福井県	19. 山梨県	20. 長野県	21. 岐阜県	22. 静岡県	23. 愛知県	24. 三重県	25. 滋賀県	26. 京都府	27. 大阪府	28. 兵庫県	29. 奈良県	30. 和歌山県	31. 鳥取県	32. 島根県	33. 岡山県	34. 広島県	35. 山口県	36. 徳島県	37. 香川県	38. 愛媛県	39. 高知県	40. 福岡県	41. 佐賀県	42. 長崎県	43. 熊本県	44. 大分県	45. 宮崎県	46. 鹿児島県	47. 沖縄県	
1. 北海道	2. 青森県	3. 岩手県	4. 宮城県	5. 秋田県	6. 山形県																																													
7. 福島県	8. 茨城県	9. 栃木県	10. 群馬県	11. 埼玉県	12. 千葉県																																													
13. 東京都	14. 神奈川県	15. 新潟県	16. 富山県	17. 石川県	18. 福井県																																													
19. 山梨県	20. 長野県	21. 岐阜県	22. 静岡県	23. 愛知県	24. 三重県																																													
25. 滋賀県	26. 京都府	27. 大阪府	28. 兵庫県	29. 奈良県	30. 和歌山県																																													
31. 鳥取県	32. 島根県	33. 岡山県	34. 広島県	35. 山口県	36. 徳島県																																													
37. 香川県	38. 愛媛県	39. 高知県	40. 福岡県	41. 佐賀県	42. 長崎県																																													
43. 熊本県	44. 大分県	45. 宮崎県	46. 鹿児島県	47. 沖縄県																																														
(2) 法人種別	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.3%;">1. 株式会社</td> <td style="width: 33.3%;">2. 公益社団・財団法人</td> <td style="width: 33.3%;">3. 一般社団・財団法人</td> </tr> <tr> <td>4. 社会福祉法人</td> <td>5. 学校法人</td> <td>6. 医療法人</td> </tr> <tr> <td>7. 特定非営利活動法人</td> <td>8. 公法人</td> <td>9. その他 ()</td> </tr> </table>		1. 株式会社	2. 公益社団・財団法人	3. 一般社団・財団法人	4. 社会福祉法人	5. 学校法人	6. 医療法人	7. 特定非営利活動法人	8. 公法人	9. その他 ()																																							
1. 株式会社	2. 公益社団・財団法人	3. 一般社団・財団法人																																																
4. 社会福祉法人	5. 学校法人	6. 医療法人																																																
7. 特定非営利活動法人	8. 公法人	9. その他 ()																																																
(3) 主たる事業	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">1. 福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業</td> </tr> <tr> <td>2. 福祉用具貸与事業などの在宅サービス</td> </tr> <tr> <td>3. その他()</td> </tr> </table>		1. 福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業	2. 福祉用具貸与事業などの在宅サービス	3. その他()																																													
1. 福祉用具専門相談員指定講習を含む研修事業																																																		
2. 福祉用具貸与事業などの在宅サービス																																																		
3. その他()																																																		
(4) 福祉用具専門相談員指定講習：講習課程の日数	() 日間																																																	
(5) 講習日程 (○はいくつでも)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 平日（月～金）のみの日程で開催</td> <td style="width: 50%;">2. 平日・土日祝日併せた日程で開催</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3. 土日祝日のみの日程で開催</td> </tr> </table>		1. 平日（月～金）のみの日程で開催	2. 平日・土日祝日併せた日程で開催	3. 土日祝日のみの日程で開催																																													
1. 平日（月～金）のみの日程で開催	2. 平日・土日祝日併せた日程で開催																																																	
3. 土日祝日のみの日程で開催																																																		
(6) 受講料	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.3%;">1. 20,000 円未満</td> <td style="width: 33.3%;">2. 20,000 円～29,999 円</td> <td style="width: 33.3%;">3. 30,000 円～39,999 円</td> </tr> <tr> <td>4. 40,000 円～49,999 円</td> <td>5. 50,000 円～59,999 円</td> <td>6. 60,000 円以上</td> </tr> </table>		1. 20,000 円未満	2. 20,000 円～29,999 円	3. 30,000 円～39,999 円	4. 40,000 円～49,999 円	5. 50,000 円～59,999 円	6. 60,000 円以上																																										
1. 20,000 円未満	2. 20,000 円～29,999 円	3. 30,000 円～39,999 円																																																
4. 40,000 円～49,999 円	5. 50,000 円～59,999 円	6. 60,000 円以上																																																
(7) 直近の福祉用具専門相談員指定講習会の開催実績	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">①開催した年月</td> <td style="width: 70%;">西暦 () 年 () 月</td> </tr> <tr> <td>②定員数</td> <td>() 人</td> </tr> <tr> <td>③受講者数</td> <td>() 人</td> </tr> </table>		①開催した年月	西暦 () 年 () 月	②定員数	() 人	③受講者数	() 人																																										
①開催した年月	西暦 () 年 () 月																																																	
②定員数	() 人																																																	
③受講者数	() 人																																																	

問2 受講者に関する内容について	
(1) 直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習会の受講者の <u>主な</u> 職業・職種（○はいくつでも）	1. 把握していない 2. 福祉用具貸与事業所職員 3. 福祉用具貸与事業所以外の介護サービス事業所職員 4. リハビリテーション職、医療関係者 5. 医療福祉介護職以外の一般企業職員 6. 学生 7. その他（ ）
(2) 直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習会の受講者に対する指定講習事業者独自のアンケート実施・集計の有無	1. 実施している ※提供可能な場合は、本調査票返送時に実施結果のご提供（同封）をお願いいたします 2. 実施していない

問3 直近で開催した指定講習会の実施方法とオンライン活用状況について

(1) 直近で開催した福祉用具専門相談員指定講習会の各科目の実施方法

※以下の①～⑭について、以下の選択肢を参照し、あてはまる番号を記入してください。

選択肢	ア：開催形式		1. 対面開催 2. オンライン開催		
	イ：実施方法		1. 講義 2. グループワーク 3. ロールプレイ		
	ウ：使用している教材		1. 市販のテキスト 2. 講師が独自に作成した副教材 3. 市販・公開されている動画 4. 講師が独自に制作した動画 5. その他		
科目			ア：開催形式	イ：実施方法 (あてはまるもの全て)	ウ：使用している教材 (あてはまるもの全て)
記入例1	福祉用具の役割	例	対面開催	講義のみ	市販のテキストのみ
		選択肢	1	1	1
記入例2	福祉用具の役割	例	オンライン開催	講義と個人ワークの組み合わせ	市販のテキストと講師作成の教材
		選択肢	2	1 2	1 2
①	福祉用具の役割				
②	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理				
③	介護保険制度の考え方と仕組み				
④	介護サービスにおける視点				
⑤	からだところの理解				
⑥	リハビリテーション				
⑦	高齢者の日常生活の理解				
⑧	介護技術				
⑨	住環境と住宅改修				
⑩	福祉用具の特徴				
⑪	福祉用具の活用				
⑫	福祉用具の供給と仕組み				
⑬	福祉用具の貸与と活用				
⑭	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成				
※ウ：使用している教材 上記で「5 その他」をご回答いただいた場合、具体的に教えてください。（自由記述）					

(2) ※(1)で、①～⑭までの全科目について「1. 対面開催」を選択した場合のみご回答ください。						
オンラインで福祉用具専門相談員指定講習会を実施していない理由 (〇はいくつでも)		1. 指定権者がオンラインでの実施を認めていないため 2. オンライン会議ソフトウェア（Zoom等）の操作知識習得が難しいため 3. 端末や通信環境整備に係る知識の習得が難しいため 4. 端末や通信環境整備に係る費用の捻出が難しいため 5. オンラインに対応できる講師の確保が難しいため 6. オンラインに対応した教材を作成することが難しいため 7. 通信環境の不具合発生時の対応が難しいため 8. オンラインでは受講者が講師とコミュニケーションをとることが難しいため 9. オンラインでは受講者の出席状況等を把握することが難しいため 10. その他 []				
(3) ※(1)で、演習科目である「⑪福祉用具の活用」または「⑭福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成」のうちいずれか1つ以上について「2. オンライン開催」を選択した場合のみご回答ください。						
演習をオンライン上で行う上での工夫や配慮（自由記述）						
(4) 直近に開催した福祉用具専門相談員指定講習会の各科目において主となる担当講師の属性						
※以下の①～⑭について、以下の選択肢を参照し、あてはまる番号を記入してください。						
ア：講師の所属		1. 貴法人内部の講師 2. 貴法人外の講師 3. 保健師 4. 看護師 5. 理学療法士 6. 作業療法士 7. 精神保健福祉士 8. 社会福祉士 9. 介護福祉士 10. 介護支援専門員 11. 福祉用具専門相談員 12. 福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者 13. 公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者 14. 介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員 15. 1級・2級建築士 16. 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤を含む) 17. その他				
イ：講師の属性	科目	ア：講師の所属	イ：講師の属性	科目	ア：講師の所属	イ：講師の属性
	① 福祉用具の役割			⑧ 介護技術		
	② 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理			⑨ 住環境と住宅改修		
	③ 介護保険制度の考え方と仕組み			⑩ 福祉用具の特徴		
	④ 介護サービスにおける視点			⑪ 福祉用具の活用		
	⑤ からだとこころの理解			⑫ 福祉用具の供給と仕組み		
	⑥ リハビリテーション			⑬ 福祉用具の貸与と活用		
	⑦ 高齢者の日常生活の理解			⑭ 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成		
(5) 講師の選任・確保は難しいですか		1. 難しい 2. やや難しい 3. 難しくない				
(6) (5)で「1.難しい」「2.やや難しい」と選択された場合のみ どのような点が難しいか教えてください (自由記述)						

問4 福祉用具専門相談員指定講習の受講時間数や内容について	
(1) 直近で開催した指定講習の受講時間数 (修了評価に要した時間は除く)	1. 50時間 →問5にお答えください 2. 51時間以上 →(2)にお答えください
(2) 時間数を増やした科目や内容、増やした時間数などを教えてください (自由記述)	
(3) 受講時間を増やした理由 (〇はいくつでも)	1. 既定時間では不足しているため 2. 福祉用具専門相談員としての資質向上のため 3. 講師から時間数を増やすよう要望があったため 4. 受講者からの要望が多いため 5. 他社の指定講習会との差別化をはかるため 6. 受講者の経歴やバックグラウンドに差があることに配慮したため 7. その他 []
問5 修了評価について	
(1) 設問数	() 問
(2) 出題範囲	1. カリキュラム科目全般から出題 2. カリキュラム科目から部分的に出題 ⇒具体的内容 []
(3) 合格ラインの有無	1. あり ⇒正解率 () 割以上で合格 2. なし →問6にお答えください
(4) ※(3)で「1. あり」を選択した場合のみ 合格ラインに満たなかった場合の対応	1. 補講 2. 再テスト 3. レポート提出 4. その他 []
問6 その他	
(1) 福祉用具専門相談員指定講習の質を担保するために実施している工夫・取組について教えてください (自由記述)	
(2) 福祉用具専門相談員指定講習の内容や運営面での質を担保していく上で、指定講習事業者としての職能団体等への要望について教えてください (〇はいくつでも)	1. 動画コンテンツの提供 2. オンライン化への相談・アドバイス 3. 現任者向け研修(福祉用具専門相談員更新研修(全国福祉用具専門相談員協会主催))の内容拡充 4. 福祉用具専門相談員指定講習の講師に対する研修 5. 修了評価(修了テスト)の提供 6. 特にない 7. その他 []

以上で調査は終了です。お忙しいところご協力ありがとうございました。

6.2 福祉用具専門相談員(教育指導担当)向け調査票

「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」

福祉用具専門相談員（管理者・教育指導担当）向け調査票

■本調査の目的

- 福祉用具専門相談員の資格を取得するために実施される福祉用具専門相談員指定講習（以下、指定講習）については、「社会保障審議会介護給付費分科会」における令和3年度介護報酬改定に関する審議報告や、令和4年9月にまとめられた「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」のこれまでの議論の整理において、福祉用具の利用安全の促進、福祉用具専門相談員に必要な能力の向上等の観点から、カリキュラムの見直しについて指摘がされています。
- 本調査では、指定講習を受講した新任の福祉用具専門相談員を教育指導する立場の福祉用具専門相談員（管理者もしくは教育指導担当者）に、指定講習受講後の初任者に対する教育指導等や、指定講習で理解して欲しい教育内容等を把握することを目的としております。

■記入にあたってのお願いとご注意

- 本調査票へは、管理者もしくは新任に対する教育・指導担当者がご回答ください。**
- 特に指定のない限り、選択肢の番号1つを選んで○印をお付けください。
- () の箇所には、具体的に言葉や数字をご記入ください。
- 数字を記入する欄が0（ゼロ）の場合は空欄にせず「0」とご記入ください。
- ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒で**令和5年10月6日(金)まで**にご返送ください。

■調査に関するお問い合わせ先

「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」事務局

調査実施主体 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん） 担当：川口、池本

〒108-0073 東京都港区三田2-14-7 ローレル三田404号室

TEL：03-5418-7700 FAX：03-5418-2111（平日 9時～18時）

問1 基本情報について

1. 法人・事業所の基本情報

(1) 法人全体の福祉用具貸与事業所数	1. 1事業所	2. 2事業所	3. 3～5事業所
	4. 6～9事業所	5. 10事業所以上	
(2) 貴事業所の福祉用具専門相談員数 (常勤・業務従事者)	※福祉用具専門相談員としての経験年数別に回答してください		
	1年未満 () 人	5～10年未満 () 人	
	1～3年未満 () 人	10年以上 () 人	
	3～5年未満 () 人		
(3) 貴事業所における直近の福祉用具専門相談員指定講習の受講時期・受講者の人数	西暦()年 ()人		
(4) 福祉用具専門相談員指定講習受講費用の負担者	1. 個人負担	2. 法人全額負担	3. 法人一部負担

2. 福祉用具専門相談員（回答者）の基本情報

(1) 属性	1. 管理者	2. 教育・指導担当者	3. 両方
(2) 福祉用具専門相談員としての経験年数	() 年		
(3) 保有資格 (○はいくつでも)	1. 保健師	2. 看護師	3. 准看護師
	4. 理学療法士	5. 作業療法士	6. 社会福祉士
	7. 介護福祉士	8. 義肢装具士	9. 介護支援専門員
	10. その他 ()	11. 特になし	

(4) 履修済みの研修や取得している民間資格 (○はいくつでも)	1. 福祉用具選定士（日本福祉用具供給協会） 2. 福祉用具専門相談員更新研修（全国福祉用具専門相談員協会） 3. 福祉用具サービス計画SV(スーパーバイザー)養成研修（全国福祉用具専門相談員協会） 4. 福祉住環境コーディネーター（東京商工会議所）3級 2級 1級 5. 福祉用具プランナー（テクノエイド協会） 6. 福祉用具プランナー管理指導者(テクノエイド協会) 7. その他（ ） 8. 特になし
-------------------------------------	--

問2 現状の指定講習カリキュラムについて

福祉用具専門相談員指定講習を受講させることについて、福祉用具貸与事業所（管理者、教育・指導担当者）としてのお考えを教えてください。

(1) 本事業で指定講習カリキュラムを見直すにあたり、受講時間の増減を検討しています。 現在の福祉用具専門相談員指定講習の受講時間（50時間以上）について、回答者様のお考えを教えてください。		1. 現在の時間数が良い 2. 現在の受講時間数は多い 3. 現在の受講時間数は少ない 4. わからない
(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨今様々な研修や講義等がオンライン化に切り替わりました。 福祉用具専門相談員指定講習においてもオンライン化することとなった場合について、回答者様のお考えとその理由を教えてください。		
1. オンラインが良い 2. 集合型が良い 3. わからない	理由	(自由記述)
(3) 管理者・教育指導者として福祉用具専門相談員指定講習で理解してきて欲しい内容を教えてください。 ①あてはまるもの全てに○をつけてください ②①で○をつけたもののうち、特に重視する内容（最大3つまで）に○をつけてください		
① すべてに ○	② 最大3つ ○	理解してきて欲しい内容
1	1	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割・職業倫理
2	2	介護保険制度に関する基礎知識
3	3	高齢者と介護に関する基礎知識
4	4	高齢者と医療に関する基礎知識
5	5	障害者と日常生活用具・補装具についての基礎知識
6	6	福祉用具による支援の手順（サービス提供フロー）
7	7	福祉用具貸与計画等の作成に関する基礎知識
8	8	住環境と住宅改修に関する基礎知識
9	9	個別の福祉用具（介護ロボット・ICT機器を含む）に関する基礎知識
10	10	相談業務・対人援助に関する基礎知識（利用者とのコミュニケーション）
11	11	事故防止・リスクマネジメントに関する基礎知識
12	12	その他 →具体的に（ ）

問3 直近の福祉用具専門相談員指定講習受講者に対する法人・事業所内の教育・指導について

貴事業所が直近の福祉用具専門相談員指定講習の受講者を対象に行う教育・研修項目について教えてください。

1. 利用者へのサービス提供に関する基礎知識の習得に向けた教育・指導について

以下(1)～(13)について教育・研修の実施状況について教えてください。 ※ここでいう法人内とは、事業所内を含みます。		実施状況（○はいくつでも）		
		1. 法人内 研修を実施	2. 外部研 修へ参加	3. 実施し ていない
(1) 福祉用具に関する相談対応		1	2	3
(2) 利用者へのアセスメント（情報収集）に関する知識		1	2	3
(3) 個々の福祉用具の機能・特徴等の理解		1	2	3
(4) 福祉用具の複数提案・選定の考え方		1	2	3
(5) 福祉用具貸与・販売計画の作成方法		1	2	3
(6) 福祉用具貸与・販売計画に基づく利用者・家族への説明・同意の取得に関する知識		1	2	3
(7) 福祉用具の組立・調整に関する知識		1	2	3
(8) 福祉用具の操作方法に関する利用者・家族への説明の仕方		1	2	3
(9) 福祉用具の点検・メンテナンスに関する知識		1	2	3
(10) モニタリングの実施に関する知識		1	2	3
(11) モニタリングの結果を踏まえた福祉用具の継続・見直しの判断に関する知識		1	2	3
(12) 介護支援専門員等、多職種連携（チームアプローチ）の必要性・実施方法		1	2	3
(13) その他	〔 〕	1	2	3

2. 福祉用具専門相談員としての知識・技術等の向上に向けた教育・指導について

以下(1)～(5)について教育・研修の実施状況について教えてください。 ※ここでいう法人内とは、事業所内を含みます。		実施状況（○はいくつでも）		
		1. 法人内 研修を実施	2. 外部研 修へ参加	3. 実施し ていない
(1) 介護保険法等、制度改正に関する知識		1	2	3
(2) 新商品（介護ロボット・ICT機器等を含む）の機能・特徴等の理解		1	2	3
(3) 新商品に関する点検・メンテナンスの実施方法		1	2	3
(4) 事故・ヒヤリハット等の把握、リスクマネジメントの知識・実践方法		1	2	3
(5) その他	〔 〕	1	2	3

3. 教育・指導にあたっての課題等について	
(1) 福祉用具専門相談員指定講習受講者への基礎的な学び、実務に就くための指導など、福祉用具貸与事業所（管理者、教育・指導担当者）として工夫していることを教えてください。	（自由記述）
(2) 福祉用具専門相談員指定講習受講者への教育・指導にあたり、福祉用具貸与事業所（管理者、教育・指導担当者）としての課題を教えてください。	（自由記述）
(3) 新任者への教育・指導に関する職能団体等への要望がありましたら教えてください。 （〇はいくつでも）	1. 現場実務に関する研修会等の開催 2. 法人・事業所内での研修会講師等の派遣 3. 法人・事業所内での研修会等に活用できる資料等の提供 4. 研修機関等で実施する研修会等の情報提供 5. 法改正・製品情報等に関する情報提供 6. 福祉用具専門相談員としてのスキルアップを図るための研修・資格等の案内 7. その他 →具体的に { 8. 特になし

以上で調査は終了です。お忙しいところご協力ありがとうございました。

福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業
報告書

令和6年3月発行

発行者 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404
TEL 03-5418-7700
FAX 03-5418-2111

本事業は、令和5年度老人保健事業推進費等補助金の助成を受け行ったものです。

